

令和4年9月15日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官
平成29年(ワ)第7384号 特許権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和4年4月28日

判 決

5

原	告	ファミリーイナダ株式会社	
同	代表者代表取締役		
同	訴訟代理人弁護士	三 山 峻 司	
同		矢 倉 雄 太	
10	同	訴訟代理人弁理士	北 村 修 一 郎
同		森 俊 也	
同	同	訴訟復代理人弁護士	西 川 侑 之 介

10

15

被	告	株式会社フジ医療器	
同	代表者代表取締役		
同	訴訟代理人弁護士	重 富 貴 光	
同		古 庄 俊 哉	
同		石 津 真 二	
同		手 代 木 啓	
20	同	杉 野 文 香	
同		辻 本 希 世 士	
同		辻 本 良 和	
同		松 田 さ と み	
同	同	補佐人弁理士	丸 山 英 之

20

25

主 文

1 被告は、原告に対し、27億7983万1907円並びにうち14億733

1万0911円に対する平成29年8月17日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち13億0652万0996円に対する令和3年3月2日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

5 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

10 1 被告は、別紙1「被告製品目録」記載の各製品を製造し、販売し、輸出し、又は販売の申出をしてはならない。

2 被告は、別紙1「被告製品目録」記載の各製品を廃棄せよ。

3 被告は、原告に対し、55億円及びうち26億5000万円に対する平成29年8月17日から支払済みまで年5分の割合による金員並びにうち28億5000万円に対する令和3年3月2日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
15

第2 事案の概要

1 本件は、発明の名称を「マッサージ機」等とする3件の特許（以下「本件各特許」という。）に係る特許権（以下「本件各特許権」という。）を有する原告が、
20 被告が本件各特許の特許請求の範囲請求項記載の各発明の技術的範囲に属する製品を製造し、販売等することは本件各特許権の侵害に当たると主張して（本件各特許権と被疑侵害品とされる被告の製品の対応関係は、別紙2「特許権・対象被告製品目録」記載のとおりである。）、特許法100条1項及び2項に基づき、別紙1「被告製品目録」記載の各製品の製造、譲渡等の差止め及び廃棄を求めるとともに、主
25 位的に、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償のうち50億円に弁護士費用を加えた55億円並びにうち26億5000万円に対する訴状送達の日翌日であ

る平成29年8月17日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）所定年5分の割合による遅延損害金及びうち28億5000万円に対する令和3年2月26日付け請求の趣旨拡張の申立書送達の日翌日である令和3年3月2日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払を求め、主位的請求のうち消滅時効が認められた部分について、予備的に、不当利得返還請求権（民法703条、704条）に基づき、前同様の不当利得の返還を求める事案である。

2 前提事実（全体に関するもの。争いのない事実）

(1) 原告は、電気マッサージ器、美容体育機器、家庭用電気用品等の製造販売等を目的とする株式会社である。

(2) 被告は、医療機器、健康機器、家庭用電気機械器具等の製造販売等を目的とする株式会社である。

(3) 原告は、次の3件の特許（本件各特許。以下、次のアないしウの各特許を順に「本件特許Ⅰ」ないし「本件特許Ⅲ」といい、それぞれの特許に係る特許権を「本件特許権Ⅰ」ないし「本件特許権Ⅲ」という。）を有している。

ア	登録番号	特許第5209091号
	出願日	平成23年7月19日
	分割の表示	特願2008-21138の分割
	原出願日	平成14年6月3日
20	公開日	平成23年10月13日
	登録日	平成25年3月1日
	発明の名称	マッサージ機
イ	登録番号	特許第4617275号
	出願日	平成18年5月18日
25	分割の表示	特願平11-138809の分割
	原出願日	平成11年5月19日

公開日 平成18年8月17日
登録日 平成22年10月29日
発明の名称 椅子型マッサージ機
ウ 登録番号 特許第5009445号
5 出願日 平成24年3月19日
分割の表示 特願2009-275966の分割
原出願日 平成14年4月19日
公開日 平成24年6月14日
登録日 平成24年6月8日
10 発明の名称 マッサージ機

第3 本件各特許権に係る各請求の前提事実、当事者の主張及び当裁判所の判断(損害論を除く)

1 本件特許権Ⅰ関係

15 本件特許権Ⅰに係る前提事実、当事者の主張及び当裁判所の判断は、別紙Ⅰ記載のとおり。

2 本件特許権Ⅱ関係

本件特許権Ⅱに係る前提事実、当事者の主張及び当裁判所の判断は、別紙Ⅱ記載のとおり。

3 本件特許権Ⅲ関係

20 本件特許権Ⅲに係る前提事実、当事者の主張及び当裁判所の判断は、別紙Ⅲ記載のとおり。

第4 損害論に係る前提事実、当事者の主張及び当裁判所の判断

別紙Ⅳ記載のとおり。

第5 結論

25 原告の請求は、本件特許権Ⅱ及びⅢの侵害に係る損害賠償金等27億7983万1907円並びにうち14億7331万0911円に対する平成29年8月17日

から支払済みまで改正前民法所定年5分の割合による遅延損害金及びうち13億0652万0996円に対する令和3年3月2日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

大阪地方裁判所第21民事部

10

裁判長裁判官

武 宮 英 子

15

裁判官

杉 浦 一 輝

20

裁判官

峯 健 一 郎

(別紙 1)

被告製品目録

番号	製品名	機種・型番	製造販売開始時期 (遅くとも)
1	CYBER－RELAX	AS－1000	H27.11 頃
2	CYBER－RELAX	AS－970	H26.11 頃
3	CYBER－RELAX	AS－960	H25.8 頃
4	CYBER－RELAX	AS－870	H27.11 頃
5	CYBER－RELAX	AS－860	H26.2 頃
6	CYBER－RELAX	AS－850	H24.3 頃
7	CYBER－RELAX	AS－845	H24.10 頃
8	CYBER－RELAX	AS－840	H22.2 頃
9	CYBER－RELAX	AS－830	H20.7 頃
10	Relax Solution	SKS－6700	H26.10 頃
11	Relax Solution	SKS－6600	H25.9 頃
12	Relax Solution	SKS－4600	H22.9 頃
13	Relax Solution	SKS－7000	H25.4 頃
14	Relax Solution	SKS－5600	H27.4 頃
15	Relax Solution	SKS－5500	H24.6 頃
16	Relax Solution	SKS－5500(Z)	H27.2 頃
17	Relax Solution	SKS－3800	H25.11 頃
18	Relax Solution	SKS－3800(S)	H26.3 頃
19	Relax Solution	AN－60	H25.9 頃
20	Solution Premium	VP－3000	H24.5 頃

21	Relax Solution	OH-5500	H25.3 頃
22	Relax Pro	SKS-70	H25.10 頃
23	SUPER RELAX	JT-FJ60	H25.9 頃
24	SUPER RELAX	OH-670	H27.12 頃
25	RELAX MASTER	AS-680	H28.5 頃
26	CYBER-RELAX	AS-780	H28.5 頃
27	CYBER-RELAX	AS-770	H27.1 頃
28	CYBER-RELAX comforpit	AS-760	H25.11 頃
29	CYBER-RELAX comforpit	AS-760(S)	H27.12 頃
30	CYBER-RELAX comforpit	AS-750	H23.10 頃
31	CYBER-RELAX	AS-740	H22.3 頃
32	CYBER-RELAX	AS-730	H20.7 頃
33	RELAX MASTER	AS-670	H26.12 頃
34	RELAX MASTER	AS-F60	H25.12 頃
35	Relax Solution	SKS-3100	H26.10 頃
36	Relax Pro	SKS-2900	H27.6 頃
37	Relax Solution	SKS-2800	H25.4 頃
38	SUPER RELAX	SKS-2000	H27.5 頃
39	SUPER RELAX	SKS-900	H26.2 頃
40	TRADDY	SKS-800	H23.10 頃
42	Relax Solution	JTR-150	H27.4 頃
44	TRADDY	TR-200	H27.12 頃

45	TRADDY	TR-100	H26.11 頃
46	CYBER-RELAX	AS-1100	H29.7.1 頃
47	RELAX MASTER	AS-690	H29.7.1 頃
48	Relax Solution	SKS-6900	
49	CYBER-RELAX	JP-1000	H28.3 頃
50		Premium4S	H27.11 頃
51		4D-970	
52	CYBER-RELAX	JP-870	
53		Premium4.0	
54	CYBER-RELAX	EC-3900	
55		Premium4D	
56		TC-900	
57	CYBER-RELAX	EC-3800	
58	CYBER-RELAX	EC-3850	
59	CYBER-RELAX	EC-3700	H22.12 頃
60	CYBER-RELAX	EC-2700	
61	CYBER-RELAX	JP-1100	H29.11 頃
62	CYBER-RELAX	EC-2800	

以上

特許権	請求項	被告製品
I	1	1～6、8～21、49～59
	2	6、15～18、20、21、57、58
	3	6、8、9、12、13、15～18、20、21、57～59
	4	6、15～18、20、21、57、58
II	1	1、8、9、12、13、22～24、46、48～50、59、61
	2	1、8、9、12、13、22～24、46、48～50、59、61
	3	1、8、9、12、13、22～24、46、48～50、59、61
III	1	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、59、60、62
	2	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、59、60、62
	3	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、59、60、62
	4	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、59、60、62
	5	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、59、60、62
	6	7、25～30、33～40、42、44、45、47、60、62

以上

別紙 I

(別紙 I)

第 1 前提事実

1 本件特許権 I

原告は、本件特許権 I を有している。

5 なお、後記 2 の本件訂正前の本件特許 I の特許請求の範囲、明細書及び図面（以下、明細書及び図面を「本件明細書 I」という。）の記載は、別紙「特許公報（甲第 4 号証）」のとおりである。

2 訂正請求等

原告は、被告が本件特許 I の特許請求の範囲請求項 1～4 についての無効審判請求をしたことに対し、平成 26 年 2 月 13 日付けの訂正請求書において、同請求項
10 1～4 につき訂正請求を行ったところ、特許庁は、同年 5 月 27 日、原告の訂正請求を認めた上で、被告の無効審判請求は成り立たないとの審決をし、その後、同審決は確定した（以下「本件訂正」という。甲 A 4、乙 A 20、弁論の全趣旨）。

3 構成要件

15 本件訂正後の本件特許 I の特許請求の範囲請求項 1～4（以下、項順に「本件発明 I-1」などといい、これらを併せて「本件発明 I」と総称する。）の構成要件は次のとおり分説される。なお、下線部は、本件訂正による訂正部分である。

(1) 請求項 1（本件発明 I-1）

A 座部と、

20 B マッサージ機能を有する複数の脚保持部材を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材には足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部と、

C 前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段と、を備え、

D 前記脚載せ部は、前記座部の前部に対して回動自在であり、

25 E 前記最先端の脚保持部は、

E 1 前記押し当て面と、

E 2 足の側部に対向させる足側面と、

E 3 左右方向における中央部に区画壁と、

E 4 前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアセルと、

5 E 5 前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、

F 他の脚保持部材は、

F 1 足の側部に対向させる脚側面と、

F 2 前記脚側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、

10 G 前記脚載せ部は、前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが前記座部の前部に対して足の長さ方向に移動可能、かつ、前記最先端の脚保持部材の前記足側面に設けられた前記エアセルと前記他の脚保持部材の前記脚側面に設けられた前記エアセルとの距離が変化するように、足の長さ方向に伸縮可能
15 であり、

H 前記抵抗付与手段は、前記足の力に抗する方向に前記最先端の脚保持部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

I マッサージ機。

(2) 請求項 2 (本件発明 I - 2)

20 J 座部と、

K マッサージ機能を有する少なくとも 3 つの脚保持部材を足の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材には足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部と、

L 前記押し当て面に付与される足の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段と、を備え、

25 M 前記脚載せ部は、前記座部の前部に対して回転自在であり、

N 隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を足の長さ方向にそれぞれ変更可能

であり、

○ 前記最先端の脚保持部材は、

○ 1 前記押し当て面と、

○ 2 足の側部に対向させる足側面と、

5 ○ 3 左右方向における中央部に区画壁と、

○ 4 前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアセルと、

○ 5 前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、

10 P 他の脚保持部材は、それぞれ

P 1 脚の側部に対向させる脚側面と、

P 2 前記脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、

15 Q 前記脚載せ部は、前記最先端の脚保持部材の前記足側面に設けられた前記エアセルと前記他の脚保持部材の前記脚側面に設けられた前記エアセルとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり、

R 前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記最先端の脚保持部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

S マッサージ機。

20 (3) 請求項 3 (本件発明 I - 3)

T 前記脚載せ部の脚先側下端には、下向き状態にある前記脚載せ部が伸長すると床に接地する車輪が設けられ、

U 前記脚載せ部は、伸長しながら上方へ回動可能であることを特徴とする

V 請求項 1 又は 2 に記載のマッサージ機。

25 (4) 請求項 4 (本件発明 I - 4)

W 前記他の脚保持部材は、左右方向における中央部に区画壁を有することを

特徴とする

X 請求項 2 に記載のマッサージ機。

4 被告製品 I

本件特許権 I との関係で、その被疑侵害品である被告の製品は、構成上の相違から次のとおり I - A、I - B、I - D 及び I - E に分類することができる（以下、これらを「被告製品 I」と総称し、各分類に属する被告製品を「被告製品 I - A」などと総称する。被告製品の番号は別紙 1「被告製品目録」の「番号」欄記載の番号による（以下同じ）。）。被告製品 I の具体的な構成については、当事者間に争いがある。原告は、被告製品 I - A との関係で本件発明 I - 1 の充足を、被告製品 I - B との関係で本件発明 I - 1 の充足を、被告製品 I - D との関係で本件発明 I - 1 ~ I - 4 の充足を、被告製品 I - E との関係で本件発明 I - 1 及び I - 3 の充足を主張している。

分類	代表被告製品	同様の構成を有する被告製品	侵害主張 (本件発明)
I - A	1	2、3、10、11、19、49~51	I - 1
I - B	5	4、14、52~56	I - 1
I - D	6	15~18、20、21、57、58	I - 1 ~ I - 4
I - E	8	9、12、13、59	I - 1、I - 3

次のとおり、被告製品 I - A が本件発明 I - 1 に係る構成要件 A、B、D ~ E 3 及び E 5 ~ I を充足すること、被告製品 I - B が本件発明 I - 1 に係る構成要件 A ~ E 3、E 5 ~ F 2、H 及び I を充足すること、被告製品 I - D が、本件発明 I - 1 に係る構成要件 A、B、D ~ E 3、E 5 ~ F 2、H 及び I、本件発明 I - 2 に係る構成要件 J、K、M、O ~ O 3、O 5 ~ S、本件発明 I - 3 に係る構成要件 T 及び U、本件発明 I - 4 に係る構成要件 W を充足すること、被告製品 I - E が、本件発明 I - 1 に係る A、B、D ~ E 3 及び E 5 ~ I、本件発明 I - 3 に係る構成要件 T 及び U を充足することは当事者間に争いがない（下表で、「○」は構成要件充足

性に争いがないことを示し、「争」は構成要件充足性に争いがあることを示す。構成要件V及びXは、他の請求項を引用しているために争いがあるとしたものであり、独立の争点ではない。)。

本件発明	構成要件	被告製品			
		I-A	I-B	I-D	I-E
I-1	A、B、D～E 3 及び E 5～F 2、H、I	○	○	○	○
	C	争	○	争	争
	E 4	争	争	争	争
	G	○	争	争	○
I-2	J、K、M、O～O 3、O 5～S	/	/	○	/
	L			争	
	N			争	
	O 4			争	
I-3	T及びU	/	/	○	○
	V			争	争
I-4	W	/	/	○	/
	X			争	

5 被告の行為

- 5 被告は、被告製品 I につき、別紙 1 「被告製品目録」の各「製造販売開始時期」欄記載の時期から、その製造販売を開始した。

6 争点

- (1) 本件発明 I の技術的範囲への属否（文言侵害の成否。争点 1）
- (2) 本件発明 I-1 の技術的範囲への属否（均等侵害の成否。争点 2）

第2 争点についての当事者の主張

1 本件発明 I の技術的範囲への属否（文言侵害の成否。争点1）

（原告の主張）

(1) 被告製品 I の構成

5 被告製品 I の構成は、別紙「被告製品 I - A 説明書（原告）」、同「被告製品 I - B 説明書（原告）」、同「被告製品 I - D 説明書（原告）」及び同「被告製品 I - E 説明書（原告）」記載のとおりである。

(2) 被告製品 I - A、I - D 及び I - E は「前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段」の構成を有するか（被告製品
10 I - A、I - D 及び I - E の構成要件 C の充足性、並びに、被告製品 I - D の構成要件 L の充足性）

ア 構成要件 C 及び L においては、「脚載せ部に付与する抵抗付与手段」と特定されているのみで、複数の脚保持部のそれぞれ全てに付与するとまで限定して記載されているわけではなく、脚載せ部の何れかの箇所に抵抗付与手段の機能が備わっ
15 ていれば足りる。また、構成要件 H を参照すると、抵抗付与手段は「前記脚の力に抗する方向に最先端の脚保持部材を付勢する付勢手段である」として、付勢方向が記載されているに留まる。

本件明細書 I の記載（【0004】～【0006】【0011】【0034】）を参酌すれば、「抵抗付与手段」の技術的意義は、押し当て面に足裏を押し当てることで抵抗付与手段
20 の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達するという点にある。

このような構成要件の文言や本件明細書 I に示される「抵抗付与手段」の技術的意義からすれば、「抵抗付与手段」は最先端の脚保持部材の押し当て面に付与される脚の力に抗する力を脚の力に抗する方向に付勢するものと解するのが相当であ
25 る。

イ 被告は、請求項や本件明細書 I における「脚載せ部」の文言、本件発明 I の

作用効果や出願経過を指摘するなどして、構成要件C及びLの「前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段」は、「押し当て面に付与される脚の力に抗する力」を「脚載せ部」を構成する複数の脚保持部材のそれぞれに加えることにより、複数の脚保持部材から構成される脚を載せるユニット全体に脚の力に抗する方向に付勢する部材であると解すべきであると主張する。

しかし、本件明細書Iの実施の形態において、脚が押し当て面を押している時の付勢手段である「ばね」の復元力は、複数の脚保持部材である、第2脚保持部材及び第1脚保持部材には作用していない。また、本件明細書Iには、抵抗付与手段が復元力を必須としていない旨の記載があるから、本件発明Iが、脚載せ部から脚を降ろすだけで自動的に脚載せ部が元の位置（収縮状態）に復帰するという作用効果を有するとの被告主張は誤りである。

また、本件訂正前の特許請求の範囲請求項1に係る発明は、「脚載せ部」が複数の脚保持部材から構成されることに限定せず、一つしか存在しない脚保持部材が「脚載せ部」である場合も含めていたところ、原告が出願経過で述べた意見等は、これを前提としたものであって、抵抗付与手段の脚の力に抗する力を、全ての脚保持部材に付与することを認めていたものでないことは明らかであり、むしろ最先端の脚保持部材にこの力を付与することを企図していたものといえる。

さらに、構成要件H及びRの「前記抵抗付与手段」の「前記」は、構成要件C及びLの「抵抗付与手段」であり、構成要件H及びRの「前記脚の力」の「前記」は、構成要件C及びL「前記押し当て面に付与される脚の力」のことを示している。本件明細書Iでは、「ばね24に代えて、何らかの抵抗付与手段を設けて適度の抵抗負荷を伴って伸縮するように構成することもできる。」、「但し、元の収縮状態に戻すにあたっては、手で押し戻す等の操作が必要になる。」と記載されていることから、「ばね24」のような「付勢手段」で無い何らかの「抵抗付与手段」を用いた場合に「自動的に収縮することができない」ことが記載されている。そうすると、

構成要件C及びLの「抵抗付与手段」と構成要件H及びRの「付勢手段」の関係は、構成要件C及びLの「抵抗付与手段」が上位の包括概念で、構成要件H及びRの「付勢手段」が下位の被包括概念の関係にあるといえる。実施形態についてみるに、「付勢手段」たる「ばね24」の復元力は最先端の第3脚保持部材に作用しており、第2脚保持部材及び第1脚保持部材の位置が定まるのはリンク装置の機能によるものであって、これを上位の包括概念的に表現をしているのが構成要件Cである。このように特許請求の範囲の記載では、構成要件Cの「前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する」という「抵抗付与手段」は、「前記脚の力に抗する方向に前記最先端の脚保持部材を付勢する」という「付勢手段」により達成されると記載されており、「抵抗付与手段」は、構成要件H及びRにより最先端の脚保持部材に脚の力に抗する力を付勢するものであると限定されている。

したがって、付勢手段は、他の脚保持部材にまで力を付与するものではない。

ウ 被告製品I-A、I-D及びI-Eの充足性について

被告製品I-Aは、「スプリング」の一端が第1スライドに取り付けられ、他端が底面保持部の後方端に取り付けられている。被施療者が押し当て面に足裏を押し当てて脚の力により押圧すると、A部材が脚の長さ方向に移動し、抵抗付与手段である「スプリング」が脚の力に抗する力を脚載せ部に付与するものである。この点については、被告製品I-D及びI-Eも同様の構成である。

したがって、被告製品I-A及びI-Eは構成要件Cを充足し、被告製品I-Dは構成要件C及びLを充足する。

(3) 被告製品Iは「足裏に押圧マッサージを施すエアセル」の構成を有するか(被告製品Iの構成要件E4の充足性及び被告製品I-Dの構成要件O4の充足性)

ア 構成要件E4及びO4の文言からは、押し当て面に設けられたエアセルの作用により、被施療者の足裏に押圧マッサージを施すということが読み取れるに留まり、エアセルが足裏に当接して押圧することに限定されることはない。

本件明細書 I の記載（【0020】）からも、エアの給排によってエアセルが膨張収縮して押圧マッサージを施すエアセルを有しており、被施療者の足に押圧マッサージを施すということが読み取れるに留まり、エアセルが足裏に当接することまでを求める記載やその示唆は存在しない。

5 したがって、「足裏に押圧マッサージを施すエアセル」とは、その字義どおり解するのが相当である。

イ 被告製品 I は、押し当て面の足裏にエアセルを備えており、かかるエアセルが膨張収縮することにより、突起物が上下することで被施療者の足裏に対し押圧マッサージを施すものである。

10 したがって、被告製品 I - A、I - B 及び I - E は構成要件 E 4 を充足し、被告製品 I - D は構成要件 E 4 及び O 4 を充足する。

(4) 被告製品 I - B 及び I - D は「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが…脚の長さ方向に移動可能、かつ、…脚の長さ方向に伸縮可能」の構成を有するか（被告製品 I - B 及び I - D の構成要件 G の充足性）

15 ア 本件発明 I - B との関係について

(ア) 本件明細書 I（【0002】～【0006】）によれば、本件特許 I では、抵抗付与手段を設け、さらに「最先端の脚保持部材」が移動可能で、これと「他の脚保持部材」の少なくとも一部が移動可能と構成することにより、脚載せ部に脚を載せて押し当て面に脚の力を付与することで、脚の長さに合わせた装置側の長さを施療器とともに移動するとの構成を採用し、施療器の調節を簡単に安定して行う技術が提供されている。かかる技術的意義を達成するためには、構成要件 G にいう「移動可能」、「伸縮可能」とは、最先端の脚保持部の押し当て面に脚の力を付与することで、被施療者の脚が脚の長さ方向に伸びるような機構を有するように「最先端の脚保持部材」が移動、伸縮すれば足り、最先端及び他の脚保持部材が「直線的に」伸縮（伸び縮み）することに限定されることはない。

20

25

また、「伸縮」とは、「伸びたり縮んだりすること。また、伸ばしたり縮めたり

すること。」であり、「伸縮する布地」「伸縮自在」「伸縮性」というように使用され、「直線的に伸び縮みさせる」というように物体が一直線上を動く直線運動に限定して使用される用語ではない。

したがって、「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが…脚の長さ方向に移動可能、かつ、…脚の長さ方向に伸縮可能」（構成要件G）とは、最先端の脚保持部の押し当て面が回動する構成を含むと解するのが相当である。

(イ) 被告は、本件明細書Iの記載から「伸縮」に「回動」は含まれないなどとして、構成要件Gは、各脚保持部材それぞれを脚の長手方向に直線的に移動させることができ、これにより、脚載せ部を脚の長手方向に直線的に伸び縮みさせることができることを意味すると解すべきである旨を主張する。

しかし、被告が指摘する本件明細書Iの記載部分における「回動」は、「回動」自体の動作が問題となっているが、構成要件Gでは、請求項の記載に即すると、「エアセルの距離」との関係で、「脚の長さ方向に伸縮可能」として、エアセルの距離が変化するかが問われているのであって、「最先端の脚保持部材」の「押し当て面」が踵の下方を回動軸芯として回動するかどうか自体が、充足論で問題となっているわけではない。また、構成要件Dの「最先端の脚保持部材」が「移動」する構成において、「移動」には、「脚保持部材」の直線的な移動だけでなく、円弧軌跡で疑似直線上を移動する構成も含まれる。

(ウ) 被告製品I-Bについて

被告製品I-Bは、第2スプリングの一端が第2可動部の踵側に取り付けられ、他端が第1可動部の第2スライダの左右両端から略垂直に延びる突起部に取り付けられている。これにより、踵を載せる部分を軸に、A部材の押し当て面のつま先側が上方又は下方に動く。かかる動作により、被告製品I-Bは、A部材とB部材との間に間隙を作り、脚載せ部に脚を載せて押し当て面に脚の力を付与することで、脚の長さに合わせた装置側の長さを施療器とともに移動するとの構成を採用している。このように、被告製品I-Bは、踵を載せる部分を軸にA部材のつま先側を上

方又は下方に動かすことで、脚載せ部を「伸縮」させている。

イ 被告製品 I-Dとの関係について

(ア) 構成要件Gにおいて、「それぞれが」との文言は「最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材」にかかっており、「他の脚保持部材」に関しては少なくとも
5 も一つの「他の脚保持部材」が移動可能であれば足りるとの記載であって、「他の脚保持部材」全てが移動可能であることは明記されていない。

本件明細書 I (【0034】)によれば、移動しない脚保持部材の存在する構成が明確に示唆されており、すべての脚保持部材が移動する必要はない。また、前記ア(ア)の
10 本件特許 I の技術的意義や本件明細書 I の記載に照らすと、すべての脚保持部材を移動させずともその作用効果を奏することが可能である。

以上から、構成要件Gは、すべての脚保持部材が脚の長さ方向に移動可能であることを要すると解する必要はなく、「最先端の脚保持部材」及び少なくとも一つの「他の脚保持部材」が移動可能であれば足りると解すべきである。

(イ) 被告は、前記ア(イ)のとおり主張するが、構成要件D～Fに照らすと、「脚
15 載せ部」は、「最先端の脚保持部材」と「他の脚保持部材」から構成され、「最先端の脚保持部材」が、構成要件E 1～E 5の構成を有し、「他の脚保持部材」が、構成要件F 1及びF 2の構成を有する。本件明細書 I には「また、上記実施形態では脚載せ部5が3つの脚保持部材5 1～5 3を備えた構造としたが、脚保持部材の数は3に限定されるものではなく、2つ又は4つ等であってもよい。」(【0033】)
20 とされていることから、「脚保持部材」が二つの場合、一つの「最先端の脚保持部材」と一つの「他の脚保持部材」でもよく、「脚保持部材」が四つの場合、一つの「最先端の脚保持部材」と三つの「他の脚保持部材」でもよい。構成要件Gの「それぞれ」は、「最先端の脚保持部材」と「他の脚保持部材」にかかっているから、少なくとも「最先端の脚保持部材」と「他の脚保持部材」との双方の「脚保持部材」
25 との関係で、「それぞれ」の関係が認められれば、請求項1は充足する。

(ウ) 被告製品 I-Dについて

被告製品 I-D の C 部材は、座部の前部に固定されており、座部の前部との距離が変化しないものの、A 部材及び B 部材については、脚の長さ方向に移動可能であり、かつ、「最先端の脚保持部材」である A 部材と「他の脚保持部材」である B 部材に設けられたエアセルの距離が変化するように伸縮可能である。

5 ウ 以上から、被告製品 I-B 及び I-D は構成要件 G を充足する。

(5) 被告製品 I-D は「隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能」の構成を有するか（被告製品 I-D の構成要件 N の充足性）

ア 前記(4)イ(ア)と同様の理由により、「隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能」とは、「最先端の脚保持部材」及び少なくとも一つの「他の脚保持部材」が移動可能であれば足りると解すべきである。

イ 構成要件 I-D について

被告製品 I-D の A 部材及び B 部材については、脚の長さ方向に移動可能であり、かつ、「最先端の脚保持部材」である A 部材と「他の脚保持部材」である B 部材に設けられたエアセルの距離が変化するように伸縮可能である。

15 ウ 以上から、被告製品 I-D は構成要件 N を充足する。

(6) 前記のとおり、被告製品 I-D は、本件発明 I-1 及び I-2 の構成要件を充足する以上、構成要件 V 及び X も充足する。

(被告の主張)

(1) 被告製品 I の構成について

20 被告製品 I の構成は、別紙「被告製品 I-A 説明書（被告）」、同「被告製品 I-B 説明書（被告）」、同「被告製品 I-D 説明書（被告）」及び同「被告製品 I-E 説明書（被告）」記載のとおりである。

(2) 被告製品 I-A、I-D 及び I-E は「前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段」の構成を有するか（被告製品 I-A、I-D 及び I-E の構成要件 C の非充足性、並びに、被告製品 I-D の構成要件 L の非充足性）

ア 構成要件C及びLにおける「抵抗付与手段」は「押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する」ものであり、その文言上、抵抗付与手段が抵抗力を付与する対象は「前記脚載せ部」である。構成要件C及びLの「前記脚載せ部」とは、構成要件B及びKの「脚載せ部」を指していることは明らかであるところ、構成要件B及びKでは、「脚載せ部」とは「マッサージ機能を有する複数の脚保持部材を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材には足裏の押し当て面が設けられている」部材等とされているから、「脚載せ部」とは、複数の脚保持部材から構成される脚を載せるユニット全体（構成要件Lについては、少なくとも三つの脚保持部材から構成される脚を載せるユニット全体。以下同じ）を指すものである。また、「脚載せ部」の伸縮態様を示す構成要件G及びQの文言からも、最先端の脚保持部材及び他の脚保持部材が「脚載せ部」を構成すること、すなわち、「脚載せ部」は、複数の脚保持部材から構成される脚を載せるユニット全体を意味することは明白である。

また、本件明細書Iの記載（【0006】【0011】【0031】【0032】）を参酌すると、「抵抗付与手段」には2つの作用効果、すなわち、①被施療者が「抵抗付与手段」の抵抗力に抗して最先端の脚保持部材の足裏の押し当て面を足裏で押すことにより、他の脚保持部材の位置調節を行うことなく簡単に脚載せ部を脚の長さに対応した位置に調節できること、②「抵抗付与手段」の抵抗力により、被施療者が脚載せ部から脚を降ろすだけで自動的に脚載せ部が元の位置（収縮状態）に復帰することがある。しかし、「抵抗付与手段」の抵抗力が「脚載せ部」を構成する複数の脚保持部材の一部にしか付与されない場合には、「抵抗付与手段」の有する前記作用効果①②を奏功しないことから、「抵抗付与手段」による抵抗力は「脚載せ部」を構成する複数の脚保持部材のそれぞれに及び、これにより「脚載せ部」（脚を載せるユニット全体）が脚の力に抗する方向に付勢されている必要がある。

さらに、本件明細書Iの実施の形態では、複数の脚保持部材である、第1脚保持部材、第2脚保持部材及び第3脚保持部材がリンク装置で連動して移動するよう構

成されており、付勢手段である「ばね」とリンク装置により、第1脚保持部材及び第2脚保持部材にも押し当て面に付与される脚の力に抗する力が付与されている。

そして、本件特許Iの出願経過において、原告は、本件発明I-1には「脚載せ部から脚を下ろすことにより、自動的に足載せ部を元の位置に復帰させることができる」効果がある旨を述べるなどしていることから、原告が、脚載せ部の自動復帰という作用効果を奏することを否定するのは、禁反言の観点から許されない。

以上から、構成要件C及びLの「抵抗付与手段」は、「押し当て面に付与される脚の力に抗する力」（抵抗力）を「脚載せ部」を構成する複数の脚保持部材（構成要件Lについては、少なくとも三つの脚保持部材）のそれぞれに加え、これにより「脚載せ部」、すなわち複数の脚保持部材から構成される脚を載せるユニット全体を脚の力に抗する方向に付勢する部材であると解すべきである。

イ(ア) 被告製品I-A及びI-Eについて

被告製品I-A及びI-Eの「スプリング」は、一端が第1スライダに取り付けられ、他端が底面保持部の後方端に取り付けられている。被施療者が押し当て面に足裏を押し当てて脚の力により押圧すると、A部材のみが脚の長さ方向に移動し、被施療者の脚の力が除去されると、A部材はスプリングの付勢力（スプリングが短くなって自然長に戻ろうとする力）により、B部材に引き付けられ、同部材の方向に移動する。一方、B部材は、電力供給によりモータを駆動させ、ねじ軸が回転し、その回転方向に従ってナットが先端側又は基端側に移動するのに伴って脚の長さ方向に移動するものであり、モータが駆動していないときは、ねじ軸を介して保持部に固定されていることから、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧し、又は加えられていた被施療者の脚の力を除去しても移動しない。

被告製品I-A及びI-Eでは、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力で押圧した場合に、脚の長さ方向に移動するのはA部材のみであり、B部材を含むオットマン（「脚載せ部」に相当する。）を脚の長さに対応した位置に移動させることはできないし、被施療者が脚載せ部から脚を降ろした際に復帰する

のはA部材のみで、自動的にオットマン全体を元の位置（収縮状態）に戻すことはできない。

(イ) 被告製品I-Dについて

被告製品I-Dの「スプリング」は、一端が第1スライダに取り付けられ、他端
5 が底面保持部の後方端に取り付けられている。被施療者が押し当て面に足裏を押し
当てて脚の力により押圧すると、A部材のみが脚の長さ方向に移動し、被施療者の
脚の力が除去されると、A部材はスプリングの付勢力によりB部材に引き付けられ、
同部材の方向に移動する。一方、B部材は、電力供給によりモータを駆動させるこ
とにより、ねじ軸が回転し、その回転方向に従ってB部材が先端側又は基端側に移
10 動する。B部材は、モータが駆動していないときは、ねじ軸を介して保持部に固定
されていることから、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力に
より押圧し、又は加えられていた被施療者の脚の力を除去しても移動しない。また、
C部材は、座部に対して回動可能に接続されているものの、脚の長さ方向に移動す
るための機構を有しておらず、回動支点を介して座部に固定されている。C部材は、
15 被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧し、又は加え
られていた被施療者の脚の力を除去しても移動しない。

被告製品I-Dでは、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力
で押圧した場合に、脚の長さ方向に移動するのはA部材のみであり、B部材及びC
部材を含むオットマンを脚の長さに対応した位置に移動させることはできず、また、
20 被施療者が脚載せ部から脚を降ろした際に復帰するのはA部材のみで、自動的にオ
ットマン全体を元の位置（収縮状態）に戻すことはできない。

ウ 以上から、被告製品I-A、I-D及びI-Eは、構成要件Cを充足しない。

(3) 被告製品Iは「足裏に押圧マッサージを施すエアセル」の構成を有するか
(被告製品Iの構成要件E4の非充足性及び被告製品I-Dの構成要件O4の非充
25 足性)

ア 請求項の「押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエ

アセル」との文言から、被施療者の足裏にマッサージを施す施療部材は押し当て面に設けられた「エアセル」であることは明らかである。

本件明細書 I（【0020】）によれば、被施療者の足裏に対するマッサージは、足裏の押し当て面に配置されたエアセルに空気が給排されて膨張・収縮し、エアセル自体が足裏を押圧する方法によりなされ、足裏に対する押圧マッサージを行う施療部材としては、足裏に配置されたエアセル以外には示されていない。

以上のとおり、特許請求の範囲の記載、本件明細書 I の記載を参酌すると、「足裏に押圧マッサージを施すエアセル」とは、押し当て面に配置されたエアセルが足裏に押圧マッサージを施す施療部材であることを意味すると解すべきである。

10 イ 被告製品 I について

被告製品 I - A 及び I - B について、被施療者の足裏に押圧マッサージを施す施療部材は、突起物であるところ、押し当て面のエアバッグは、突起物のみを通す穴の開いた硬質な素材であり底面保持部に固定された押し当て面底板面により全体を覆われていることから、エアバッグは被施療者の足裏に当接して押圧する施療部材ではない。

被告製品 I - D 及び I - E について、被施療者の足裏に押圧マッサージを施す施療部材は、2 個の突起物であるところ、押し当て面のエアバッグは、突起物を通す穴の開いた硬質な素材であり底面保持部に固定された押し当て面底板面により全体を覆われていることから、エアバッグは被施療者の足裏に当接して押圧する施療部材ではない。

したがって、被告製品 I - A、I - B 及び I - E は構成要件 E 4 を充足せず、被告製品 I - D は構成要件 E 4 及び O 4 を充足しない。

(4) 被告製品 I - B 及び I - D は「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが…脚の長さ方向に移動可能、かつ、…脚の長さ方向に伸縮可能」の構成を有するか（被告製品 I - B 及び I - D の構成要件 G の非充足性）

ア 構成要件 G の文言によれば、本件発明 I - 1 では、複数の脚保持部材のそれ

5 ぞれが「脚の長さ方向に移動」することで、脚載せ部が「脚の長さ方向に伸縮」することになる。「脚の長さ方向」とは、一般的かつ常識的に考えれば、人体の脚の長手方向、すなわち、脚を伸ばした場合の太腿から足首を結ぶ直線の意味することから、構成要件Gに係る特許請求の範囲の文言上、「脚の長さ方向」の「移動」及び「伸縮」の態様は、脚の長手方向への直線的な「移動」及び「伸縮」を意味する。

10 本件明細書Iの記載（【0025】～【0028】、【図4】及び【図8】）によれば、脚の長さ方向とは、「第1ガイドレール61の案内方向」、【図4】の右方であり、この方向に、各脚保持部材のそれぞれが移動することで脚載せ部が伸縮する。本件明細書Iには、最先端の脚保持部材及び他の脚保持部材のそれぞれが被施療者の脚の長手方向に直線的に（「第1ガイドレール61の案内方向」、【図4】の右方に）移動し、脚載せ部が被施療者の脚の長手方向に直線的に伸び縮みする態様のみが開示されており、脚載せ部の移動及び伸縮の態様に関して他の態様を示す記載はない。また、本件明細書Iにおいては、円運動である「回動」と直線的な移動である「伸縮」は異なる動作として使い分けられていることから、「伸縮」に「回動」は含まれない。

20 以上から、「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが…脚の長さ方向に移動可能、かつ、…脚の長さ方向に伸縮可能」とは、被施療者の脚の長さに合わせた施療要所に脚保持部材を調節できるように、各脚保持部材それぞれを脚の長手方向に直線的に移動させることができ、これにより、脚載せ部を脚の長手方向に直線的に伸び縮みさせることができることを意味すると解すべきである。

イ(ア) 被告製品I-Bについて

25 被告製品I-Bの第2スプリングは、その一端が第2可動部の踵側に取り付けられ、他端が第1可動部の第2スライダの左右両端から略垂直に延びる突起部に取り付けられている。被施療者がA部材の押し当て面のつま先側を脚の力により押圧す

ると、第2スプリングが伸長し、A部材のつま先側が踵を載せる部分を軸に上方又は下方に動く。このA部材の動きは、回動軸を軸に下方又は上方に動く円運動であり、回動である。被告製品I-BのA部材は回動するのみであり、脚を伸ばした被施療者の足首が窮屈とならず自然な形になるようにするために、足首を開く構成であり、長さ調節を行うものではない。

(4) 被告製品I-Dについて

被告製品I-DのC部材は、座部の前部に固定されており、座部の前部とC部材との距離を変えることはできない。

ウ 以上から、被告製品I-B及びI-Dは、構成要件Gを充足しない。

(5) 被告製品I-Dは「隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能」の構成を有するか(被告製品I-Dの構成要件Nの非充足性)

ア 構成要件Nの文言からは「前記脚保持部材の各離隔距離」をいかなる方法で「脚の長さ方向にそれぞれ変更可能」であるのかは明らかではないところ、前記(2)アのとおり、本件発明I-2においては、「抵抗付与手段」は、抵抗力を「脚載せ部」を構成する少なくとも三つの脚保持部材のそれぞれに加え、これにより「脚載せ部」、すなわち、少なくとも三つの脚保持部材から構成される脚を載せるユニット全体を脚の力に抗する方向に付勢しているから(構成要件L)、「脚載せ部」を構成する少なくとも三つの脚保持部材がそれぞれ脚の長さ方向に移動可能であることが「隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能」であることの前提となっている。

本件明細書Iの記載及び出願経過に鑑みれば、本件発明I-2は、被施療者の脚の長さにかかわらず、各脚保持部材を移動させることで、被施療者のふくらはぎ、くるぶしの周辺、その中間の3箇所における適切な施療要所をマッサージすることが可能になるという作用効果を有し、かかる作用効果を奏するには、脚載せ部を構成する少なくとも三つの脚保持部材それぞれが移動可能でなければならない。

以上から、構成要件Nにおける「隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を脚の長

さ方向にそれぞれ変更可能」とは、「脚載せ部」を構成する少なくとも三つの脚保持部材をそれぞれ脚の長さ方向に移動可能とすることで、隣り合う脚保持部材の各離隔距離をそれぞれ変更可能とする構成であると解すべきである。

イ 被告製品 I-D について

5 被告製品 I-D のオットマンは、A 部材、B 部材及び C 部材の三つの部材で構成されるところ、A 部材及び B 部材は脚の長さ方向に移動可能であるが、C 部材は座部の前部に固定されており、脚の長さ方向に移動しない。

ウ 以上から、被告製品 I-D は構成要件 N を充足しない。

2 本件発明 I-1 の技術的範囲への属否（均等侵害の成否。争点 2）

10 （原告の主張）

(1) 被告製品 I-B について

ア 仮に、被告製品 I-B の構成が本件発明 I-1 に係る構成要件 G を充足しないとして文言侵害が成立しないとしても、次のとおり、被告製品 I-B の構成は構成要件 G の構成と均等なものとして、本件特許 I の技術的範囲に属する。

15 イ 相違部分は非本質的部分であること（第 1 要件）

本件発明 I-1 は、「従来の脚マッサージ装置では、脚の長さに合わせてねじ 104 の調節を行う必要があり、使用者が代わると、脚の長さも変わるので、その都度調節が必要となり、面倒である。」等の課題を解決すべく、「本発明は、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とする。」発明である。

20 本件発明 I-1 と被告製品 I-B とは、被告製品 I-B の A 部材が脚の長さ方向に移動可能で a 面（最先端の脚保持部材である A 部材の押し当て面に相当する。以下同じ）が踵の下方を回動軸芯として回動し、脚を伸ばした場合の太腿から足首を結ぶ直線的な移動をしない点で相違部分を有する。しかし、A 部材が脚の長さ方向
25 に移動可能で a 面が踵の下方を回動軸芯として回動するか、それとも脚を伸ばした場合の太腿から足首を結ぶ直線的な移動をするかという違いは、A 部材が座部の前

部に対して脚の長さ方向に移動可能である点で相違がない上、A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、A部材のa面が踵の下方を回動軸芯として回動するので、上記の課題解決手段を基礎づける特徴的部分は、そのままA部材とB部材の構成が実現している。

5 そうすると、前記の相違は、前記の課題解決手段を基礎づける特徴的部分ではなく、本件発明I-1の非本質的部分である。

したがって、本件発明I-1と被告製品I-BのA部材のa面の踵の下方を回動軸芯として回動するという構成の相違部分は、本件発明I-1の本質的部分ではない。

10 ウ 置換可能性があること（第2要件）

前記イのとおり、本件発明I-1は「脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とする。」発明である。

また、本件発明I-1の作用効果は「押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の
15 長さに対応した位置に達する。従って、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単である。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、脚保持部材が元の位置に復帰するので便利である。」というものである。被告製品I-Bは、A部材のa面が踵の下方を回動軸芯として回動すれば、A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化し、脚の長さに合
20 わせた装置側の長さ調節を簡単に行うことができる。なお、被告製品I-Bが本件発明I-1と同様の作用効果を奏することは、被告自身が認めるところである。

したがって、相違部分を被告製品I-Bにおけるものと置き換えても、本件発明I-1と同一の目的を達することができ、同一の作用効果を奏し、置換可能性が認められる。

25 エ 置換容易性（第3要件）

被告製品I-Bの製造時（2014年2月発売）において、相違部分を被告製品

I－Bの構成に置換することは、当業者にとって容易に想到できたものである。

オ 公知技術から容易に推考できないこと（第4要件）

被告製品I－Bに係る構成は、公知技術と同一でなく、当業者が出願時に容易に推考できたものではない。

5 カ 意識的除外等の特段の事情の不存在（第5要件）

出願手続において、被告製品I－Bに係る構成を特許請求の範囲から意識的に除外した等の特段の事情は存在しない。

(2) 被告製品I－Dについて

10 ア 仮に、被告製品I－Dの構成が本件発明I－1に係る構成要件Gを充足しないとして文言侵害が成立しないとしても、次のとおり、被告製品I－Dの構成は構成要件Gの構成と均等なものとして、本件特許Iの技術的範囲に属する。

イ 相違部分は非本質的部分であること（第1要件）

15 本件発明I－1は、「従来の脚マッサージ装置では、脚の長さに合わせてねじ104の調節を行う必要があり、使用者が代わると、脚の長さも変わるので、その都度調節が必要となり、面倒である。」等の課題を解決すべく、「本発明は、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とする。」発明である。

20 本件発明I－1と被告製品I－Dは、被告製品I－DのA部材とB部材はそれぞれ脚の長さ方向に移動するがC部材は移動しないとの相違部分を有する。しかし、C部材の移動の有無にかかわらず、A部材とB部材は、座部の前部に対して脚の長さ方向にそれぞれ移動可能で、A部材の脚側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、A部材は、その押し当て面を脚の長さ方向に伸縮可能である。そうすると、上記の課題解決手段を基礎づける特徴的部分は、そのままA部材とB部材の構成が実現しており、C部材が座部
25 前部に固定され脚の長さ方向に移動しないという相違は、前記の課題解決手段を基礎づける特徴的部分ではなく、本件発明I－1の非本質的部分である。

したがって、本件発明 I - 1 と被告製品 I - D の C 部材固定という構成の相違部分は、本件発明 I - 1 の本質的部分ではない。

ウ 置換可能性があること（第 2 要件）

前記イのとおり、本件発明 I - 1 は「脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とする。」発明である。

また、本件発明 I - 1 の作用効果は、「押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達する。従って、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単である。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、脚保持部材が元の位置に復帰するので便利である。」というものである。被告製品 I - D は、A 部材の押し当て面に足裏を押し当てることにより脚保持部材を伸長させれば、A 部材の脚保持部材は脚の長さに対応した位置に達し、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節を簡単に行うことができ、また、A 部材の脚保持部材から脚を降ろすことにより自動的に A 部材を元の位置に復帰させることができる。

したがって、相違部分を被告製品 I - D におけるものと置き換えても、本件発明 I - 1 と同一の目的を達することができ、同一の作用効果を奏し、置換可能性が認められる。

エ 置換容易性（第 3 要件）

被告製品 I - D の製造時において、相違部分を被告製品 I - D の構成に置換することは、当業者にとって容易に想到できたものである。

オ 公知技術から容易に推考できないこと（第 4 要件）

被告製品 I - D に係る構成は、公知技術と同一でなく、当業者が出願時に容易に推考できたものではない。

カ 意識的除外等の特段の事情の不存在（第 5 要件）

出願手続において、被告製品 I - D に係る構成を特許請求の範囲から意識的に除外した等の特段の事情は存在しない。

(被告の主張)

(1) 被告製品 I - B について

ア 構成要件 G の「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能」との充足性判断において検討すべきは、A 部材及び B 部材の「それぞれが」「座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能」であるか、すなわち、構成要件 G へのあてはめでは、A 部材の移動、B 部材の移動のそれぞれを検討する必要がある。原告は、A 部材と B 部材が一体として移動する態様を捉えて、「A 部材と B 部材は、座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能」であると主張しているようであるが、そのような態様は、A 部材と B 部材「それぞれ」の移動ではない。

また、「脚の長さ方向」とは、人体の脚の長手方向、すなわち脚を伸ばした場合の太腿から足首を結ぶ直線方向を意味するところ、被告製品 I - B の A 部材は、回転軸を軸として回転するよう構成されており、A 部材を回転させても、被施療者の脚の施療箇所が脚の長手方向に直線的に変化することはなく、被告製品 I - B の A 部材は「脚の長さ方向」に「移動」しない。

したがって、被告製品 I - B の A 部材が「座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能」であることを前提とする原告の均等侵害の主張は、その前提自体において誤っており、そもそも失当である。

イ 第 1 要件を充足しないこと

本件発明 I - 1 が克服すべき従来技術は、被施療者が代わる度にその脚の長さに合わせてねじの調節を手動で行う必要のあるマッサージ装置であり、本件発明 I - 1 はこのような課題を解決するために、①被施療者が抵抗付与手段の抵抗力に抗して最先端の脚保持部材の足裏の押し当て面を足裏で押すことにより、他の脚保持部材の位置調整を行うことなく簡単に脚載せ部を脚の長さに対応した位置で調節できること、及び②脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、脚載せ部が元の位置に復帰することを作用効果とする。また、本件明細書 I の記載及び出願経過に係る

原告意見書の記載に鑑みれば、本件発明 I - 1 の技術的意義は、複数の脚保持部材がそれぞれ移動可能に構成されている（構成要件 G）ことにより、マッサージ機を使用する被施療者の脚の長さによって施療要所の位置が微妙に異なっている場合であっても、脚保持部材が単に比例伸縮する場合と比べて、より正確に脚の施療要所に脚保持部材の位置を合致させることが可能となり、エアセルを適切なし好適に配置させることができる点にある。

以上の本件発明 I - 1 の作用効果、技術的意義は、脚載せ部を構成する複数の脚保持部材が脚の長さ方向に移動可能であることを前提にするものであり、脚載せ部を構成する全ての脚保持部材が脚の長さ方向に移動可能であるという構成は、本件発明 I - 1 の本質的部分である。

したがって、被告製品 I - B の A 部材が回転するのみで脚を伸ばした場合の太腿から足首を結ぶ直線方向への移動をしない構成は、本件発明 I - 1 と本質的部分において相違しているから、被告製品 I - B は、均等の第 1 要件を充足しない。

ウ 第 2 要件を充足しないこと

被告製品 I - B の A 部材の回転は、脚を伸ばした被施療者の足首が窮屈とならず自然な形になるようにするために、足首を開く構成であり、長さ調節を行うものではない。被告製品 I - B の A 部材を回転させても被施療者の脚の施療箇所は変化しないのであるから、被告製品 I - B の A 部材が回転する構成では本件発明 I - 1 の作用効果、技術的意義が達成されなくなる。

したがって、置換可能性がなく、被告製品 I - B は均等の第 2 要件を充足しない。

エ 第 3 要件を充足しないこと

前記ウのとおり、被告製品 I - B の A 部材は、バネの抵抗力により被施療者が足首に窮屈さを感じるのを解消する目的で回転する設計が採用されたものであり、被告製品 I - B の A 部材を回転させても被施療者の脚の施療箇所が脚の長手方向に変化することはない以上、A 部材の回転は「装置側の長さ調節」をする構成ではない。

このように被告製品 I - B の相違点に係る構成は、本件発明 I - 1 とは全く異なる

る作用効果を奏するために設けられたものであるから、被告製品 I - B の製造時において、本件発明 I - 1 の A 部材を脚の長手方向に移動・伸縮せず回転する構成に置換することは、当業者において想到し得ない。

したがって、置換容易性がなく、被告製品 I - B は均等の第 3 要件を充足しない。

5 オ 第 5 要件を充足しないこと

構成要件 G は、原告が、平成 26 年 2 月 13 日付け訂正請求書によって訂正をして加えられた文言である。原告は、同訂正請求書において、訂正の目的について、前記訂正事項（構成要件 G 等の加入）は「『脚載せ部』が『前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に
10 移動可能、かつ、前記最先端の脚保持部材の前記足側面に設けられた前記エアセルと前記他の脚保持部材の前記脚側面に設けられた前記エアセルとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能』であることを限定するものであり、前記訂正事項は、「特許請求の範囲を減縮したものである」と述べている。原告は、本件明細書 I 中の【図 8】及び【図 9】を訂正の根拠として挙げ、「本件図 8 および図 9
15 によれば、脚載せ部が、最先端の脚保持部材および他の脚保持部材のそれぞれが座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能…であることが理解できる」と説明している。

このように、原告は、前記訂正請求書において、特許請求の範囲を減縮する目的で、脚載せ部を構成する全ての脚保持部材（51～53）が脚の長さ方向に移動可
20 能、かつ、脚の長さ方向に伸縮可能であることを端的に示している前記【図 8】及び【図 9】を根拠に、「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、前記最先端の脚保持部材の前記足側面に設けられた前記エアセルと前記他の脚保持部材の前記脚側面に設けられた前記エアセルとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能」
25 という文言を特許請求の範囲に追加する訂正を行っている。このことに鑑みれば、客観的・外形的にみて、原告は、当該訂正請求において、脚保持部材の一部が脚の

長さ方向に移動しない構成が本件発明 I - 1 の技術的範囲に属しないことを承認したものであり、かような構成を特許請求の範囲から意識的に除外していることが明らかである。

したがって、均等の第 5 要件を充足しない。

5 (2) 被告製品 I - D について

ア 第 1 要件を充足しないこと

前記(1)イのとおり、脚載せ部を構成する全ての脚保持部材が脚の長さ方向に移動可能であるという構成は、本件発明 I - 1 の本質的部分である。

したがって、被告製品 I - D の C 部材が座部の前部に固定されていて脚の長さ方向に移動しないことは、本件発明 I - 1 の本質的部分に係る相違点であるから、被告製品 I - D は均等の第 1 要件を充足しない。

イ 第 2 要件を充足しないこと

本件発明 I - 1 の相違部分を被告製品 I - D におけるものと置き換える、すなわち最も座部に近い他の脚保持部材を座部の前部に固定すると、本件発明 I - 1 の作用効果、技術的意義が達成されなくなる。

したがって、置換可能性もなく、被告製品 I - D は均等の第 2 要件を充足しない。

ウ 第 5 要件を充足しないこと

前記(1)オのとおり、原告は、平成 26 年 2 月 13 日付けの訂正請求書において、脚保持部材の一部が脚の長さ方向に移動しない構成が本件発明 I - 1 の技術的範囲に属しないことを承認したものであり、かような構成を特許請求の範囲から意識的に除外していることが明らかである。

したがって、C 部材が座部の前部に固定されて移動不可能な被告製品 I - D の構成は均等の第 5 要件を充足しない。

第 3 当裁判所の判断

25 1 本件明細書 I には次の記載がある。

(1) 技術分野

「本発明は、マッサージ機に関する。」（【0001】）

(2) 背景技術

「図10は、特許文献1に記載された従来の脚マッサージ装置を示す斜視図である。これは、椅子型マッサージ機の座部前端に取り付けられる装置である。当該脚
5 マッサージ装置は、脛ら脛を入れる溝101aを有する第1のケース101と、足首を伸ばした状態で足を載せる溝102aを有する第2のケース102とを備えている。第2のケース102は、第1のケース101に差し込まれた摺動軸103を有し、この部分での摺動により、軸方向に位置調節が可能である。使用者は、ねじ
10 104を回すことにより摺動軸103を移動させて、溝102aを足に合わせるこ
（【0002】）

(3) 発明が解決しようとする課題

「上記のような従来の脚マッサージ装置では、脚の長さに合わせてねじ104の
調節を行う必要があり、使用者が代わると、脚の長さも変わるので、その都度調節
15 が必要となり、面倒である。」（【0004】）

「上記のような従来の問題点に鑑み、本発明は、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とする。」（【0005】）

(4) 課題を解決するための手段

「本発明のマッサージ機は、座部と、マッサージ機能を有し、足裏の押し当て面
20 が設けられている脚載せ部と、前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前
記脚載せ部に付与する抵抗付与手段と、を備え、前記脚載せ部は、前記座部の前部
に対して回動自在、且つ、脚の長さ方向に伸縮可能であり、前記脚載せ部は、前記
押し当て面と、足の側部に対向させる足側面と、その脚先側であって左右方向にお
ける中央部に区画壁と、前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサー
25 ジを施すエアセルと、前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサー
ジを施すエアセルと、を有し、前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記

脚載せ部を付勢する付勢手段であることを特徴とする。上記のように構成されたマッサージ機では、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達する。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、当該脚保持部材が元の位置に復帰する。」（【0006】）

「また、本発明のマッサージ機は、座部と、マッサージ機能を有する少なくとも3つの脚保持部材を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材には足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部と、前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記最先端の脚保持部材に付与する抵抗付与手段と、を備え、前記脚載せ部は、前記座部の前部に対して回動自在であり、隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能であり、前記最先端の脚保持部材は、前記押し当て面と、足の側部に対向させる足側面と、左右方向における中央部に区画壁と、前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアセルと、前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、他の脚保持部材は、それぞれ被施療者の脚に押圧マッサージを施すエアセルを有し、前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記最先端の脚保持部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする。上記のように構成されたマッサージ機では、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して最先端の脚保持部材を移動させれば、当該脚保持部材は脚の長さに対応した位置に達する。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、最先端の脚保持部材が元の位置に復帰する。」（【0007】）

「また、上記マッサージ機において、前記脚載せ部の脚先側下端には、下向き状態にある前記脚載せ部が伸長すると床に接地する車輪が設けられ、前記脚載せ部は、伸長しながら上方へ回動可能であることが好ましい。」（【0008】）

「この場合、脚載せ部を伸長させるとき車輪が床についても、車輪の転動によって脚載せ部が円滑に伸長する。」（【0009】）

「また、前記他の脚保持部材は、被施療者の脚の側部に対向させる脚側面と、左右方向における中央部に区画壁と、を有することが好ましい。」（【0010】）

(5) 発明の効果

「以上のように構成された本発明は以下の効果を奏する。

5 請求項1のマッサージ機によれば、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達する。従って、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単である。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、脚保持部材が元の位置に復帰するので便利である。」（【0011】）

10 「請求項2のマッサージ機によれば、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して最先端の脚保持部材を移動させれば、当該脚保持部材は脚の長さに対応した位置に達する。従って、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単である。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、最先端の脚保持部材が元の位置に復帰するので便利である。」（【0012】）

15 (6) 発明を実施するための形態

「脚載せ部5は、マッサージ機能を有する3つの脚保持部材（第1脚保持部材51、第2脚保持部材52、第3脚保持部材53）を、脚の長さ方向に並べて、全体として両脚を囲むような形態を成している。各脚保持部材51～53の両側部及び中央部にはそれぞれマッサージ用のエアセル15a、15b及び16a、16bが
20 配置されている。また、第3脚保持部材53は足裏の押し当て面53aを有しており、ここにもエアセル17a、17bが配置されている。これらのエアセル（15a、15b、16a、16b、17a、17b）は、エアの給排によって膨脹・収縮し被施療者の脚に押圧マッサージを施すものである。なお、中央部のエアセル16a、16bは、特殊な形状に膨出するようになっており、これにより、左右のエアセル15a、15bとの間に脚を挟み込むようにして、押圧マッサージを施すこと
25 ができる。」（【0020】）

「第1脚保持部材51及び第2脚保持部材52はそれぞれ、可動体64及び66に取り付けられており、これによって、第1ガイドレール61の案内方向すなわち、人の脚の長さ方向にスライド可能である。なお、可動体64、66の前後に車輪63、65が設けられていることによって、第1脚保持部材51及び第2脚保持部材52を第1ガイドレール61に対して垂直に支持することができる。一方、第3脚保持部材53は第2ガイドレール62に直接取り付けられており、第2ガイドレール62が第1ガイドレール61に対してスライド可能であることによって、第3脚保持部材53も第1ガイドレール61に対してスライド可能である。こうして、支持装置6は、各脚保持部材51～53を、脚の長さ方向にそれぞれ移動可能に支持している。なお、図示の状態では、3つの脚保持部材51～53が互いに最も接近して、脚載せ部5及び支持装置6は最も短い状態である。」（【0025】）

「一方、3つの脚保持部材51～53は、リンク機構23によって互いに接続されている。このリンク機構23は、上から見た形態が図4の(b)に示すように、8本のアーム231（2本）、232（2本）、233（2本）、234（2本）を用いて、4点接続の四角形リンクを3段に接続したものであり、各四角形リンクを脚の長さ方向に屈伸させることにより伸縮するものである。一对のアーム232は、直線状ではなく折れ曲がっており、四角形リンクとしての開き角において、第1段（ $\theta 1$ ）より第2段（ $\theta 2$ ）の方が小さくなるように構成されている。また、一对のアーム233も、直線状ではなく折れ曲がっており、四角形リンクとしての開き角において、第2段（ $\theta 2$ ）より第3段（ $\theta 3$ ）の方が大きくなるように構成されている。」（【0026】）

「上記リンク機構23は、原点P0が支持装置6に固定され、第1節点P1が脚保持部材51に、第2節点P2が脚保持部材52に、第3節点P3が脚保持部材53に、それぞれ接続されている。従って、リンク装置23は、その伸縮動作により、脚保持部材51～53を、脚の長さ方向に所定の関係で相互に連動させる「連動装置」としての機能を有している。また、原点P0と第3節点P3との間には、ばね

24が装着されており、これによって、リンク装置23は、収縮方向に常に付勢されている。ばね24の力は、人の足の力によって容易に伸ばすことができる程度に設定されている。」（【0027】）

「マッサージ機本体1（図1）に被施療者が着座して脚を脚載せ部5に入れ、押し当て面53aに足裏を載せて、ばね24に抗して脚を伸ばすと、第3脚保持部材53が図4の（a）及び（b）における右方に駆動される。これにより、リンク装置23は伸長動作し、第1～第3節点P1～P3が右方へ移動する。従って、支持装置6によってスライド可能に保持されている脚保持部材51～53は、それぞれ右方（すなわち脚の長さ方向）へ移動する。図6は、支持装置6及び脚載せ部5が最も伸長した状態を示す図である。」（【0028】）

「図7は、リンク装置23の伸縮動作を原理的に示す図である。図示のように、伸縮に伴う第1節点P1、第2節点P2及び第3節点P3の位置変化を見ると、一定の勾配が形成されており、原点P0から各節点までの距離L1、L2、L3は、 $L1 : L2 : L3$ が概ね一定比となるように比例的に伸縮する。従って、原点P0から脚の長さ方向における脚保持部材51～53までの各距離も比例的に伸縮する。このように比例的に伸縮する構成を採用しているのは、脚の部位は脚の長短によりその絶対位置は異なるが、相対的な位置関係はほぼ同じであり、原点P0から見た脚の施療部位までの距離は、脚の長さに応じて比例的に変化するという経験的事実に基づいている。」（【0029】）

「図8の（a）は、本マッサージ機1の使用対象の身長範囲から想定して最も脚の短い人が脚載せ部5に脚を入れ、足裏が第3脚保持部材53の底面に当接した状態である。この場合の施療箇所は、例えば、ふくらはぎ、くるぶしの周辺、その中間の3箇所であり、各脚保持部材は、それぞれが施療要所（例えば「つぼ」）を押圧できるように配置されている。一方、（b）は、想定される最も脚の長い人が脚載せ部5に脚を入れ、足裏で第3脚保持部材53の底面を押して脚載せ部5及び支持装置6を伸長させた状態である。このとき、前述のように、各脚保持部材51～

5 3は、原点P0を基準として比例的にその位置を移動させるので、各脚保持部材
5 1～5 3は、(a)の場合と同様に、施療要所を押圧する。なお、(a)と(b)
との間の任意の伸長状態でも同様に、施療要所を押圧することができることはいう
までもない。すなわち、このような脚マッサージ装置を使用することにより、脚の
5 長さに関わらず、脚を脚載せ部5に入れて第3脚保持部材5 3を押すだけで、他の
脚保持部材5 1、5 2の位置調節を行うことなく、極めて簡単に施療要所にマッサ
ージを行うことができる。」(【0031】)

「また、上記実施形態では、ばね2 4を用いて脚載せ部5及び支持装置6が自動
的に収縮する構成としたが、ばね2 4に代えて、何らかの抵抗付与手段を設けて適
10 度の抵抗負荷を伴って伸縮するように構成することもできる。この場合には、抵抗
に対して足で最下段の脚保持部材を押し下げることにより、同様に、脚の長さに合
わせて脚載せ部5及び支持装置6を伸長させることができる。但し、元の収縮状態
に戻すにあたっては、手で押し戻す等の操作が必要になる。さらに、この場合には、
連動装置としてのリンク装置2 3を省略して、第1脚保持部材5 1及び第2脚保持
15 部材5 2に関しては手動で位置調節を行うようにしてもよい。

また、ばね2 4と併せてラチェットで戻りロックし、ロック解除操作で元に戻す
ように構成してもよい。

なお、連動装置としてのリンク装置2 3を省略する場合には、移動する脚保持部
材は足裏の押し当て面を有する脚保持部材(第3脚保持部材5 3)のみとして、他
20 の脚保持部材は固定するか若しくは設けない構成も可能である。」(【0034】)

2 本件発明Iの技術的範囲への属否(文言侵害の成否。争点1)

(1) 被告製品Iの構成について

被告製品I-Aが、別紙「被告製品I-A説明書(原告)」記載の構成IA a～
IA e 3及びIA e 5～IA iを備えること、被告製品I-Bが、別紙「被告製品
25 I-B説明書(原告)」記載の構成IB a～IB a 3、IB e 5～IB f 2、IB
h及びIB iを備えること、被告製品I-Dが、「被告製品I-D説明書(原告)」

記載の構成 I D a ~ I D f 2、I D h、I D i、I D j ~ I D m、I D o ~ I D s、
I D t、I D u 及び I D w を備えること、被告製品 I - E が、別紙「被告製品 I -
E 説明書（原告）」記載の I E a ~ I E i、I E t 及び I E u を備えることは当事
者間に争いが無い（ただし、被告は、被告製品 I - D につき、別紙「被告製品 I -
5 D 説明書（被告）」記載の I D e 4' 及び I D o 4' の各下線部の構成を備えるこ
と、被告製品 I - E につき、別紙「被告製品 I - E 説明書（被告）」記載の I E e
4' の下線部の構成を備えることを主張している。）。また、被告製品 I - A の外
観は、別紙「被告製品 I - A 説明書（原告）」の図 1 ~ 3 のとおりであり、被告製
品 I - D の外観は、別紙「被告製品 I - D 説明書（原告）」の図 1 ~ 3 のとおりで
10 あり、被告製品 I - E の外観は、別紙「被告製品 I - D 説明書（原告）」の図 1 ~
3 のとおりであることに争いはなく、証拠（甲 18、19）及び弁論の全趣旨によ
れば、被告製品 I - B の外観は、別紙「被告製品 I - B 説明書（被告）」の図 1 ~
3 のとおりであることが認められる。

前記第 1 の 4 の表のとおり、被告製品 I - A が、本件発明 I - 1 に係る構成要件
15 A、B、D ~ E 3、E 5 ~ I を充足すること、被告製品 I - B が、本件発明 I - 1
に係る構成要件 A ~ E 3、E 5 ~ F 2、H 及び I を充足すること、被告製品 I - D
が、本件発明 I - 1 に係る構成要件 A、B、D ~ E 3、E 5 ~ F 2、H 及び I、本
件発明 I - 2 に係る構成要件 J、K、M、O ~ O 3、O 5 ~ S、本件発明 I - 3 に
係る構成要件 T 及び U、本件発明 I - 4 に係る構成要件 W を充足すること、被告製
20 品 I - E が、本件発明 I - 1 に係る構成要件 A、B、D ~ E 3、E 5 ~ I、本件発
明 I - 3 に係る構成要件 T 及び U を充足することは当事者間に争いが無い。したが
って、被告製品 I - A に関しては構成要件 C 及び E 4 の、被告製品 I - B に関し
ては構成要件 E 4 及び G の、被告製品 I - D に関しては構成要件 C、E 4、G、L、
N、O 4、V 及び X の、被告製品 I - E に関しては構成要件 C、E 4 及び V の各充
25 足性が争点（ただし、構成要件 V 及び X については独立の争点ではない。）となる
ところ、事案に鑑み、被告製品 I - A、I - D 及び I - E の構成要件 C の充足性（被

告製品 I - D の構成要件 L の充足性)、並びに、被告製品 I - B の構成要件 G の充足性について、以下検討する。

(2) 被告製品 I - A、I - D 及び I - E は「前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段」の構成を有するか(被告製品 I - A、I - D 及び I - E の構成要件 C の充足性、並びに、被告製品 I - D の構成要件 L の充足性)について

ア(ア) 本件発明 I - 1 に係る請求項の記載をみると、構成要件 B は、「マッサージ機能を有する複数の脚保持部材を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材には足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部」と規定していることから、「脚載せ部」は、マッサージ機能を有する複数の脚保持部材が、脚の長さ方向に並べられて構成されるものであり、そのうち、最先端の脚保持部材には、足裏の押し当て面が設けられているものであると解される。これを受けて、構成要件 C は、「前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段」と規定していることから、構成要件 C の「前記脚載せ部」は、構成要件 B の「複数の脚保持部材」を指すものと認められるものの、「抵抗付与手段」が「抗する力」を付与する対象が「複数の脚保持部材」の全てであるか一部であるかは明らかでない。また、構成要件 H は、「前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記最先端の脚保持部材を付勢する付勢手段である」と規定していることから、「抵抗付与手段」は、「最先端の脚保持部材」を前記脚の力に抗する方向に付勢する「付勢手段」であると認められるものの、それ以上の特定はなされておらず、他の脚保持部材に対し、「抗する力」の伝達が行われるか否かについては明らかでない。

一方、構成要件 G は、「前記脚載せ部は、前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、前記最先端の脚保持部材の前記足側面に設けられた前記エアセルと前記他の脚保持部材の前記脚側面に設けられた前記エアセルとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり」と規定している。そうすると、「脚載せ部」は、最先端の

脚保持部材及び他の脚保持部材のそれぞれが、脚の長さ方向に移動可能、かつ、伸縮可能であると認められ、他の構成要件の記載を併せて考慮すると、「脚載せ部」を構成するそれぞれの脚保持部材は、脚の長さ方向に移動するための機構を備えるとともに、脚の長さ方向に伸びたり縮んだりする変位態様をするための機構を備えており、前記変位態様は、「付勢手段」である「抵抗付与手段」により行われるものと解される。もつとも、「最先端の脚保持部材」の位置が変化すれば、「前記最先端の脚保持部材の前記足側面に設けられた前記エアセルと前記他の脚保持部材の前記脚側面に設けられた前記エアセルとの距離」は変化するから、構成要件Gは、「最先端の脚保持部材」の位置が変化すれば、それに合わせて「他の脚保持部材」の位置も変化することまでを特定するものとはいえない。

(イ) 本件明細書Iの記載によれば、従来の脚マッサージ装置では、脚の長さに合わせてねじの調節を行う必要があり、使用者が代わると、脚の長さも変わるので、その都度調節が必要となり面倒であるとの課題があったところ（【0004】）、本件発明Iは、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とするものであり（【0005】）、座部と、マッサージ機能を有し、足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部と、前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段とを備え、前記脚載せ部は、前記座部の前部に対して回動自在、且つ、脚の長さ方向に伸縮可能であり、前記脚載せ部は、前記押し当て面と、足の側部に対向させる足側面と、その脚先側であって左右方向における中央部に区画壁と、前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアセルと、前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルとを有し、前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記脚載せ部を付勢する付勢手段であることを特徴とするものである（【0006】）。かかる構成をとることで、本件発明Iでは、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達し、また、脚載せ部から脚を降ろすこ

とにより、自動的に当該脚保持部材が元の位置に復帰するという効果を奏する（【0006】 【0011】 【0012】）。また、発明を実施するための形態では、脚載せ部5は、第1脚保持部材5 1、第2脚保持部材5 2、第3脚保持部材5 3が脚の長さ方向に並べられて構成されており、リンク機構（装置）2 3によって互いに接続され、最先端の脚保持部材である第3脚保持部材5 3（P 3）と支持装置6の端部（P 0）との間には、付勢手段であり、抵抗付与手段であるばね2 4が装着されている（【0020】 【0026】 【0027】）。リンク機構2 3は、その伸縮動作により、脚保持部材5 1～5 3を、脚の長さ方向に所定の関係で相互に連動させる「連動装置」としての機能を有しており、また、ばね2 4によって、リンク装置2 3は収縮方向に常に付勢されている（【0027】）。これによって、脚の長さに関わらず、脚を脚載せ部5に入れて第3脚保持部材5 3を押すだけで、他の脚保持部材5 1、5 2の位置調節を行うことなく、極めて簡単に施療要所にマッサージを行うことができる（【0031】）。

以上から、本件発明Iは、使用者が代わると、その都度、手動で脚のマッサージ部の位置調節をする必要があつて面倒であるとの従来技術の課題に対し、抵抗付与手段を備えた脚載せ部を備えることにより、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とするものであつて、押し当て面に足裏を押し当て、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達し、脚載せ部から脚を降ろすことにより、自動的に当該脚載せ部全体が元の位置に復帰するという効果を奏するものである。そして、脚載せ部を構成する複数の脚保持部材は、リンク機構によって互いに接続されており、付勢手段である「ばね」により生ずる脚の力に抗する力は、最先端の脚保持部材だけではなく、リンク機構によって、他の脚保持部材にも付与されている。このような本件明細書Iに示される従来技術の課題、本件発明Iの目的、作用効果等に照らすと、最先端の脚保持部材を除くその他の脚保持部材は、最先端の脚保持部材の移動、伸縮に合わせて、全てがそれぞれ移動、伸縮するものと解するの

が相当である。

(ウ) 出願経過に関する事実関係について検討するに、原告は、平成24年12月22日付け意見書(乙A7)において、「モータ等の駆動手段によらず、脚の力に抗する方向に付勢する付勢手段を利用して、被施療者自身が足裏で押して移動させる脚載せ部には…」と記載していることから、「脚載せ部」が「脚の長さ方向に伸縮可能」であることは、モータ等の駆動手段によらず、「付勢手段」である「抵抗付与手段」により行われるものと解される。

また、証拠(甲A4、乙A9、A20)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件発明Iを含む4件の発明に関する特許無効審判手続の中で、特許庁から、当初の発明は、刊行物に記載された発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものである旨の無効理由通知を受けたことに対し、本件訂正により構成要件B及びGを付加修正するとともに、平成26年2月13日付け意見書(乙A9)において、当初の発明は、構成要件B及びGを追加したことによって「足裏の押し当て面を有する最先端の脚保持部材および他の脚保持部材のそれぞれが脚の長さ方向に伸縮することで、足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、脚の側部に押圧マッサージを施すエアセルとの距離が変化することが明確となった。」このような構成を備えることにより、訂正後の発明は、「最先端の脚保持部材を被施療者の脚の長さに合わせて伸長させた際に、当該最先端の脚保持部材の足側面に設けられ足の側部に押圧マッサージを施すエアセルを被施療者の足の側部に好適に位置させることができる上に、被施療者の脚の長さに応じて脚の側部(例えばふくらはぎ)の適切な位置に他の脚保持部材の脚側面に設けられ脚の側部に押圧マッサージを施すエアセルを位置させるという特有の効果を奏する。」と記載したことが認められる。このような本件訂正の経緯や前記意見書の内容に照らすと、原告は、訂正後の発明が無効とされることを避ける目的で、脚載せ部の脚の長さ方向の伸縮可能動作に関し、最先端の脚保持部材の伸長動作に合わせて、他の脚保持部材の位置を適切な位置に位置させることを特定したものと認められる。

(エ) 以上の請求項や本件明細書 I の記載内容、出願経過に関する事実関係に照らすと、本件発明 I - 1 において、脚載せ部が脚の長さ方向に伸縮動作するに際し、抵抗付与手段により抗する力が伝達される対象は、最先端の脚保持部材のみではなく、他の脚保持部材を含めた全ての脚保持部材であると解するのが相当である。また、複数の「脚保持部材」からなる「脚載せ部」が、「脚の長さ方向に伸縮可能」であることは、「付勢手段」である「抵抗付与手段」によって行われることを考慮すると、全ての「脚保持部材」は「抵抗付与手段」によって伸縮動作を行うものと解するのが相当である。

したがって、「前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段」（構成要件 C）とは、「最先端の脚保持部材」及び「他の脚保持部材」の全体に対し、伸縮動作を行わせる手段であると解するのが相当である（本件発明 I - 2 に係る構成要件 L についても同様である。）。

イ 被告製品 I - A 及び I - E について、スプリングが脚の力に抗する力を A 部材（最先端の脚保持部材）に付与する構成を有することは当事者間に争いがないところ、証拠（甲 10、11、24、25）及び弁論の全趣旨によれば、B 部材（他の脚保持部材）は、モータによって伸縮することが認められる。

また、被告製品 I - D について、スプリングが脚の力に抗する力を A 部材（最先端の脚保持部材）に付与する構成を有することは当事者間に争いがないところ、証拠（甲 20、21）及び弁論の全趣旨によれば、B 部材（他の脚保持部材）はモータによって伸縮し、C 部材（他の脚保持部材）は座部に固定されていて移動しないことが認められる。

したがって、被告製品 I - A 及び I - E は構成要件 C を充足せず、被告製品 I - D は構成要件 C 及び L を充足しない。

ウ 原告は、構成要件 H 及び R の文言や本件明細書 I の記載を指摘して、構成要件 C 及び L の「抵抗付与手段」と構成要件 H 及び R の「付勢手段」の関係は、構成要件 C 及び L の「抵抗付与手段」が上位の包括概念で、構成要件 H 及び R の「付勢

手段」が下位の被包括概念の関係にあり、付勢手段は、他の脚保持部材にまで力を付与するものではない旨を主張する。

しかし、前記ア(ア)のとおり、構成要件H（及びR）は、「抵抗付与手段」が「最先端の脚保持部材」を前記脚の力に抗する方向に付勢する「付勢手段」であることは規定するものの、「他の脚保持部材」に「抗する力」の伝達が行われないことまで規定するものではない。そして、構成要件Gは、「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能」と規定していることから、「最先端の脚保持部材」及び「他の脚保持部材」のそれぞれが「脚の長さ方向に移動可能」と解され、構成要件の文言上、「最先端の脚保持部材」と「他の脚保持部材」とを別異に扱う合理的理由はない。また、本件明細書Iには、確かに、ばね24に代えて、何らかの抵抗付与手段を設けて適度の抵抗負荷を伴って伸縮するように構成することも可能で、この場合は、抵抗に対して足で最下段の脚保持部材を押し下げることにより、同様に、脚の長さに合わせて脚載せ部5及び支持装置6を伸長させることができるが、元の収縮状態に戻すにあたっては、手で押し戻す等の操作が必要になるとの記載や、連動装置としてのリンク装置23を省略する場合には、移動する脚保持部材は足裏の押し当て面を有する脚保持部材（第3脚保持部材53）のみとして、他の脚保持部材は固定するか若しくは設けない構成も可能であるとの記載（【0034】）がある。しかし、前記ア(ウ)のとおり、本件訂正により付加された構成要件Gは、「最先端の脚保持部材」及び「他の脚保持部材」のそれぞれが「脚の長さ方向に移動可能」とある旨を規定しており、原告は、出願経過において、脚載せ部の脚の長さ方向の伸縮可能動作に関し、最先端の脚保持部材の伸長動作に合わせて、他の脚保持部材の位置を適切な位置に位置させることを特定したのであるから、本件訂正前の本件明細書Iに前記記載があるからといって、抵抗付与手段が最先端の脚保持部材のみを対象として付勢するものであると解することはできない。その他、本件明細書Iに他の脚保持部材の一部のみを固定し、「最先端の脚保持部材」に加えて他の脚保持部材の残りも移

動可能とする記載や示唆はない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

(3) 被告製品 I - B は「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが…脚の長さ方向に移動可能、かつ、…脚の長さ方向に伸縮可能」の構成
5 を有するか（被告製品 I - B の構成要件 G の充足性）について

ア(ア) 前記(2)ア(ア)のとおり、構成要件 B の規定から、「脚載せ部」は、マッサージ機能を有する複数の脚保持部材が、脚の長さ方向に並べられて構成されるものであると解され、構成要件 G の規定から、「脚載せ部」を構成するそれぞれの脚保持部材は、脚の長さ方向に移動するための機構を備えるとともに、脚の長さ方向に
10 伸びたり縮んだりする変位態様をするための機構を備えており、かかる変位態様は、「付勢手段」である「抵抗付与手段」により行われるものと解される。そうすると、構成要件の記載から、脚載せ部を構成する全ての脚保持部材が、脚の長さ方向に移動可能であり、かつ、脚載せ部を構成する全ての脚保持部材が、脚の長さ方向に伸縮可能であることを意味すると解するのが相当である。

(イ) 本件明細書 I によれば、本件発明 I を実施するための形態は、第 1 脚保持部材 5 1、第 2 脚保持部材 5 2、第 3 脚保持部材 5 3 が脚の長さ方向に並べられており（【0020】）、第 1 ガイドレール 6 1 及び第 2 ガイドレール 6 2 によって、その案内方向である人の脚の長さ方向にスライド可能で、リンク機構 2 3 によって互いに接続され、リンク機構及びばね 2 4 によって、伸縮動作をするというものである
20 （【0025】～【0029】）。したがって、本件発明 I の実施の形態では、脚載せ部を構成する各脚保持部材は、脚の長さ方向に移動可能であり、伸縮可能であるもののみが記載されている。

(ウ) 以上によれば、「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが…脚の長さ方向に移動可能、かつ、…脚の長さ方向に伸縮可能」（構成要件
25 G）とは、その字義どおり、最先端の脚保持部材及び他の脚保持部材がそれぞれ、脚の長さ方向に移動可能であり、かつ、伸縮可能であることを意味すると解するの

が相当である。

イ 証拠（甲18、19、甲A3、乙A26）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品I-BのA部材は、踵部分に存在する回転軸を軸にした回転を行うものであり、少なくとも、同回転軸の周辺部分は脚の長さ方向に移動等するものではないから、
5 A部材は全体として脚の長さ方向に移動等するものではない。

したがって、被告製品I-Bは構成要件Gを充足しない。

ウ 原告は、本件明細書Iの記載や伸縮の字義から、被施療者の脚が脚の長さ方向に伸びるような機構を有するように「最先端の脚保持部材」が移動、伸縮すれば足り、最先端及び他の脚保持部材が「直線的に」伸縮すると限定されることはない
10 から、構成要件Gには、最先端の脚保持部の押し当て面が回転する構成を含むと解するのが相当であると主張する。

しかし、構成要件Gは、脚保持部材のそれぞれが「脚の長さ方向に」伸縮等すると明記しているところ、「伸縮」とは「伸びたり縮んだりすること。のびちぢみ」の意味であること（甲A2、乙A4）に照らすと、構成要件Gは、全ての脚保持部
15 材が脚の長さ方向という一次元方向に伸び縮みすることを規定していると解するのが相当である。また、前記ア(イ)のとおり、本件明細書Iには、本件発明Iの実施の形態として、脚載せ部を構成する各脚保持部材は、脚の長さ方向に移動可能であり、伸縮可能であるもののみが記載されており、その他、脚の長さ方向という一次元方向以外に伸縮動作等を行う機構は記載も示唆もされていない。さらに、前記(2)ア
20 (イ)のとおり、本件発明Iは、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とするものであり、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達し、また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、当該脚保持部材が元の位置に復帰するという効果を奏するものである。
25 このような本件発明Iの目的や効果に照らしても、脚の長さ方向以外の方向に脚保持部材の移動や伸縮を行わせる必要性は認められず、構成要件Gに最先端の脚保持

部材の押し当て面が回転する構成を含むものとはいえない。

また、原告は、被告製品 I - B について、被施療者が A 部材の押し当て面のつま先側が踵を載せる部分を軸に上方又は下方に動くことから、かかる動作により、A 部材と B 部材との間に間隙を作り、脚載せ部に脚を載せて押し当て面に脚の力を付与することで、脚の長さに合わせた装置側の長さを施療器とともに移動するとの構成を採用していることを指摘し、被告製品 I - B は、踵を載せる部分を軸に A 部材のつま先側を上方又は下方に動かすことで、脚載せ部を「伸縮」させている旨を主張する。

しかし、前記イのとおり、被告製品 I - B の A 部材は、踵部分に存在する回転軸の周辺部分は脚の長さ方向に移動等するものではないことに加え、A 部材の同部分以外の部分についての略円弧状の動きを捉えて「伸縮」と考えるととしても、それは、脚の長さ方向に対して斜め方向に伸縮する態様であって、脚の長さ方向に伸縮するものとはいえない。

したがって、原告の主張はいずれも採用できない。

(4) 以上から、被告製品 I は本件発明 I - 1 の技術的範囲に属さず、被告製品 I - D は本件発明 I - 2 の技術的範囲に属さないところ、本件発明 I - 3 は本件発明 I - 1 又は I - 2 の従属項であり、本件発明 I - 4 は本件発明 I - 2 の従属項であるから、被告製品 I - D 及び I - E は本件発明 I - 3 の技術的範囲に属さず、被告製品 I - D は本件発明 I - 4 の技術的範囲に属さない。

3 本件発明 I - B の技術的範囲への属否（均等侵害の成否。争点 2）

(1) 被告製品 I - B が本件発明 I - 1 の構成と均等なものであるかについて

ア 第 1 要件について

原告は、本件発明 I - 1 と被告製品 I - B とは、A 部材が脚の長さ方向に移動可能で a 面（押し当て面に相当）が踵の下方を回転軸芯として回転し、脚を伸ばした場合の太腿から足首を結ぶ直線的な移動をしない点で相違部分を有するが、A 部材が脚の長さ方向に移動可能で a 面が踵の下方を回転軸芯として回転するか、それと

も脚を伸ばした場合の太腿から足首を結ぶ直線的な移動をするかという違いは、A部材が座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能である点で相違がない上、A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、A部材のa面が踵の下方を回動軸芯として回動するので、
5 上記の課題解決手段を基礎づける特徴的部分は、そのままA部材とB部材の構成が実現している旨を指摘して、前記の相違は、前記の課題解決手段を基礎づける特徴的部分ではなく、本件発明I-1の非本質的部分であると主張する。

しかし、前記(2)ア(i)のとおり、本件発明Iは、使用者が代わると、その都度、手動で脚のマッサージ部の位置調節をする必要があつて面倒であるとの従来技術の
10 課題に対し、抵抗付与手段を備えた脚載せ部を備えることにより、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単なマッサージ機を提供することを目的とするものである。また、本件訂正後の構成要件B及びGの内容、原告の平成26年2月13日付け意見書(乙A9)の内容及び本件発明Iを実施するための形態に関する本件明細書Iの記載(【0025】～【0031】)に照らすと、本件発明Iは、前記従来技術の課
15 題に対し、最先端の脚保持部材及び他の複数の脚保持部材を脚の長さ方向に並べて成る脚載せ部と、脚の力に抗する方向に脚載せ部を付勢する付勢手段である抵抗付与手段とを備え、脚載せ部が、最先端の脚保持部材及び他の脚保持部材のそれぞれが座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、最先端の脚保持部材の脚側面に設けられたエアセルと他の脚保持部材の脚側面に設けられたエアセルとの距離
20 が変化するように、脚の長さに関わらず、脚を脚載せ部に入れて最先端の脚保持部材を押すだけで、他の脚保持部材の位置調節を行うことなく、最先端の脚保持部材、他の脚保持部材のそれぞれに設けられたエアセルを脚の長さ方向に存在する施療箇所適切に位置させることにより、前記目的を達しようとするものと認められる。そうすると、本件発明Iの従来技術にみられない特有の技術的思想を構成する特徴
25 的部分は、使用者が脚を脚載せ部に入れて最先端の脚保持部材を押すだけで最先端の脚保持部材の脚側面に設けられたエアセルと他の脚保持部材の脚側面に設けられ

たエアセルとの距離が変化するように、最先端の脚保持部材及び他の脚保持部材が連動して脚の長さ方向に伸縮可能とした点にあるものと認められる。

したがって、本件発明 I - 1（構成要件 G）では、使用者が脚を脚載せ部に入れて最先端の脚保持部材を押すだけで、他の脚保持部材も連動して足の長さ方向に伸縮可能とする構成であるのに対し、被告製品 I - B は、足を伸ばした場合に A 部材が太腿から足首を結ぶ直線的な移動をしないという、原告主張の構成要件 G の構成と被告製品 I - B との相違部分は、本質的部分でないということはできず、被告製品 I - B は均等の第 1 要件を充足しない。

イ 第 5 要件について

前提事実 2 及び 3 並びに前記アのとおり、原告は、本件訂正により構成要件 B 及び G を付加修正することによって、「脚載せ部」に関し、従前の「脚載せ部は…脚の長さ方向に伸縮可能」であるとの範囲から、本件訂正後の「脚載せ部」が「最先端の脚保持部材」及び「他の脚保持部材」から成り、「前記脚載せ部は、前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、前記最先端の脚保持部材の前記足側面に設けられた前記エアセルと前記他の脚保持部材の前記脚側面に設けられた前記エアセルとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能」であるとの範囲に限定した。また、前記 2 (3) ア及びウのとおり、「前記最先端の脚保持部材および前記他の脚保持部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能」とは、「最先端の脚保持部材」及び全ての「他の脚保持部材」が「脚の長さ方向」という一次元方向に移動可能であることを意味し、「脚載せ部」が「脚の長さ方向に伸縮可能」とは、「脚の長さ方向」という一次元方向において伸縮可能であることを意味している。

以上から、原告は、A 部材が脚の長さ方向に移動せず、A 部材が脚の長さ方向に伸縮動作を行うものとはいえない構成は、特許請求の範囲から意識的に除外したものと認められる。

そうであるところ、被告製品 I - B の A 部材は、全体として脚の長さ方向に移動

等するものではない。

したがって、被告製品 I - B は、均等の第 5 要件を充足しない。

ウ 以上から、被告製品 I - B は、他の要件を検討するまでもなく、本件発明 I - 1 の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとはいえず、本件発明 I - 1 の技術的範囲に属するとは認められない。

(2) 被告製品 I - D が本件発明 I - 1 の構成と均等なものであるかについて

ア 第 1 要件について

原告は、本件発明 I - 1 と被告製品 I - D との相違部分である C 部材の移動の有無については、C 部材の移動の有無にかかわらず、A 部材と B 部材の構成が課題解決手段を基礎づける特徴的部分を実現していることから、前記相違は、本件発明 I の非本質的部分である旨を主張する。

しかし、前記(1)アのとおり、本件発明 I の従来技術にみられない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は、使用者が脚を脚載せ部に入れて最先端の脚保持部材を押すだけで最先端の脚保持部材の脚側面に設けられたエアセルと他の脚保持部材の脚側面に設けられたエアセルとの距離が変化するように、最先端の脚保持部材及び他の脚保持部材が連動して脚の長さ方向に伸縮可能とした点にある。

したがって、本件発明 I - 1 (構成要件 G) では、使用者が脚を脚載せ部に入れて最先端の脚保持部材を押すだけで、他の脚保持部材も連動して足の長さ方向に伸縮可能とする構成であるのに対し、被告製品 I - D は、最先端の脚保持部材 (A 部材) の伸縮動作に連動して他の脚保持部材である C 部材が伸縮しないという、原告主張の構成要件 G の構成と被告製品 I - D との相違部分は、本質的部分でないということとはできず、被告製品 I - D は均等の第 1 要件を充足しない (なお、被告製品 I - D の B 部材はモータにより移動するから、被告製品 I - D には、A 部材の伸縮動作に連動して伸縮可能な他の脚保持部材は存在しない。) 。

イ 第 5 要件について

前記(1)イの事実関係に照らすと、C 部材が脚の長さ方向に移動しない構成は特

許請求の範囲から意識的に除外されているものと認められる。

したがって、被告製品 I - D は均等の第 5 要件を充足しない。

ウ 以上から、被告製品 I - D は、他の要件を検討するまでもなく、本件発明 I - 1 の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとはいえず、本件発明 I - 1
5 の技術的範囲に属するとは認められない。

4 結論

以上のおり、被告製品 I は、文言侵害が成立しないから、本件発明 I の技術的範囲に属さず、被告製品 I - B 及び I - D は、均等侵害も成立しない。

以上

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 特 許 公 報 (B2)

(11) 特許番号

特許第5209091号
(P5209091)

(45) 発行日 平成25年6月12日 (2013.6.12)

(24) 登録日 平成25年3月1日 (2013.3.1)

(51) Int. Cl.

F 1

A 6 1 H 7/00 (2006.01)

A 6 1 H 7/00 3 2 2 Z

請求項の数 4 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2011-157490 (P2011-157490)
 (22) 出願日 平成23年7月19日 (2011.7.19)
 (62) 分割の表示 特願2008-21138 (P2008-21138)
 の分割
 原出願日 平成14年6月3日 (2002.6.3)
 (65) 公開番号 特開2011-200731 (P2011-200731A)
 (43) 公開日 平成23年10月13日 (2011.10.13)
 審査請求日 平成23年8月11日 (2011.8.11)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 000112406
 ファミリー株式会社
 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
 (72) 発明者 稲田 二千武
 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
 ファミリー株式会社内
 (72) 発明者 金 明植
 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
 ファミリー株式会社内

審査官 土田 嘉一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 マッサージ機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

座部と、
 マッサージ機能を有し、足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部と、
 前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段と、を備え、
 前記脚載せ部は、前記座部の前部に対して回動自在、且つ、脚の長さ方向に伸縮可能であり、

前記脚載せ部は、

前記押し当て面と、

足の側部に対向させる足側面と、

その脚先側であって左右方向における中央部に区画壁と、

前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアセルと、

前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、

前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記脚載せ部を付勢する付勢手段であることを特徴とするマッサージ機。

【請求項2】

座部と、

マッサージ機能を有する少なくとも3つの脚保持部材を脚の長さ方向に並べて成り、最

10

20

先端の脚保持部材には足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部と、

前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記最先端の脚保持部材に付与する抵抗付与手段と、を備え、

前記脚載せ部は、前記座部の前部に対して回動自在であり、

隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能であり、

前記最先端の脚保持部材は、

前記押し当て面と、

足の側部に対向させる足側面と、

左右方向における中央部に区画壁と、

前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアセルと、

前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、

他の脚保持部材は、それぞれ被施療者の脚に押圧マッサージを施すエアセルを有し、

前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記最先端の脚保持部材を付勢する付勢手段であることを特徴とするマッサージ機。

【請求項 3】

前記脚載せ部の脚先側下端には、下向き状態にある前記脚載せ部が伸長すると床に接地する車輪が設けられ、

前記脚載せ部は、伸長しながら上方へ回動可能であることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のマッサージ機。

【請求項 4】

前記他の脚保持部材は、被施療者の脚の側部に対向させる脚側面と、左右方向における中央部に区画壁と、を有することを特徴とする請求項 2 に記載のマッサージ機。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、マッサージ機に関する。

【背景技術】

【0002】

図 10 は、特許文献 1 に記載された従来の脚マッサージ装置を示す斜視図である。これは、椅子型マッサージ機の座部前端に取り付けられる装置である。当該脚マッサージ装置は、脹ら脛を入れる溝 101a を有する第 1 のケース 101 と、足首を伸ばした状態で足を載せる溝 102a を有する第 2 のケース 102 とを備えている。第 2 のケース 102 は、第 1 のケース 101 に差し込まれた摺動軸 103 を有し、この部分での摺動により、軸方向に位置調節が可能である。使用者は、ねじ 104 を回すことにより摺動軸 103 を移動させて、溝 102a を足に合わせるができる。このようにして、自分の脚の長さに合わせて装置側の長さを調節する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2001-95867 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

上記のような従来の脚マッサージ装置では、脚の長さに合わせてねじ 104 の調節を行う必要があり、使用者が代わると、脚の長さも変わるので、その都度調節が必要となり、面倒である。

【0005】

上記のような従来の問題点に鑑み、本発明は、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が

簡単なマッサージ機を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明のマッサージ機は、座部と、マッサージ機能を有し、足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部と、前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記脚載せ部に付与する抵抗付与手段と、を備え、前記脚載せ部は、前記座部の前部に対して回動自在、且つ、脚の長さ方向に伸縮可能であり、前記脚載せ部は、前記押し当て面と、足の側部に対向させる足側面と、その脚先側であって左右方向における中央部に区画壁と、前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアセルと、前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記脚載せ部を付勢する付勢手段であることを特徴とする。

10

上記のように構成されたマッサージ機では、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達する。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、当該脚保持部材が元の位置に復帰する。

【0007】

また、本発明のマッサージ機は、座部と、マッサージ機能を有する少なくとも3つの脚保持部材を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材には足裏の押し当て面が設けられている脚載せ部と、前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記最先端の脚保持部材に付与する抵抗付与手段と、を備え、前記脚載せ部は、前記座部の前部に対して回動自在であり、隣り合う前記脚保持部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能であり、前記最先端の脚保持部材は、前記押し当て面と、足の側部に対向させる足側面と、左右方向における中央部に区画壁と、前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアセルと、前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアセルと、を有し、他の脚保持部材は、それぞれ被施療者の脚に押圧マッサージを施すエアセルを有し、前記抵抗付与手段は、前記脚の力に抗する方向に前記最先端の脚保持部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする。

20

上記のように構成されたマッサージ機では、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して最先端の脚保持部材を移動させれば、当該脚保持部材は脚の長さに対応した位置に達する。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、最先端の脚保持部材が元の位置に復帰する。

30

【0008】

また、上記マッサージ機において、前記脚載せ部の脚先側下端には、下向き状態にある前記脚載せ部が伸長すると床に接地する車輪が設けられ、前記脚載せ部は、伸長しながら上方へ回動可能であることが好ましい。

【0009】

この場合、脚載せ部を伸長させるとき車輪が床についても、車輪の転動によって脚載せ部が円滑に伸長する。

40

【0010】

また、前記他の脚保持部材は、被施療者の脚の側部に対向させる脚側面と、左右方向における中央部に区画壁と、を有することが好ましい。

【発明の効果】

【0011】

以上のように構成された本発明は以下の効果を奏する。

請求項1のマッサージ機によれば、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して脚載せ部を伸長させれば、当該脚載せ部は脚の長さに対応した位置に達する。従って、脚の長さに合わせた装置側の長さ調節が簡単である。また、脚

50

載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、脚保持部材が元の位置に復帰するので便利である。

【0012】

請求項2のマッサージ機によれば、押し当て面に足裏を押し当てることにより、抵抗付与手段の付与する力に抗して最先端の脚保持部材を移動させれば、当該脚保持部材は脚の長さに対応した位置に達する。従って、脚の長さに合わせて装置側の長さ調節が簡単である。また、脚載せ部から脚を降ろすことにより自動的に、最先端の脚保持部材が元の位置に復帰するので便利である。

【0013】

請求項1及び2のマッサージ機によれば、被施療者の足の側部に対してマッサージを施すことができる。また、左足と右足をそれぞれ、左の足側面と区画壁の間、右の足側面と区画壁の間に分離して位置させることができる。

10

【0014】

請求項3のマッサージ機によれば、脚載せ部を伸長させるとき車輪が床についても、車輪の転動によって円滑な動作が行われ、脚載せ部の伸長が妨げられることはない。

【0015】

請求項4のマッサージ機によれば、左脚と右脚をそれぞれ、左の脚側面と区画壁の間、右の脚側面と区画壁の間に分離して位置させることができる。

【図面の簡単な説明】

20

【0016】

【図1】本発明の一実施形態による脚マッサージ装置を有するマッサージ機を示す斜視図である。

【図2】図1に示すマッサージ機の側面図であり、脚マッサージ装置が下向きの状態を示す。

【図3】図1に示すマッサージ機の側面図であり、脚マッサージ装置が上昇した状態を示す。

【図4】(a)は、図1におけるマッサージ機の向かって左側面側から見た脚載せ部及び支持装置を、水平な状態にして表した側面図である。(b)は(a)に示す各部を上から見た図である。(c)は、(b)の右方から見た支持装置の略図である。

30

【図5】図4の(a)を拡大して支持装置の詳細を示す図である。

【図6】図4に示す状態から脚載せ部及び支持装置を伸長させた状態を示す図である。

【図7】図4に示すリンク装置の伸縮動作を原理的に示す図である。

【図8】(a)は、本マッサージ機の使用対象の身長範囲から想定して最も脚の短い人が脚載せ部に脚を入れ、足裏が第3脚保持部材の底面に当接した状態を示す図である。(b)は、想定される最も脚の長い人が脚載せ部に脚を入れ、足裏で第3脚保持部材の底面を押しつけて脚載せ部及び支持装置を伸長させた状態を示す図である。

【図9】中央部に区画壁があるタイプの脚マッサージ装置を示す斜視図である。

【図10】従来の脚マッサージ装置の概略を示す図である。

【発明を実施するための形態】

40

【0017】

図1は、脚マッサージ装置を有するマッサージ機1を示す斜視図であり、図2及び図3は、その側面図である。図1及び図2において、このマッサージ機1は、椅子型のマッサージ機本体2を有している。マッサージ機本体2は、座部3と、座部3の後側に配置された背もたれ部4と、座部3の両側に配置された肘掛け部(アームレスト)7と、座部3から下方に延びる支持脚部8とを備えている。また、マッサージ機本体2と一体に接続された「脚マッサージ装置」として、座部3の前方に配置された脚載せ部(フットレスト)5と、脚載せ部5を支持する支持装置6とを備えている。

【0018】

上記背もたれ部4と脚載せ部5とは座部3に対して可動である。すなわち、背もたれ部

50

4は、図1の状態から後方に倒れることができるように構成されている。また、脚載せ部5は、座部3の前部に対して水平方向の軸まわりに回転自在に連結されて座部3に対する位置（角度）を変更可能とされており、図1及び図2の状態（下向き状態）から上方に回転して図3の状態（上昇状態）になることができる。

【0019】

背もたれ部4には、モータ駆動の施療子9を備えたマッサージ部10が設けられており、このマッサージ部10は、叩き・揉み・振動などのマッサージ動作を被施療者に施すことができる。

また、背もたれ部4の前面側には、マッサージ用のエアセル11a, 11b, 12a, 12bが配置されている。これらのエアセル11a, 11b, 12a, 12bは、エアの給排によって膨脹・収縮し被施療者の背中や腰に押圧マッサージを施すものである。

座部3の上面側にも、同様のエアセル13a, 13b, 14a, 14bが配置されている。これらのエアセル13a, 13b, 14a, 14bは、被施療者の臀部や太股に押圧マッサージを施すものである。

【0020】

脚載せ部5は、マッサージ機能を有する3つの脚保持部材（第1脚保持部材51、第2脚保持部材52、第3脚保持部材53）を、脚の長さ方向に並べて、全体として両脚を囲むような形態を成している。各脚保持部材51～53の両側部及び中央部にはそれぞれマッサージ用のエアセル15a, 15b及び16a, 16bが配置されている。また、第3脚保持部材53は足裏の押し当て面53aを有しており、ここにもエアセル17a, 17bが配置されている。これらのエアセル（15a, 15b, 16a, 16b, 17a, 17b）は、エアの給排によって膨脹・収縮し被施療者の脚に押圧マッサージを施すものである。なお、中央部のエアセル16a, 16bは、特殊な形状に膨出するようになっており、これにより、左右のエアセル15a, 15bとの間に脚を挟み込むようにして、押圧マッサージを施すことができる。

【0021】

上記各エアセルは、図2に示すマッサージ用エア給排ユニット21から圧縮空気の給排を受けて動作する。

また、図2及び図3に示すように、脚載せ部5の背後には、脚載せ部5を駆動するための昇降駆動用エアセル18が配置されている。昇降駆動用エアセル18は、駆動用エア給排ユニット22から圧縮空気の給排を受けて動作する。すなわち、エアが供給されると昇降駆動用エアセル18が膨脹して図3に示すように脚載せ部5を押し上げる。この状態において、被施療者は、膝を伸ばした状態でマッサージ機本体2に着座することができる。また、エアが排出されて昇降駆動用エアセル18が収縮すると、脚載せ部5は下方に回転して図1及び図2の位置に復帰する。

【0022】

図1における一方の肘掛け部7の横には、マッサージやリクライニング等の各種動作を行わせるための操作器19が設けられている。また、支持装置6の脚先側下端の左右には、車輪（タイヤ）20が回転自在に取り付けられている。これらの車輪20は、図1～図3に示す状態では接地していない。なお、車輪20は、脚載せ部材5における第3脚保持部材53の脚先側（かかと側）下端に取り付けてもよい。

【0023】

次に、脚載せ部5及び支持装置6の構造について詳細に説明する。なお、エアセル等については以下の説明では省略する（図示も省略する。）。

図4の（a）は、図1におけるマッサージ機1の向かって左側面側から見た脚載せ部5及び支持装置6を、水平な状態にして表した側面図である。（b）は（a）に示す各部を上から見た図である（但し、脚保持部材51～53より下部の構造を見た図としている）。図において、脚載せ部5を支持する支持装置6は、座部3（図1）の前端に軸着される回転基部61aを左端部に備えた第1ガイドレール61と、この第1ガイドレール61に対してスライド可能な状態に取り付けられている第2ガイドレール62とを備えている

。なお、第3脚保持部材53の内側底面53bは、第1脚保持部材51及び第2脚保持部材52の内側底面51b、52bより低くなっており、かかと及びその周辺の形状によく合致している。これにより、かかとが入れやすい構造となり、容易に足を載せることができる。また、低くなった所にかかとが入ることで、かかとが安定して保持される効果もある。

【0024】

図4の(c)は、上記第1ガイドレール61及び第2ガイドレール62を(b)の右方から見た略図である。これらは共に「コ」の字状に両側部が折り曲げた金属板からなり、相互に(a)又は(b)の左右方向にスライド可能に重ねられている。

図5は、図4の(a)を拡大して支持装置6の詳細を示す図である。図において、前後に車輪63を有する可動体64は、車輪63が第1ガイドレール61の中(両側部)を転動することによって、第1ガイドレール61に対してスライド可能である。同様に、前後に車輪65を有する可動体66は、第1ガイドレール61に対してスライド可能である。

【0025】

第1脚保持部材51及び第2脚保持部材52はそれぞれ、可動体64及び66に取り付けられており、これによって、第1ガイドレール61の案内方向すなわち、人の脚の長さ方向にスライド可能である。なお、可動体64、66の前後に車輪63、65が設けられていることによって、第1脚保持部材51及び第2脚保持部材52を第1ガイドレール61に対して垂直に支持することができる。一方、第3脚保持部材53は第2ガイドレール62に直接取り付けられており、第2ガイドレール62が第1ガイドレール61に対してスライド可能であることによって、第3脚保持部材53も第1ガイドレール61に対してスライド可能である。こうして、支持装置6は、各脚保持部材51~53を、脚の長さ方向にそれぞれ移動可能に支持している。なお、図示の状態では、3つの脚保持部材51~53が互いに最も接近して、脚載せ部5及び支持装置6は最も短い状態である。

【0026】

一方、3つの脚保持部材51~53は、リンク機構23によって互いに接続されている。このリンク機構23は、上から見た形態が図4の(b)に示すように、8本のアーム231(2本)、232(2本)、233(2本)、234(2本)を用いて、4点接続の四角形リンクを3段に接続したものであり、各四角形リンクを脚の長さ方向に屈伸させることにより伸縮するものである。一对のアーム232は、直線状ではなく折れ曲がっており、四角形リンクとしての開き角において、第1段($\theta 1$)より第2段($\theta 2$)の方が小さくなるように構成されている。また、一对のアーム233も、直線状ではなく折れ曲がっており、四角形リンクとしての開き角において、第2段($\theta 2$)より第3段($\theta 3$)の方が大きくなるように構成されている。

【0027】

上記リンク機構23は、原点P0が支持装置6に固定され、第1節点P1が脚保持部材51に、第2節点P2が脚保持部材52に、第3節点P3が脚保持部材53に、それぞれ接続されている。従って、リンク装置23は、その伸縮動作により、脚保持部材51~53を、脚の長さ方向に所定の関係で相互に連動させる「連動装置」としての機能を有している。また、原点P0と第3節点P3との間には、ばね24が装着されており、これによって、リンク装置23は、収縮方向に常に付勢されている。ばね24の力は、人の足の力によって容易に伸ばすことができる程度に設定されている。

【0028】

マッサージ機本体1(図1)に被施療者が着座して脚を脚載せ部5に入れ、押し当て面53aに足裏を載せて、ばね24に抗して脚を伸ばすと、第3脚保持部材53が図4の(a)及び(b)における右方に駆動される。これにより、リンク装置23は伸長動作し、第1~第3節点P1~P3が右方へ移動する。従って、支持装置6によってスライド可能に保持されている脚保持部材51~53は、それぞれ右方(すなわち脚の長さ方向)へ移動する。図6は、支持装置6及び脚載せ部5が最も伸長した状態を示す図である。

【0029】

図7は、リンク装置23の伸縮動作を原理的に示す図である。図示のように、伸縮に伴う第1節点P1、第2節点P2及び第3節点P3の位置変化を見ると、一定の勾配が形成されており、原点P0から各節点までの距離L1、L2、L3は、L1:L2:L3が概ね一定比となるように比例的に伸縮する。従って、原点P0から脚の長さ方向における脚保持部材51~53までの各距離も比例的に伸縮する。このように比例的に伸縮する構成を採用しているのは、脚の部位は脚の長短によりその絶対位置は異なるが、相対的な位置関係はほぼ同じであり、原点P0から見た脚の施療部位までの距離は、脚の長さに応じて比例的に変化するという経験的事実に基づいている。

【0030】

なお、厳密に「一定比」ではなく「概ね一定比」となる理由は、前述のようにアーム232、233が直線ではなく、そのために、各段のリンクの開き角 θ_1 、 θ_2 、 θ_3 が同一ではないからである。このような構成を採用することにより、脚の長短に応じて微妙にずれる施療要所の位置に対して、単なる比例伸縮よりも正確に脚保持部材の位置を合致させることができる。

【0031】

図8の(a)は、本マッサージ機1の使用対象の身長範囲から想定して最も脚の短い人が脚載せ部5に脚を入れ、足裏が第3脚保持部材53の底面に当接した状態である。この場合の施療箇所は、例えば、ふくらはぎ、くるぶしの周辺、その中間の3箇所であり、各脚保持部材は、それぞれが施療要所(例えば「つぼ」)を押圧できるように配置されている。一方、(b)は、想定される最も脚の長い人が脚載せ部5に脚を入れ、足裏で第3脚保持部材53の底面を押して脚載せ部5及び支持装置6を伸長させた状態である。このとき、前述のように、各脚保持部材51~53は、原点P0を基準として比例的にその位置を移動させるので、各脚保持部材51~53は、(a)の場合と同様に、施療要所を押圧する。なお、(a)と(b)との間の任意の伸長状態でも同様に、施療要所を押圧することができることはいうまでもない。すなわち、このような脚マッサージ装置を使用することにより、脚の長さに関わらず、脚を脚載せ部5に入れて第3脚保持部材53を押すだけで、他の脚保持部材51、52の位置調節を行うことなく、極めて簡単に施療要所にマッサージを行うことができる。

【0032】

なお、脚載せ部5に脚を入れ、これを伸長させると、その途中で車輪20が床に着く場合があるが、この場合でも、車輪20の転動によって支持装置6及び脚載せ部5が円滑に伸長することができる。

施療後、被施療者がマッサージ機1から降りることにより、脚載せ部5及び支持装置6は、ばね24(図4の(b))の力により元の収縮状態に戻る。従って、伸長した脚載せ部5及び支持装置6を元に戻す操作も一切不要である。

また、上記車輪20が床に着いている状態から元の収縮状態に戻る際には、車輪20が床を転がりつつ、脚載せ部5及び支持装置6が収縮動作する場合もある。この場合でも、車輪20の存在によって、床面を傷つける等の恐れがない。

【0033】

なお、上記実施形態では図1に示すような脚載せ部5としたが、図9に示すように、中央部に区画壁51c、52c、53cを設けた脚保持部材51、52、53の場合でも、同様な伸縮構造の脚マッサージ装置とすることができる。

また、上記実施形態では脚載せ部5が3つの脚保持部材51~53を備えた構造としたが、脚保持部材の数は3に限定されるものではなく、2つ又は4つ等であってもよい。

また、上記実施形態では脚保持部材51~53が外見上分離しているが、伸縮自在なカバー等を被せることで、外見上は分離していない構成とすることもできる。

【0034】

また、上記実施形態では、ばね24を用いて脚載せ部5及び支持装置6が自動的に収縮する構成としたが、ばね24に代えて、何らかの抵抗付与手段を設けて適度の抵抗負荷を伴って伸縮するように構成することもできる。この場合には、抵抗に対して足で最下段の

脚保持部材を押し下げることにより、同様に、脚の長さに合わせて脚載せ部 5 及び支持装置 6 を伸長させることができる。但し、元の収縮状態に戻すにあたっては、手で押し戻す等の操作が必要になる。さらに、この場合には、連動装置としてのリンク装置 2 3 を省略して、第 1 脚保持部材 5 1 及び第 2 脚保持部材 5 2 に関しては手動で位置調節を行うようにしてもよい。

また、ばね 2 4 と併せてラチェットで戻りロックし、ロック解除操作で元に戻すように構成してもよい。

なお、連動装置としてのリンク装置 2 3 を省略する場合には、移動する脚保持部材は足裏の押し当て面を有する脚保持部材（第 3 脚保持部材 5 3）のみとして、他の脚保持部材は固定するか若しくは設けない構成も可能である。

10

【0035】

また、上記実施形態では脚載せ部 5 にマッサージ用のエアセルを設けているが、電動等の他のマッサージ構造の場合でも、上記のような複数の脚保持部材 5 1～5 3 と支持装置 6 とによる伸縮構造を適用することができる。

また、上記実施形態における脚マッサージ装置は、椅子型のマッサージ機本体 2（図 1）のみならず、普通の椅子や、ベッド等の端部にも取り付けすることができる。すなわち、身体を支持（主として懸掛けた状態での支持）する種々の器具に取り付けて使用することができる。また、脚マッサージ装置を単独で使用することも可能である。

【符号の説明】

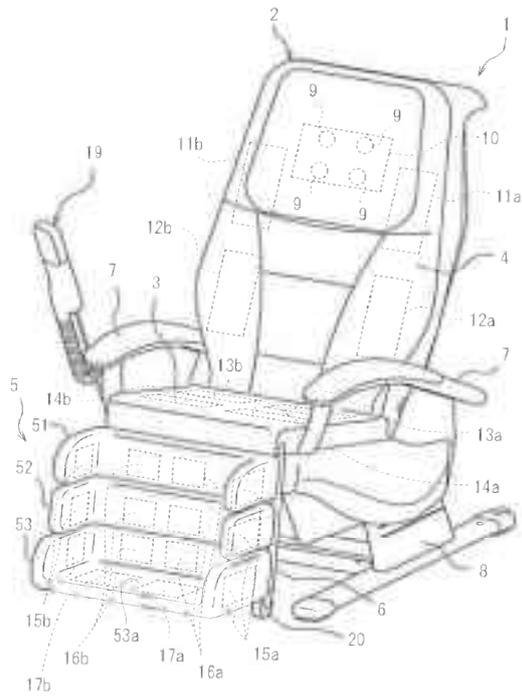
【0036】

5	脚載せ部
6	支持装置
20	車輪
24	ばね（付勢手段／抵抗付与手段）
51	第 1 脚保持部材
52	第 2 脚保持部材
53	第 3 脚保持部材
53a	押し当て面
61	第 1 ガイドレール
62	第 2 ガイドレール

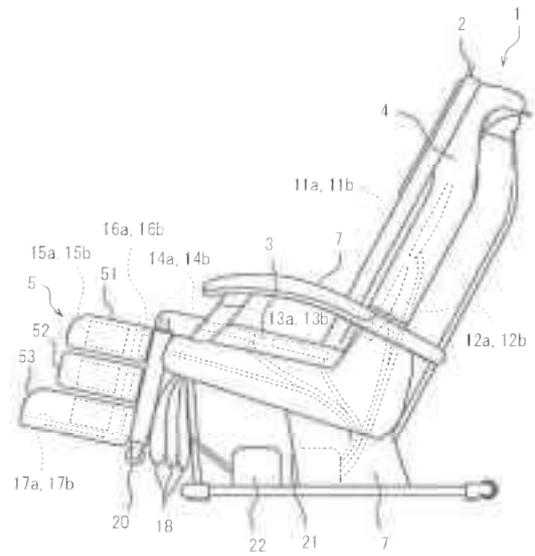
20

30

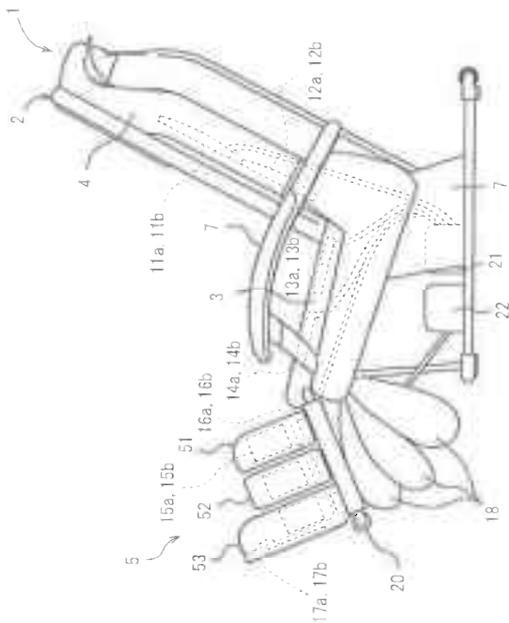
【図 1】



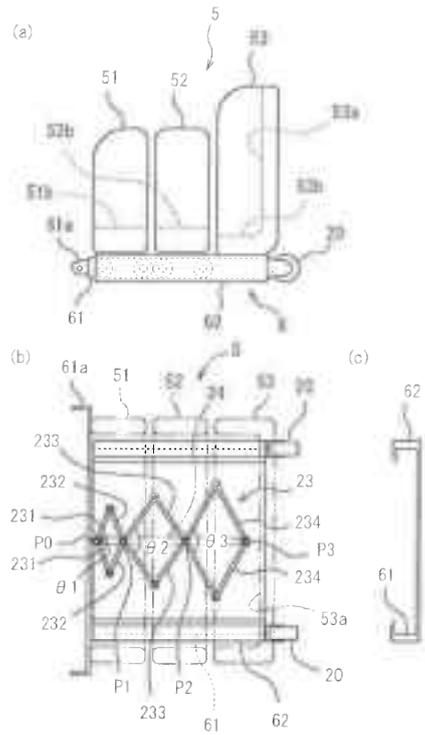
【図 2】



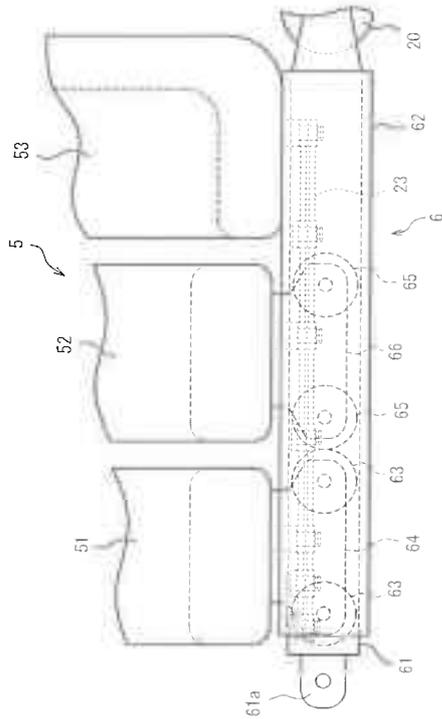
【図 3】



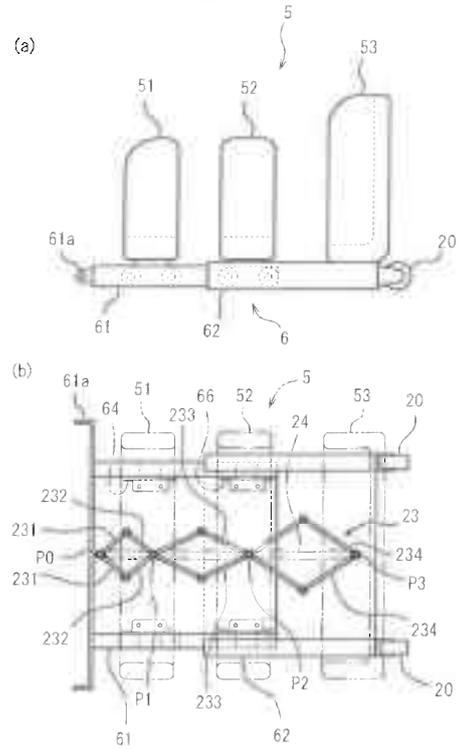
【図 4】



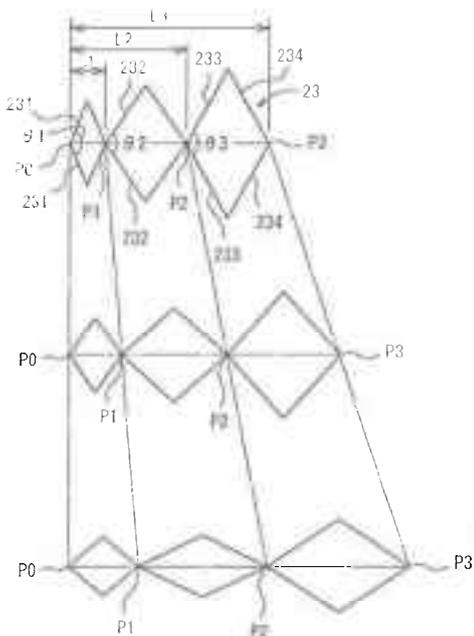
【図5】



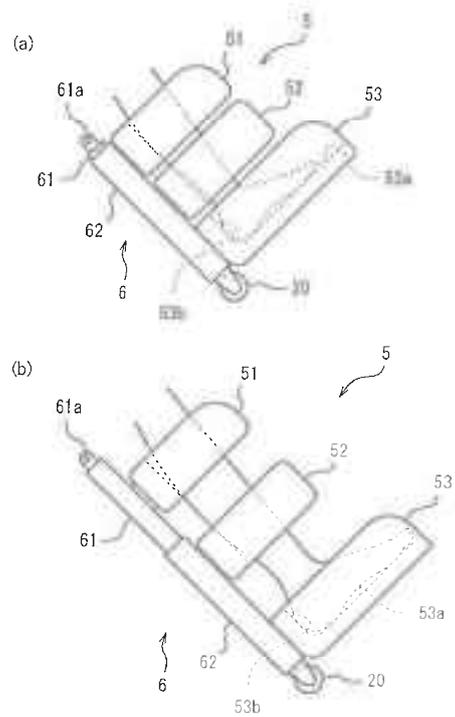
【図6】



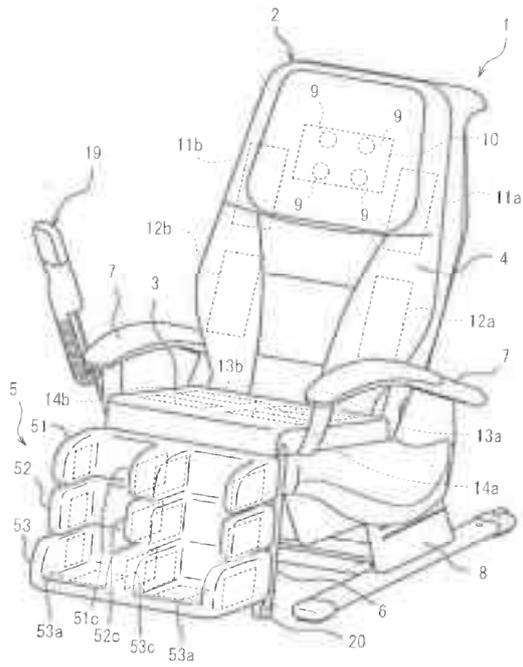
【図7】



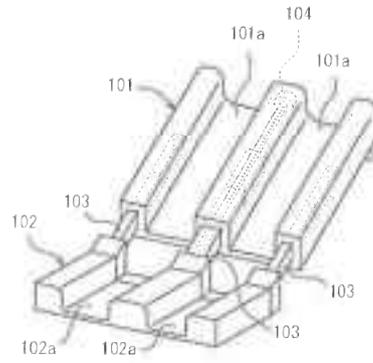
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(56)参考文献 国際公開第01/078646 (WO, A1)

特開2000-197677 (JP, A)

特開2002-065785 (JP, A)

特開2002-035067 (JP, A)

特開2001-095867 (JP, A)

特開平11-290409 (JP, A)

米国特許第02563629 (US, A)

米国特許第05352020 (US, A)

米国特許第04653999 (US, A)

実公昭35-000585 (JP, Y1)

特開2001-333946 (JP, A)

特開平11-019149 (JP, A)

特開平08-089540 (JP, A)

特開平11-342167 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61H 7/00

(別紙)

被告製品 I - A 説明書 (原告)

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS-1000」 (被告製品 1)

1 図面の説明

図 1 被告製品 1 の外観斜視図

図 2 被告製品 1 のオットマンの拡大斜視図

10 図 3 被告製品 1 のオットマンのエアバッグの位置を示す拡大斜視図

図 4 被告製品 1 のオットマンの内部構成を表す概略図

2 被告製品 1 の構成と作用の説明

図 1 に示すように、被告製品 1 は、マッサージチェアであり、「座部」を
15 備え、さらに、脛脛から足部にかけてエアバッグの膨縮によるマッサージ
を行うオットマン(本件発明 I の「脚載せ部」に相当)を備えている。図 1、
図 2 から分かるように、オットマンは足部をマッサージする A 部材(「最先
端の脚保持部材」に相当)と脚部をマッサージする B 部材(「他の脚保持部
材」に相当)とに分かれている。A 部材と B 部材とは被施療者が着座したと
20 きに、「脚の長さ方向に並」んでいる。また、A 部材は被施療者の足裏が当
接する「押し当て面」を有している。

オットマンは、「座部の前部に対して回転自在」である。

A 部材は、図 2 から分かるように、「足の側部に対向させる足側面」と、
「左右方向における中央部に区画壁」を備えている。また、図 3 から分かる
25 ように、押し当て面と足側面にはエアバッグがそれぞれ設けられており、
被施療者の足裏と足の側部に押圧マッサージを施す。

B 部材は、図 2 から分かるように、「脚の側部に対向させる脚側面」を備えている。また、図 3 から分かるように、脚側面にはエアバッグが設けられており、被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施す。

「オットマンは、A 部材および B 部材のそれぞれが座部の前部に対して脚の
5 長さ方向に移動可能、かつ、A 部材の足側面に設けられたエアバッグと B 部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能」である。座部の前部に対しては、A 部材、B 部材共にモータの駆動力で脚の長さ方向に移動可能である。B 部材に対して、A 部材は引張スプリング（「抵抗付与手段」、「付勢手段」に相当。以下、「スプリング」という）により伸縮する。以下、これらの構成
10 を具体的に説明する。

図 4 において、緑色の箇所は座部及び座部に回動支点を介して接続されている箇所（以下、「保持部」という）である。赤色の箇所は B 部材、黒色の箇所は A 部材を表す。保持部は、回動支点を介して基端側が座部に接続された一対のシャフトと、一対のシャフトの間に亘って設けられた二本のフレーム、二本のフレームに亘って設けら
15 れたボールねじのねじ軸、先端側のフレームに設けられ、ねじ軸を回転させるモータを備えている。保持部は、A 部材、B 部材を保持している。

B 部材は、ボールねじのナット、ナットから左右方向に延在する第 1 スライダ、第 1 スライダから先端側に離間した位置にあり、第 1 スライダと共にスライドする第 2 スライダ、第 1 スライダと第 2 スライダとを繋ぎシャフトと平行に延出するスライダ
20 保持フレームを備える。スライダ保持フレームは、シャフトに間接的に取り付けられているガイドローラに挟まれており、ガイドローラに案内されてシャフトの延在方向に沿って第 1 スライダ、第 2 スライダと一体となって移動可能に構成されている。シャフトの先端側はフレームにより支持されている。B 部材は、ナットがねじ軸に沿って移動すると、それに連動して先端側、若しくは、基端側に移動するように構成され
25 ている。

A 部材は、B 部材の第 1 スライダから延在する一対の管にそれぞれ内装されたスプ

リングを備える。スプリングの一端は第1スライダに取り付けられ、他端はA部材に取り付けられている。A部材の押し当て面に被施療者の脚の力が作用していないときは、スプリングの付勢力(スプリングが短くなって自然長に戻ろうとする力)により、A部材はB部材に引き付けられ、密接して一体となっている。

5 電力供給によりモータを駆動させると、ねじ軸が回転し、その回転方向に従ってナットが先端側、若しくは、基端側に移動する。これにより、B部材が座部に対して先端側、若しくは、基端側に移動する。上述したように、A部材の押し当て面に脚の力が作用しないときには、スプリングを介してA部材とB部材とは座部に対して一体となっているので、B部材が移動するとA部材も同じ距離
10 だけ移動する。一方、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧すると、スプリングが伸長し、脚の力に抗する方向(スプリングが短くなる方向)にA部材を付勢する。この結果、B部材に対してA部材が離間する(先端側に移動する)。そして、脚の力が除去されると、A部材はスプリングの付勢力により再度B部材に密接する。

15

3 被告製品1の構成の分説(本件発明I-1との関係。下線部は被告主張との相違点)

I A a 座部と、

I A b マッサージ機能を有する2つの脚保持部材(A部材、B部材)を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材(A部材)には足裏の押し当て面が設けら
20 れているオットマンと、

I A c 押し当て面に付与される脚の力に抗する力をオットマンを構成するA部材に付与するスプリングと、を備え、

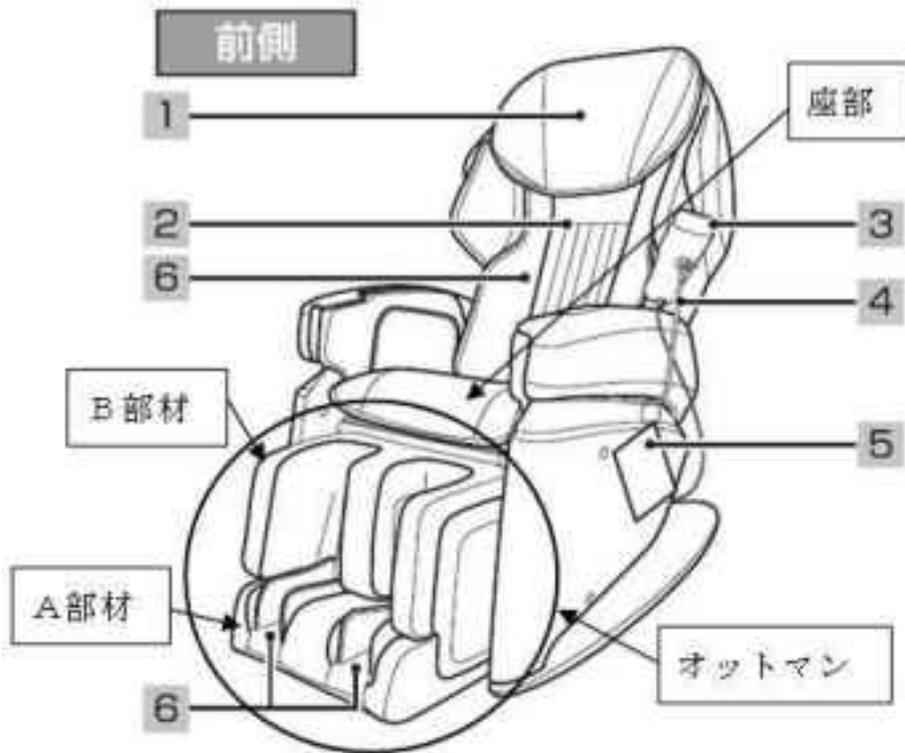
I A d オットマンは、座部の前部に対して回動自在であり、

25 I A e A部材は

I A e 1 押し当て面と、

- I A e 2 足の側部に対向させる足側面と、
- I A e 3 左右方向における中央部に区画壁と、
- I A e 4 押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアバッグと、
- 5 I A e 5 足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、
 - I A f 他脚保持部材（B部材）は、
 - I A f 1 脚の側部に対向させる脚側面と、
 - I A f 2 脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、
- 10 I A g オットマンは、A部材およびB部材のそれぞれが座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり、
- 15 I A h スプリングは、脚の力に抗する方向にA部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする
 - I A i マッサージ機。

(被告製品1)



前側	
1	枕 マッサージをするときは、後ろに回してください。
2	背パッド この上にゆったりともたれてください。
3	リモコン
4	リモコンスタンド
5	カンタン操作ガイド
6	ヒーター 背部、足裏にヒーター内蔵

5

図 1

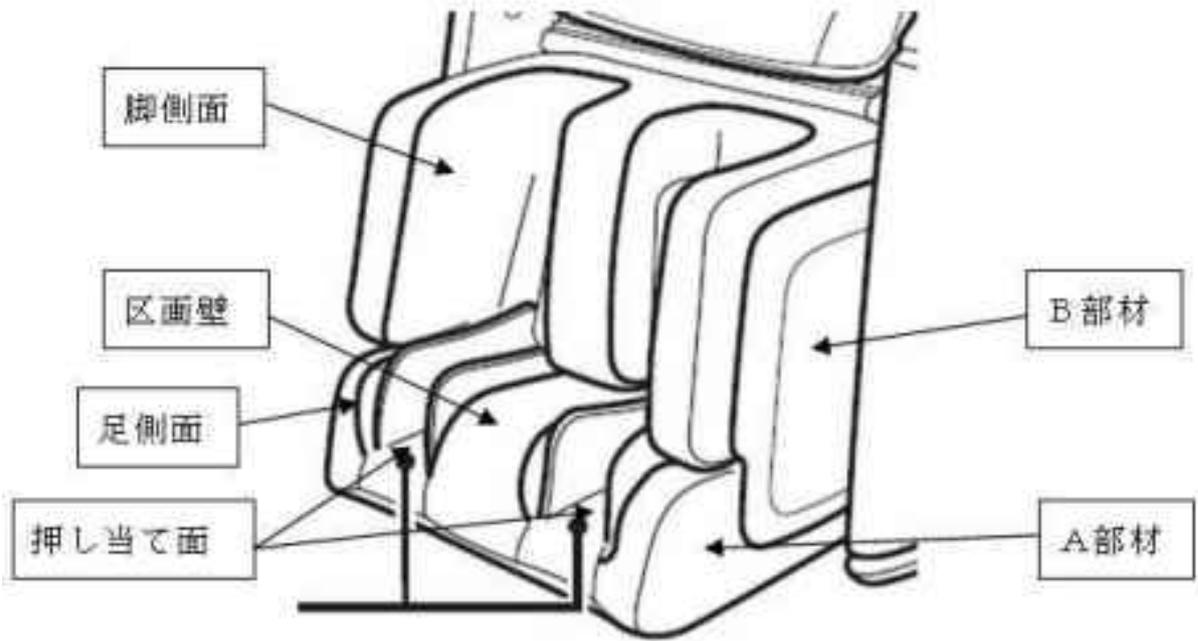


図 2

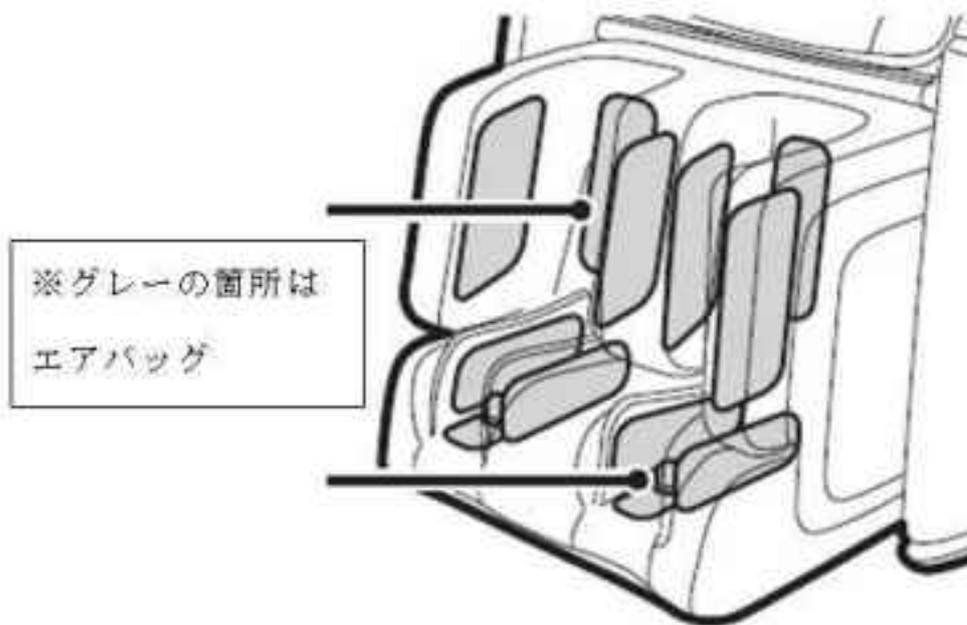


図 3

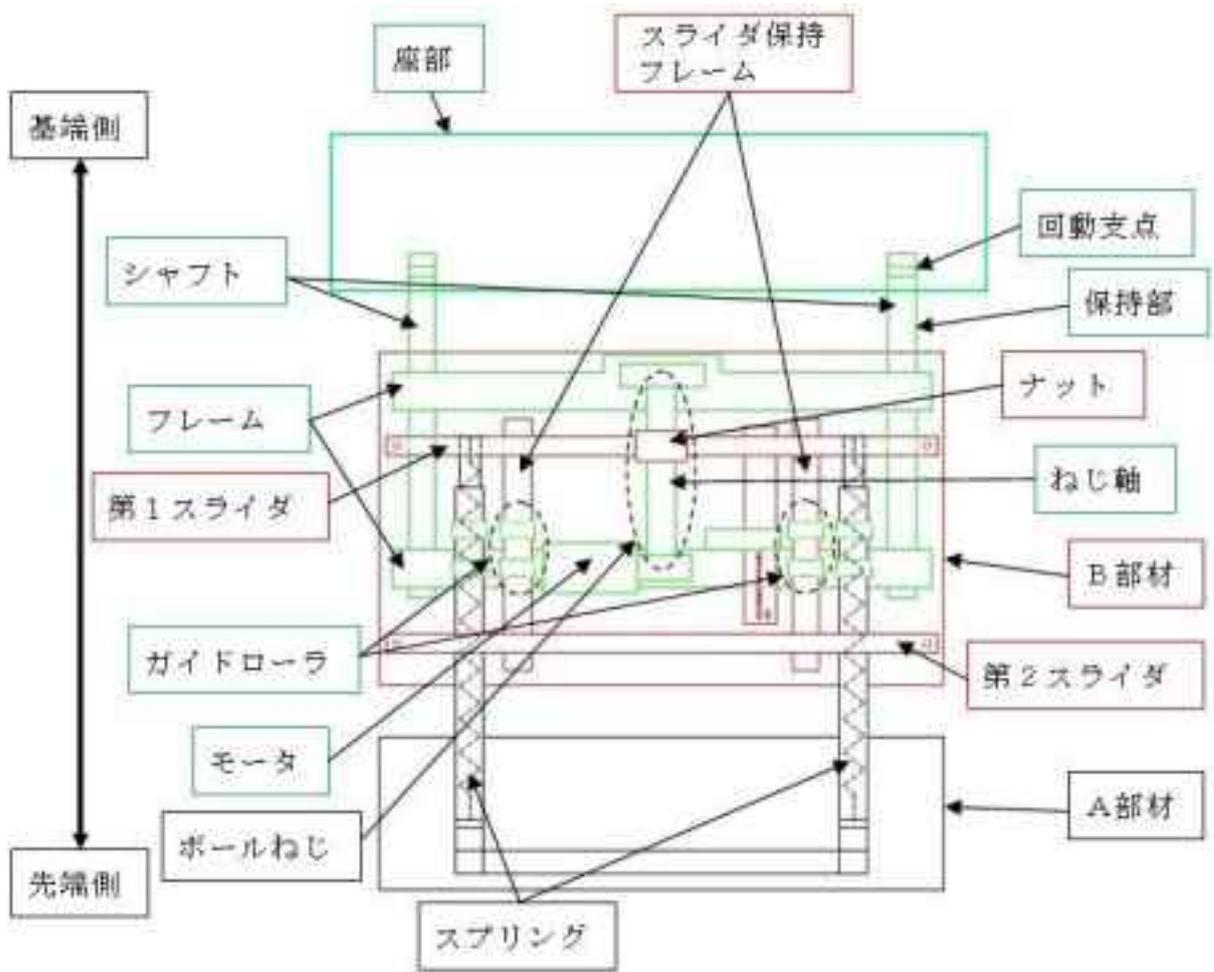


図 4

以上

(別紙)

被告製品 I - B 説明書 (原告)

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS-860」 (被告製品5)

被告製品5の構成の分説 (下線部は被告主張との相違点)

I B a 座部と、

I B b マッサージ機能を有するA部材およびB部材を脚の長さ方向に
10 並べて成り、A部材には足裏の押し当て面が設けられているオットマンと、

I B c 前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記オットマン
を構成するB部材に付与する第1スプリング及びオットマンを構成する
A部材に付与する第2スプリングと、を備え、

I B d 前記オットマンは、前記座部の前部に対して回転自在であり、

15 I B e 前記A部材は、

I B e 1 前記押し当て面と、

I B e 2 足の側部に対向させる足側面と、

I B e 3 左右方向における中央部に区画壁と、

I B e 4 前記押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを
20 施すエアバッグと、

I B e 5 前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを
施すエアバッグと、を有し、

I B f B部材は、

I B f 1 脚の側部に対向させる脚側面と、

25 I B f 2 前記脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを
施すエアバッグと、を有し、

I B g 前記オットマンのうち、前記A部材及びB部材は前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、前記A部材の足側面に設けられたエアバッグと前記B部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり、

5 I B h 前記第2スプリングは、前記脚の力に抗する方向にA部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

I B i マッサージ機。

以上

(別紙)

被告製品 I - D 説明書 (原告)

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS-850」 (被告製品6)

1 図面の説明

図1 被告製品6の外観斜視図

図2 被告製品6のオットマンの拡大斜視図

10 図3 被告製品6のオットマンのエアバッグの位置を示す拡大斜視図

図4 被告製品6のオットマンの内部構成を表す概略図

図5 被告製品6のオットマンの脚先側下端の裏面を表す写真

図6 被告製品6のオットマンの脚先側下端の車輪を表す写真

15 2 被告製品6の構成と作用の説明

図1に示すように、被告製品6は、マッサージチェアであり、「座部」を備え、さらに、脛脛から足部にかけてエアバッグの膨縮によるマッサージを行うオットマン(本件特許1請求項2の「脚載せ部」に相当)を備えている。

20 図1から分かるように、オットマンは足部をマッサージするA部材(「最先端の脚保持部材」に相当)と、脚部をマッサージするB部材及びC部材(「他の脚保持部材」に相当)に分かれている。A部材、B部材、C部材は被施療者が着座したときに、「脚の長さ方向に並」んでいる。また、A部材は被施療者の足裏が当接する「押し当て面」を有している。

オットマンは、「座部の前部に対して回動自在」である。

25 A部材は、図2から分かるように、「足の側部に対向させる足側面」と、「左右方向における中央部に区画壁」を備えている。また、図3から分かる

ように、押し当て面と足側面にはエアバッグがそれぞれ設けられており、被施療者の足裏と足の側部に押圧マッサージを施す。

B部材とC部材は、図2から分かるように、「脚の側部に対向させる脚側面」をそれぞれ備えている。また、図3から分かるように、それぞれの脚側
5 面にはエアバッグが設けられており、被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施す。

オットマンは、「A部材とB部材、及び、B部材とC部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能」である。具体的には、A部材、B部材共にモータの駆動力で脚の長さ方向に移動可能である。また、B部材
10 に対して、A部材は引張スプリング（「抵抗付与手段」、「付勢手段」）に相当。以下、「スプリング」という）により伸縮する。以下、これらの構成を具体的に説明する。

図4において、緑色の箇所は座部及び座部に回動支点を介して接続されている箇所（以下、「保持部」という）である。保持部の一部がC部材となっ
15 ている。赤色の箇所はB部材、黒色の箇所はA部材を表す。保持部は、回動支点を介して基端側が座部に接続された一対のシャフトと、一対のシャフトの間に亘って設けられた三本のフレーム、三本のフレームの内、先端側に位置する二本のフレームに亘って設けられたボールねじのねじ軸、最先端側のフレームに設けられ、ねじ軸を回転させるモータを備えている。C部材は、
20 三本のフレームの内、基端側に位置する二本のフレームを備えている。保持部は、A部材、B部材を保持している。

B部材は、ボールねじのナット、ナットから左右方向に延在する第1スライダ、第1スライダから先端側に離間した位置にあり、第1スライダと共に
25 スライドする第2スライダ、第1スライダと第2スライダとを繋ぎシャフトと平行に延出するスライダ保持フレームを備える。スライダ保持フレームは、シャフトに間接的に取り付けられているガイドローラに挟まれており、

ガイドローラに案内されてシャフトの延在方向に沿って第1スライダ、第2スライダと一体となって移動可能に構成されている。シャフトの先端側はフレームにより支持されている。B部材は、ナットがねじ軸に沿って移動すると、それに連動して先端側、若しくは、基端側に移動するように構成されている。

A部材は、B部材の第1スライダから延在する一対の管にそれぞれ内装されたスプリングを備える。スプリングの一端は第1スライダに取り付けられ、他端はA部材に取り付けられている。A部材の押し当て面に被施療者の脚の力が作用していないときは、スプリングの付勢力（スプリングが短くなって自然長に戻ろうとする力）により、A部材はB部材に引き付けられ、密接して一体となっている。

電力供給によりモータを駆動させると、ねじ軸が回転し、その回転方向に従ってナットが先端側、若しくは、基端側に移動する。これにより、B部材が座部に対して先端側、若しくは、基端側に移動する。上述したように、A部材の押し当て面に脚の力が作用しないときには、スプリングを介してA部材とB部材とは座部に対して一体となっているので、B部材が移動するとA部材も同じ距離だけ移動する。C部材は、座部に対して回動可能に接続されているものの、脚の長さ方向には伸縮せずに固定されている。一方、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧すると、スプリングが伸長し、脚の力に抗する方向（スプリングが短くなる方向）にA部材を付勢する。この結果、B部材に対してA部材が離間する（先端側に移動する）。そして、脚の力が除去されると、A部材はスプリングの付勢力により再度B部材に密接する。A部材、B部材、C部材はそれぞれエアバッグを備えているので、A部材がB部材に対して脚の長さ方向へ伸縮すると、オートマンは、A部材のエアバッグと、B部材のエアバッグ、C部材のエアバッグの距離が変化するように脚の長さ方向に伸縮する。

図 5、図 6 に示すように、A 部材の底面の裏側には 2 つの車輪が設けられている。A 部材の底面の裏側が床面に対向している状態（下向き状態）において、オットマンの A 部材、及び／又は、B 部材が伸長すると、この車輪が床面に当接する。被告製品 6 は、車輪が床面を転がることにより、オットマンを伸縮させつつ回動支点を中心に回動させて、オットマンを前後方向に移動させることができるように構成されている。

3 被告製品 6 の構成の分説（本件発明 I - 1 との関係。下線部は被告主張との相違点）

- 10 I D a 座部と、
I D b マッサージ機能を有する 3 つの脚保持部材（A 部材、B 部材、C 部材）を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材（A 部材）には足裏の押し当て面が設けられているオットマンと、
I D c 押し当て面に付与される脚の力に抗する力をオットマンを構成する A 部材に付与するスプリングと、を備え、
15 I D d オットマンは、座部の前部に対して回動自在であり、
I D e A 部材は、
I D e 1 押し当て面と、
I D e 2 足の側部に対向させる足側面と、
20 I D e 3 左右方向における中央部に区画壁と、
I D e 4 押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアバッグと、
I D e 5 足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、
25 I D f 他の脚保持部材（B 部材、C 部材）は、
I D f 1 足の側部に対向させる脚側面と、

I D f 2 脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I D g オットマンは、A部材およびB部材のそれぞれが座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり、

I D h スプリングは、脚の力に抗する方向にA部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

I D i マッサージ機。

10

4 被告製品I-Dの構成の分説（本件発明I-2との関係。下線部は被告主張との相違点）

I D j 座部と、

I D k マッサージ機能を有する3つの脚保持部材（A部材、B部材、
15 C部材）を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材（A部材）には足裏の押し当て面が設けられているオットマンと、

I D l 押し当て面に付与される脚の力に抗する力をオットマンを構成するA部材に付与するスプリングと、を備え、

I D m オットマンは、座部の前部に対して回動自在であり、

20 I D n A部材とB部材、及び、B部材とC部材の各離隔距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能であり、

I D o A部材は、

I D o 1 前記押し当て面と、

I D o 2 足の側部に対向させる足側面と、

25 I D o 3 左右方向に中央部に区画壁と、

I D o 4 押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施

すエアバッグと、

I D o 5 足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I D p 他脚保持部材（B部材、C部材）は、それぞれ

5 I D p 1 脚の側部に対向させる脚側面と、

I D p 2 脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I D q オットマンは、A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材、C部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚
10 の長さ方向に伸縮可能であり、

I D r スプリングは、脚の力に抗する方向にA部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

I D s マッサージ機。

15 5 被告製品I-Dの構成の分説（本件発明I-3との関係。下線部は被告主張との相違点）

I D t オットマンの脚先側下端には、下向き状態にあるオットマンが伸長すると床に接地する車輪が設けられ、

I D u オットマンは、伸長しながら上方へ回動可能であることを特徴
20 とする

I D v マッサージ機 （請求項1および請求項2のいずれにも記載されている）。

25 6 被告製品I-Dの構成の分説（本件発明I-4との関係。下線部は被告主張との相違点）

I D w B部材及びC部材は、それぞれ、左右方向における中央部に区

画壁を有することを特徴とする

I D x 請求項 2 に記載のマッサージ機。

(被告製品6)



図 1

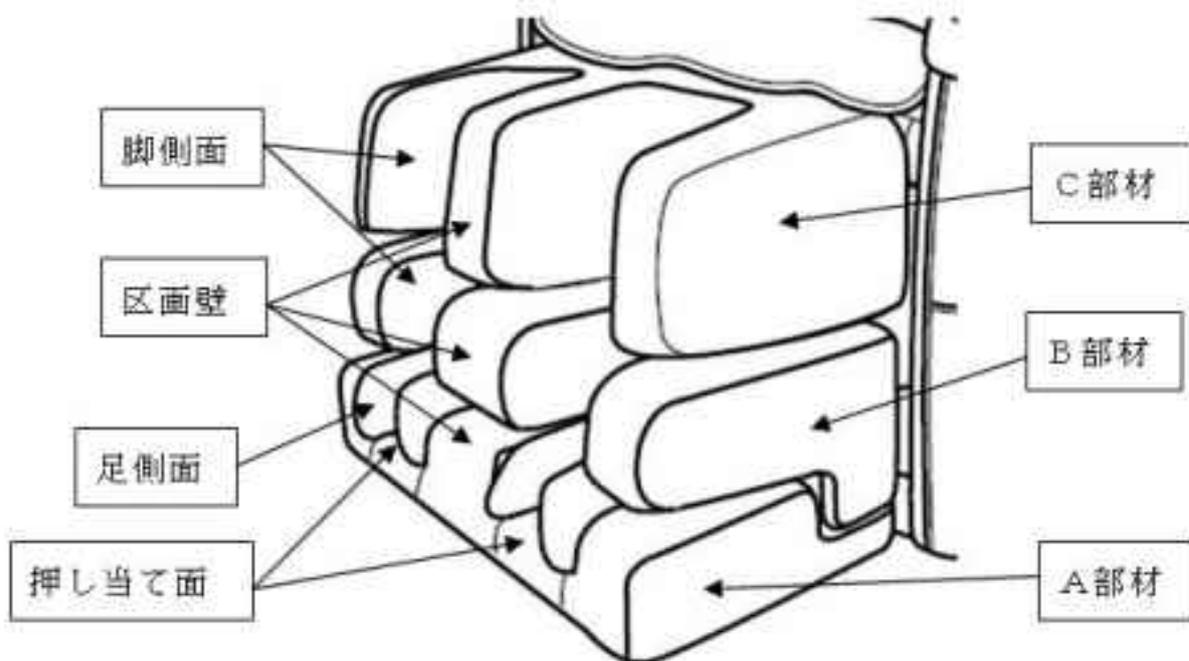


図 2

※グレーの箇所は
エアバッグ

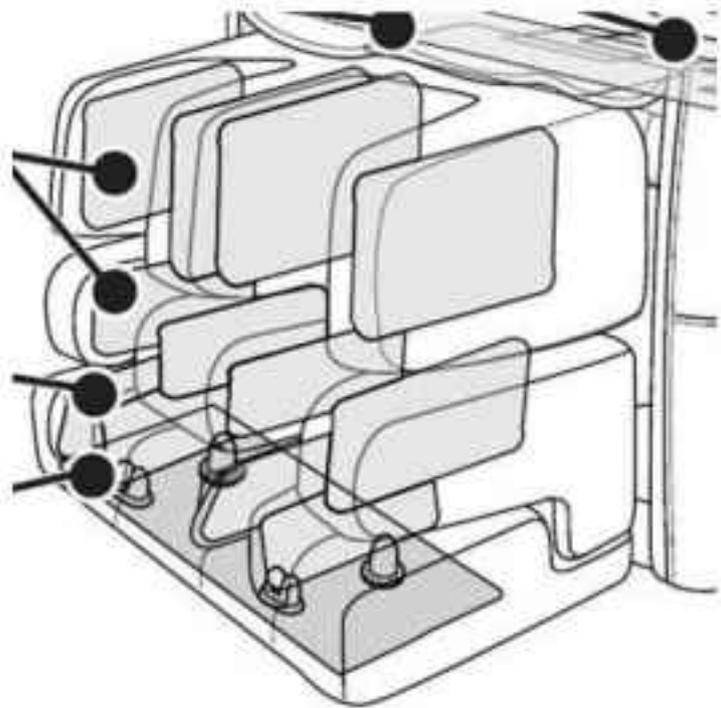


図 3

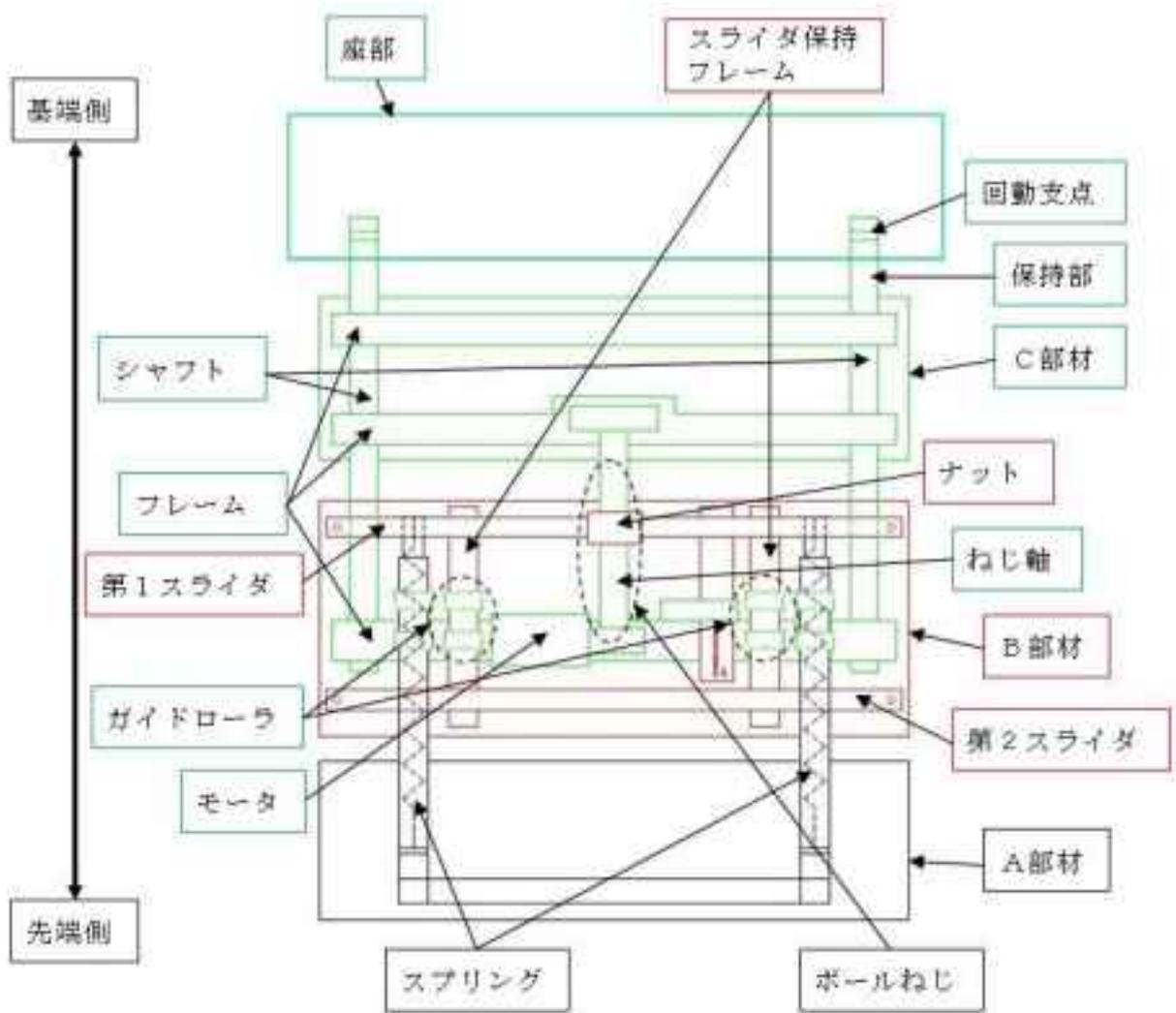


図 4

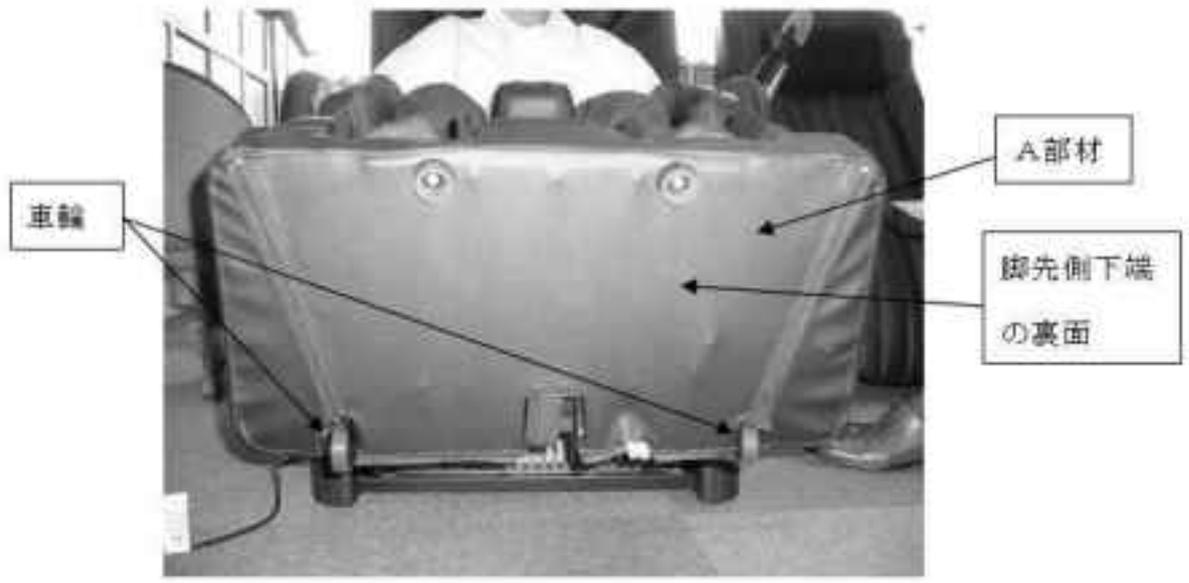


図 5



図 6

(別紙)

被告製品 I - E 説明書 (原告)

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS-840」 (被告製品 8)

1 図面の説明

図 1 被告製品 8 の外観斜視図

図 2 被告製品 8 のオットマンの拡大斜視図

10 図 3 被告製品 8 のオットマンのエアバッグの位置を示す拡大斜視図

図 4 被告製品 8 のオットマンの内部構成を表す概略図

2 被告製品 8 の構成と作用の説明

図 1 に示すように、被告製品 8 は、マッサージチェアであり、「座部」を
15 備え、さらに、脛脛から足部にかけてエアバッグの膨縮によるマッサージを
行うオットマン (本件発明 I の「脚載せ部」に相当) を備えている。図 1、
図 2 から分かるように、オットマンは足部をマッサージする A 部材 (「最先
端の脚保持部材」に相当) と脚部をマッサージする B 部材 (「他の脚保持部
材」に相当) とに分かれている。A 部材と B 部材とは被施療者が着座したと
20 きに、「脚の長さ方向に並」んでいる。また、A 部材は被施療者の足裏が当
接する「押し当て面」を有している。

オットマンは、「座部の前部に対して回動自在」である。

A 部材は、図 2 から分かるように、「足の側部に対向させる足側面」と、
「左右方向における中央部に区画壁」を備えている。また、図 3 から分かる
25 ように、押し当て面と足側面にはエアバッグがそれぞれ設けられており、被
施療者の足裏と足の側部に押圧マッサージを施す。

B部材は、図2から分かるように、「脚の側部に対向させる脚側面」を備えている。また、図3から分かるように、脚側面にはエアバッグが設けられており、被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施す。

このように、被告製品8のオットマンのA部材とB部材の構成は、被告製品1と同様である。

「オットマンは、A部材およびB部材のそれぞれが座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能」である。座部の前部に対しては、A部材、B部材共にモータの駆動力で脚の長さ方向に移動可能である。また、B部材に対して、A部材は引張スプリング（「抵抗付与手段」、「付勢手段」に相当。以下、「スプリング」という）により伸縮する。

図4において、緑色の箇所は座部及び座部に回動支点を介して接続されている箇所（以下、「保持部」という）である。赤色の箇所はB部材、黒色の箇所はA部材を表す。保持部は、回動支点を介して基端側が座部に接続された一対のシャフトと、一対のシャフトの間に亘って設けられた二本のフレーム、二本のフレームに亘って設けられたボールねじのねじ軸、先端側のフレームに設けられ、ねじ軸を回転させるモータを備えている。保持部は、A部材、B部材を保持している。

B部材は、ボールねじのナット、ナットから左右方向に延在する第1スライダ、第1スライダから先端側に離間した位置にあり、第1スライダと共にスライドする第2スライダ、第1スライダと第2スライダとを繋ぎシャフトと平行に延出するスライダ保持フレームを備える。スライダ保持フレームは、シャフトに間接的に取り付けられているガイドローラに挟まれており、ガイドローラに案内されてシャフトの延在方向に沿って第1スライダ、第2スライダと一体となって移動可能に構成されている。シャフトの先端側はフ

レームにより支持されている。B部材は、ナットがねじ軸に沿って移動すると、それに連動して先端側、若しくは、基端側に移動するように構成されている。

A部材は、B部材の第1スライダから延在する一対の管にそれぞれ内装されたスプリングを備える。スプリングの一端は第1スライダに取り付けられ、他端はA部材に取り付けられている。A部材の押し当て面に被施療者の脚の力が作用していないときは、スプリングの付勢力（スプリングが短くなって自然長に戻ろうとする力）により、A部材はB部材に引き付けられ、密接して一体となっている。

電力供給によりモータを駆動させると、ねじ軸が回転し、その回転方向に従ってナットが先端側、若しくは、基端側に移動する。これにより、B部材が座部に対して先端側、若しくは、基端側に移動する。上述したように、A部材の押し当て面に脚の力が作用しないときには、スプリングを介してA部材とB部材とは座部に対して一体となっているので、B部材が移動するとA部材も同じ距離だけ移動する。一方、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧すると、スプリングが伸長し、脚の力に抗する方向（スプリングが短くなる方向）にA部材を付勢する。この結果、B部材に対してA部材が離間する（先端側に移動する）。そして、脚の力が除去されると、A部材はスプリングの付勢力により再度B部材に密接する。

このように、オットマンにおけるA部材とB部材の伸縮を可能にする構成も、被告製品1と同様である。

更に、被告製品8は、被告製品6と同様に、A部材の底面の裏側に2つの車輪を備えている。A部材の底面の裏側が床面に対向している状態（下向き状態）において、オットマンのA部材、及び／又は、B部材が伸長すると、この車輪が床面に当接する。被告製品8は、車輪が床面を転がることにより、オットマンを伸縮させつつ回動支点を中心に回動させて、オットマンを前後

方向に移動させることができるように構成されている。

以上をまとめると、被告製品 8 は、被告製品 1 のオットマンの構成（A 部材と B 部材の二部材からなる）に、被告製品 6 の 2 つの車輪を追加した構成を有している。

5

3 被告製品 8 の構成の分説（本件発明 I - 1 との関係）

I E a 座部と、

I E b マッサージ機能を有する 2 つの脚保持部材（A 部材、B 部材）を脚の長さ方向に並べて成り、最先端の脚保持部材（A 部材）には足裏の押し当て面が設けられているオットマンと、

10

I E c 押し当て面に付与される脚の力に抗する力をオットマンを構成する A 部材に付与するスプリングと、を備え、

I E d オットマンは、座部の前部に対して回動自在であり、

I E e A 部材は、

15

I E e 1 押し当て面と、

I E e 2 足の側部に対向させる足側面と、

I E e 3 左右方向における中央部に区画壁と、

I E e 4 押し当て面に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施すエアバッグと、

20

I E e 5 足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I E f 他の脚保持部材（B 部材）は、

I E f 1 脚の側部に対向させる脚側面と、

I E f 2 脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

25

I E g オットマンは、A 部材および B 部材のそれぞれが座部の前部に

対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり、

5 I E h スプリングは、脚の力に抗する方向にA部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

I E i マッサージ機。

4 被告製品8の構成の分説（本件発明I-3との関係。下線部は被告主張との相違点）

10 I E t オットマンの脚先側下端には、下向き状態にあるオットマンが伸長すると床に接地する車輪が設けられ、

I E u オットマンは、伸長しながら上方へ回動可能であることを特徴とする

I E v マッサージ機（請求項1に記載されている）。

(被告製品 8)

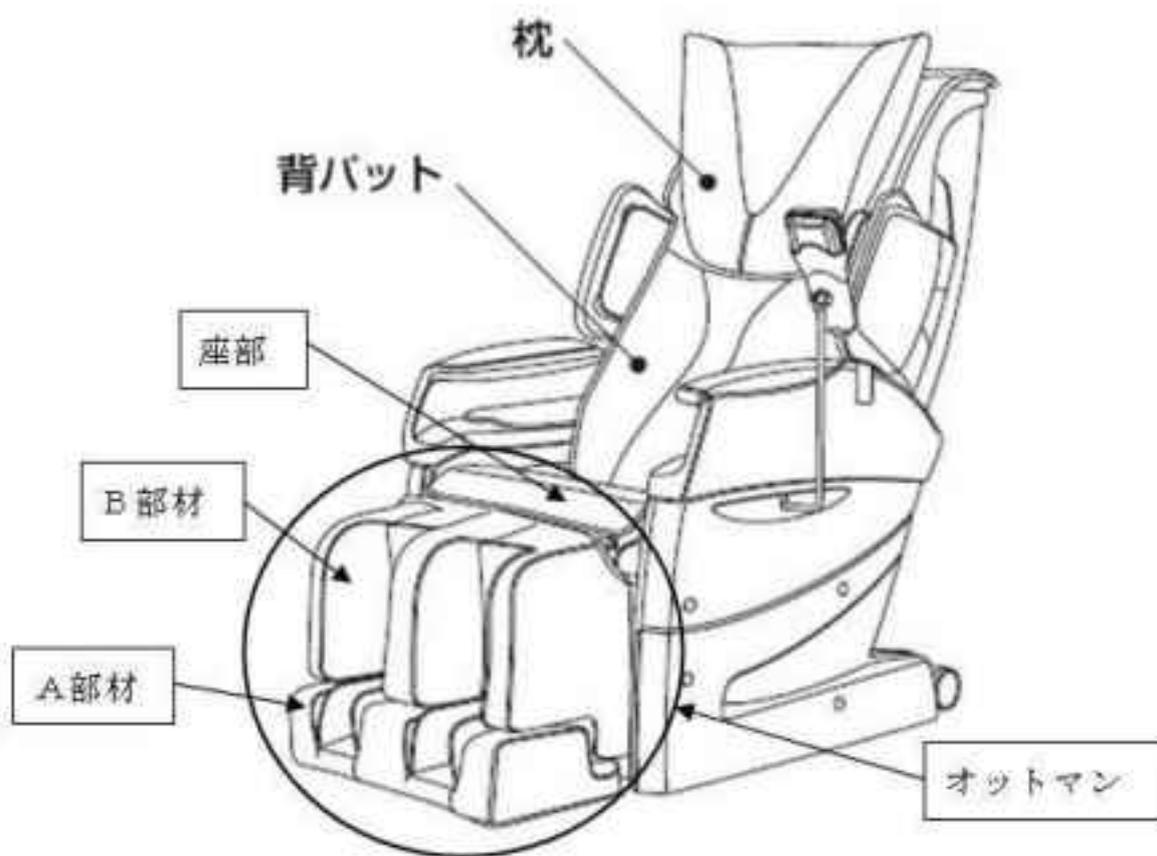


図 1

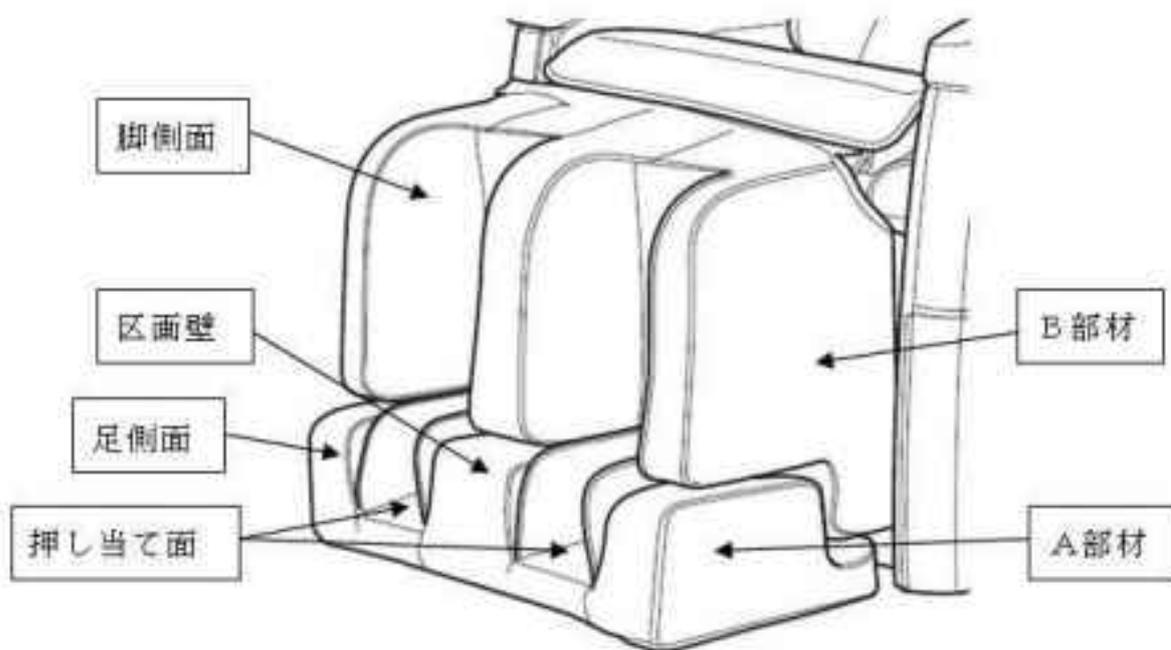


図 2

※グレーの箇所は
エアバッグ

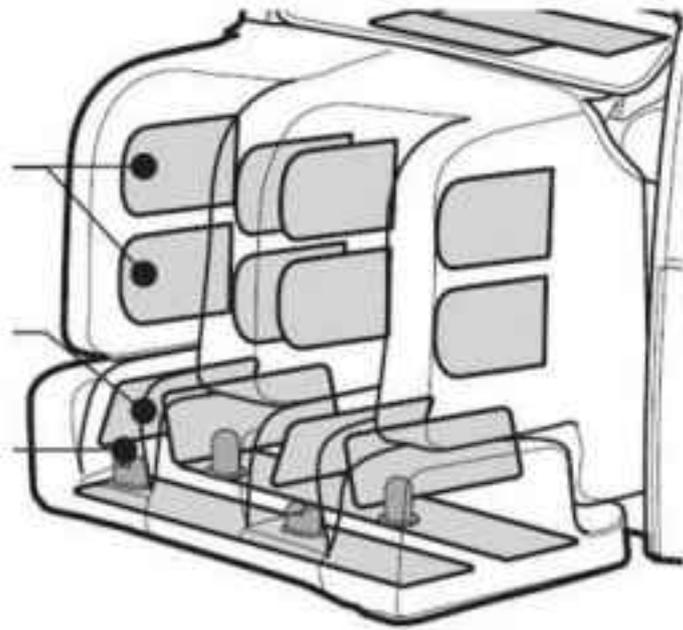


図 3

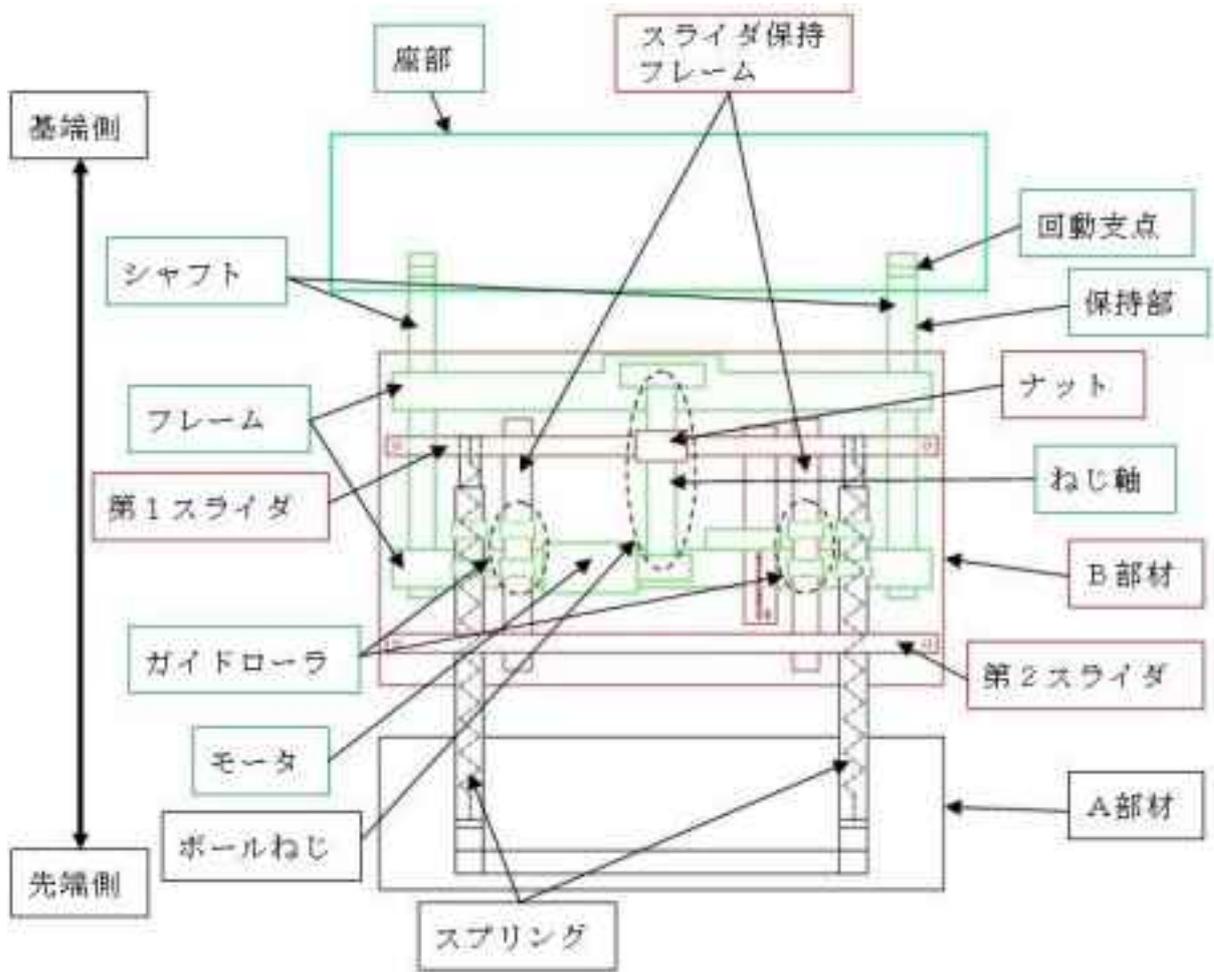


図 4

以上

(別紙)

被告製品 I - A 説明書 (被告)

製品名 「マッサージチェア」
5 型式番号 「AS-1000」 (被告製品 1)

1 図面の説明

図 1 被告製品 1 の外観斜視図

図 2 被告製品 1 のオットマンの拡大斜視図

10 図 3 被告製品 1 のオットマンのエアバッグの位置を示す拡大斜視図

図 4 被告製品 1 のオットマンの内部構成を示す正面図

図 5 被告製品 1 のオットマンの内部構成を示す斜視図

図 6 被告製品 1 の押し当て面の内部構成を示す断面図

15 2 被告製品 1 の構成と作用の説明

図 1 に示すように、被告製品 1 は、マッサージチェアであり、座部を備え、さらに、脛から足部（足裏を除く）に対してエアバッグの膨縮によるマッサージを行い、足裏に対しては突起物による押圧によるマッサージを行うオットマンを備えている。図 1、図 2 から分かるように、オットマンは足部をマッサージする
20 A 部材と脚部をマッサージする B 部材とから構成されている。A 部材と B 部材とは被施療者が着座したときに、脚の長さ方向に並んでいる。また、A 部材は被施療者の足裏が当接する押し当て面を有している。

オットマンは、座部の前部に対して回動自在である。

A 部材は、図 2 から分かるように、足の側面に対向させる足側面と、左右方向
25 における中央部に区画壁を備えている。また、図 3 から分かるように、押し当て面と足側面にはエアバッグがそれぞれ設けられているが、エアバッグによる押圧

マッサージは足側面にのみ施される。図 6 から分かるように、押し当て面に設けられたエアバッグの上部（足裏側）にはエアバッグとは別部材の突起物が配設されており、エアバッグの膨張収縮により突起物が上下することで被施療者の足裏の一部に対し突起物によるマッサージが施される。押し当て面のエアバッグは、突起物のみを通す穴の開いた硬質な素材であり底面保持部に固定された押し当て面底板面により全体を覆われている。

B 部材は、図 2 から分かるように、脚の側部に対向させる脚側面を備えている。また、図 3 から分かるように、脚側面にはエアバッグが設けられており、被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施す。

10 オットマンは、A 部材及び B 部材のそれぞれが座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、A 部材の足側面に設けられたエアバッグと B 部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能である。座部の前部に対しては、A 部材、B 部材が一体としてモータの駆動力で脚の長さ方向に移動可能である。また、B 部材に対して、A 部材は引張スプリング（以下「スプリング」という。）により伸縮する。以下、これらの構成を具体的に説明する。

図 4、5 において、緑色の箇所は座部に回動支点を介して接続されている箇所（以下「保持部」という。）である。保持部は、回動支点を介して基端側が座部に接続された一対のシャフト、一対のシャフトの間に亘って設けられた三本のフレーム、三本のフレームのうち基端側のフレームに設けられたボールねじのねじ軸、三本のフレームのうち先端側の二本のフレームに亘って設けられ、ねじ軸を回転させるモータを備えている。

図 4、5 において、黄色の箇所は、B 部材が固定され、モータの駆動力により脚の長さ方向に移動可能な箇所（以下「第 1 可動部」という。）である。第 1 可動部は、シャフトに平行して脚の長さ方向に延在する一対のスライダ保持フレーム、一対のスライダ保持フレームの間に亘って設けられた三本のスライダ（最も

基端側に設けられたスライダから先端側にかけて順に「第1スライダ」、「第2スライダ」及び「第3スライダ」という。) 、第2スライダの延在方向における中央部に設けられたボールねじのナットを備えている。スライダ保持フレームは、保持部に取り付けられているガイドローラに挟まれており、ガイドローラに案内されて脚の長さ方向に沿って第1乃至第3スライダと一体となって移動可能に構成されている。B部材は第1可動部がねじ軸に沿って移動すると、それに連動して先端側、若しくは、基端側に移動するように構成されている。

図4、5において紫色の箇所は、A部材が固定され、スプリングにより脚の長さ方向に移動可能な箇所(以下「第2可動部」という。)である。第2可動部は、シャフト及びスライダ保持フレームに平行して脚の長さ方向に延在する一対の管にそれぞれ内装されたスプリング、A部材の底面の四辺に位置する底面保持部を備える。スプリングの一端は第1スライダに取り付けられ、他端は底面保持部の後方端に取り付けられている。A部材の押し当て面に被施療者の脚の力が作用していないときは、スプリングの付勢力(スプリングが短くなって自然長に戻ろうとする力)により、A部材はB部材に引き付けられ、密接して一体となっている。

電力供給によりモータを駆動させると、ねじ軸が回転し、その回転方向に従ってナットが先端側、若しくは、基端側に移動する。これにより、B部材が座部に対して先端側、若しくは、基端側に移動する。上述したように、A部材の押し当て面に脚の力が作用しないときには、スプリングを介してA部材とB部材とは座部に対して一体となっているので、B部材が移動するとA部材も座部に対して同じ距離だけ移動する。一方、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧すると、スプリングが伸長し、脚の力に抗する方向(スプリングが短くなる方向)にA部材を付勢する。この結果、B部材に対してA部材が離間する(先端側に移動する)。そして、脚の力が除去されると、A部材はスプリングの付勢力により再度B部材に密接する。B部材は、モータが駆動していない

ときは、ねじ軸を介して保持部に固定されていることから、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧し、又は加えられていた被施療者の脚の力を除去しても移動することはなく、被施療者の脚の力の有無によって座部とB部材との距離は変化しない。

5

3 被告製品1の構成の分説（本件発明I-1との関係。下線部は原告主張との相違点）

I A a' 座部と、

I A b' マッサージ機能を有するA部材およびB部材を脚の長さ方向に並べて成り、A部材には足裏の押し当て面が設けられているオットマンと、

I A c' 前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記A部材に付与するスプリングと、を備え、

I A d' 前記オットマンは、前記座部の前部に対して回転自在であり、

I A e' 前記A部材は、

15 I A e 1' 前記押し当て面と、

I A e 2' 足の側部に対向させる足側面と、

I A e 3' 左右方向における中央部に区画壁と、

I A e 4' 前記押し当て面に設けられたエアバッグと、エアバッグの上部（足裏側）に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施す突起物と、

20 I A e 5' 前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I A f' B部材は、

I A f 1' 脚の側部に対向させる脚側面と、

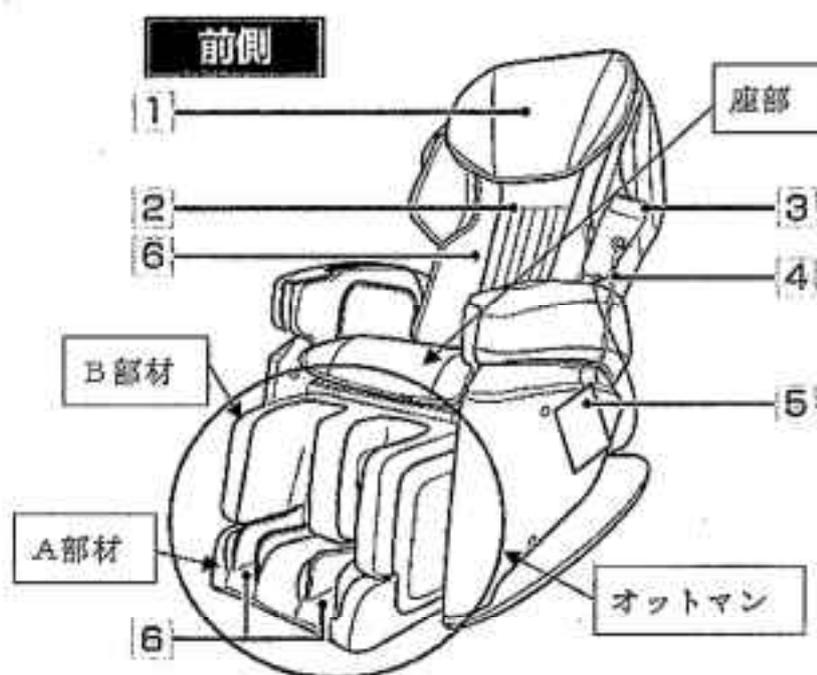
I A f 2' 前記脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施す
25 エアバッグと、を有し、

I A g' 前記オットマンは、前記 A 部材および前記 B 部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、前記 A 部材の前記足側面に設けられた前記エアバッグと前記 B 部材の前記脚側面に設けられた前記エアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり、

5 I A h' 前記スプリングは、前記脚の力に抗する方向に前記 A 部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

I A i' マッサージ機。

(被告製品 1)



前側	
① 枕	マッサージをするときは、後ろに回してください。
② 背パッド	この上にゆったりともたれてください。
③ リモコン	
④ リモコンスタンド	
⑤ カンタン操作ガイド	
⑥ ヒーター	背部、足裏にヒーター内蔵

図 1

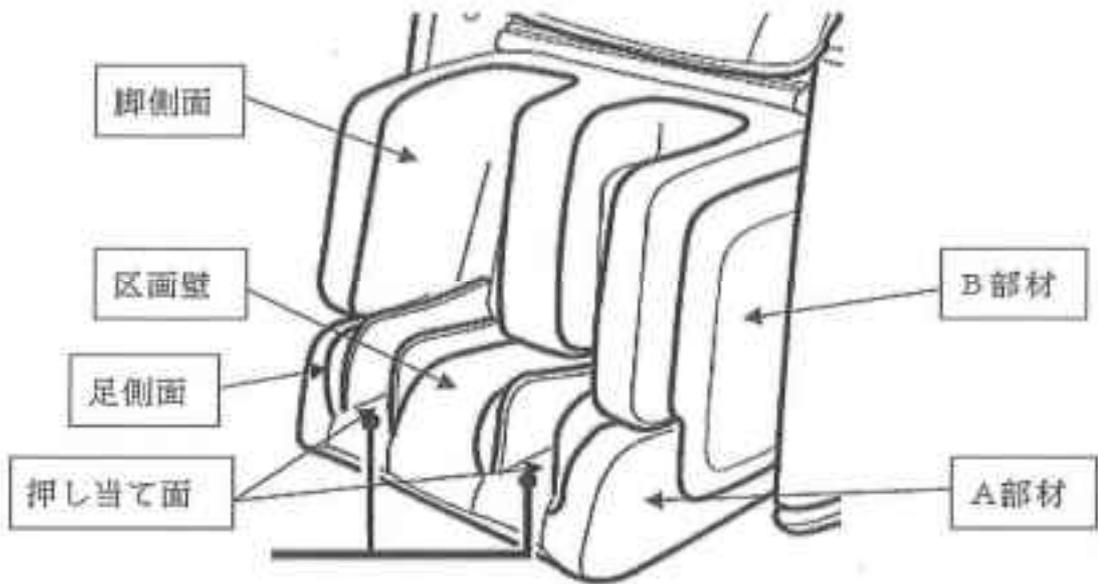


図 2

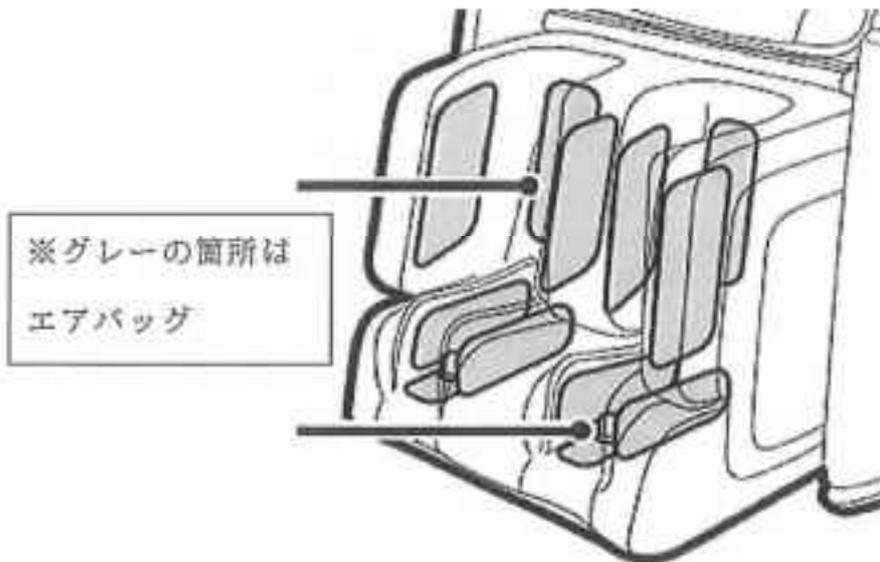


図 3

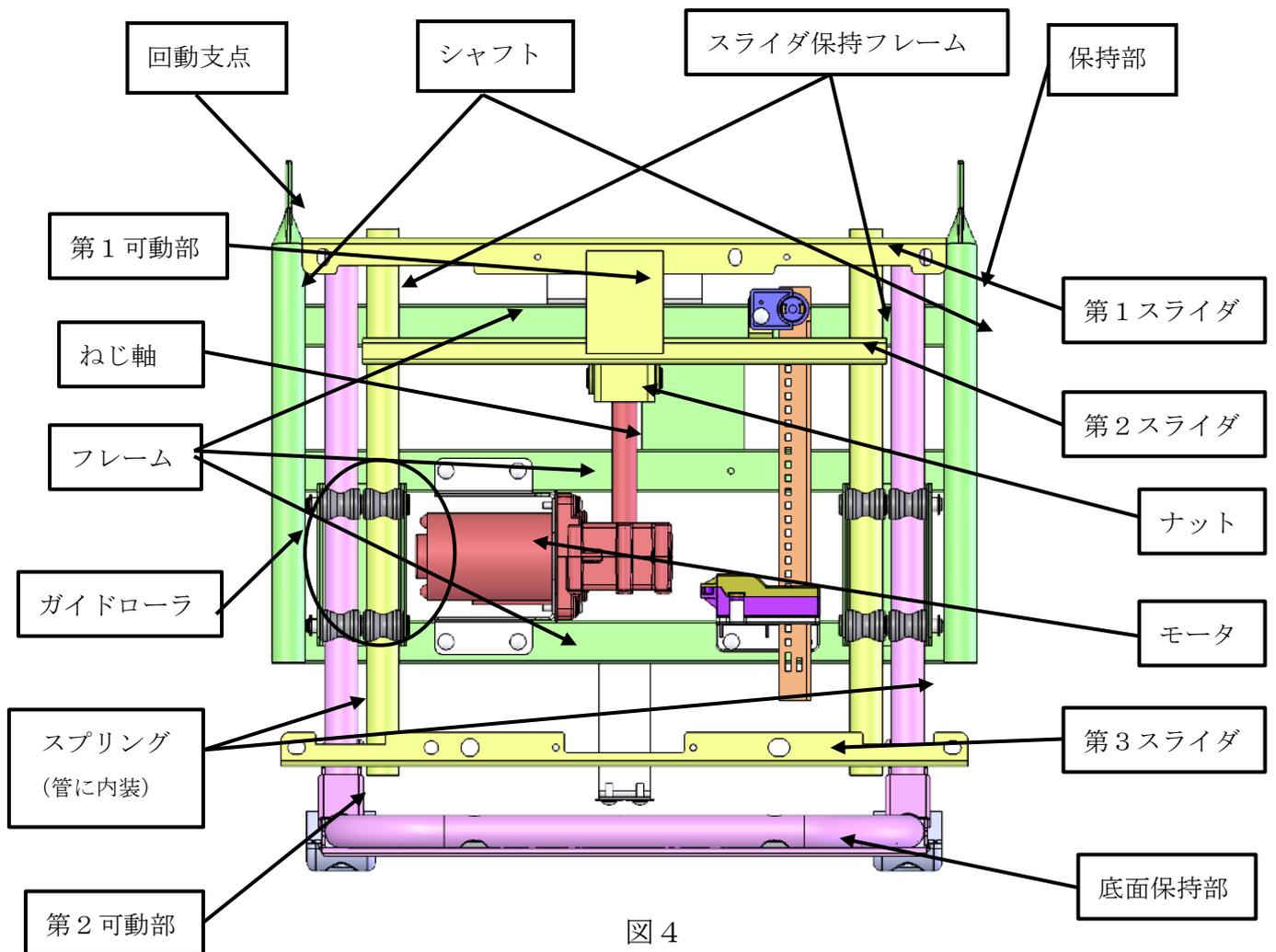


図 4

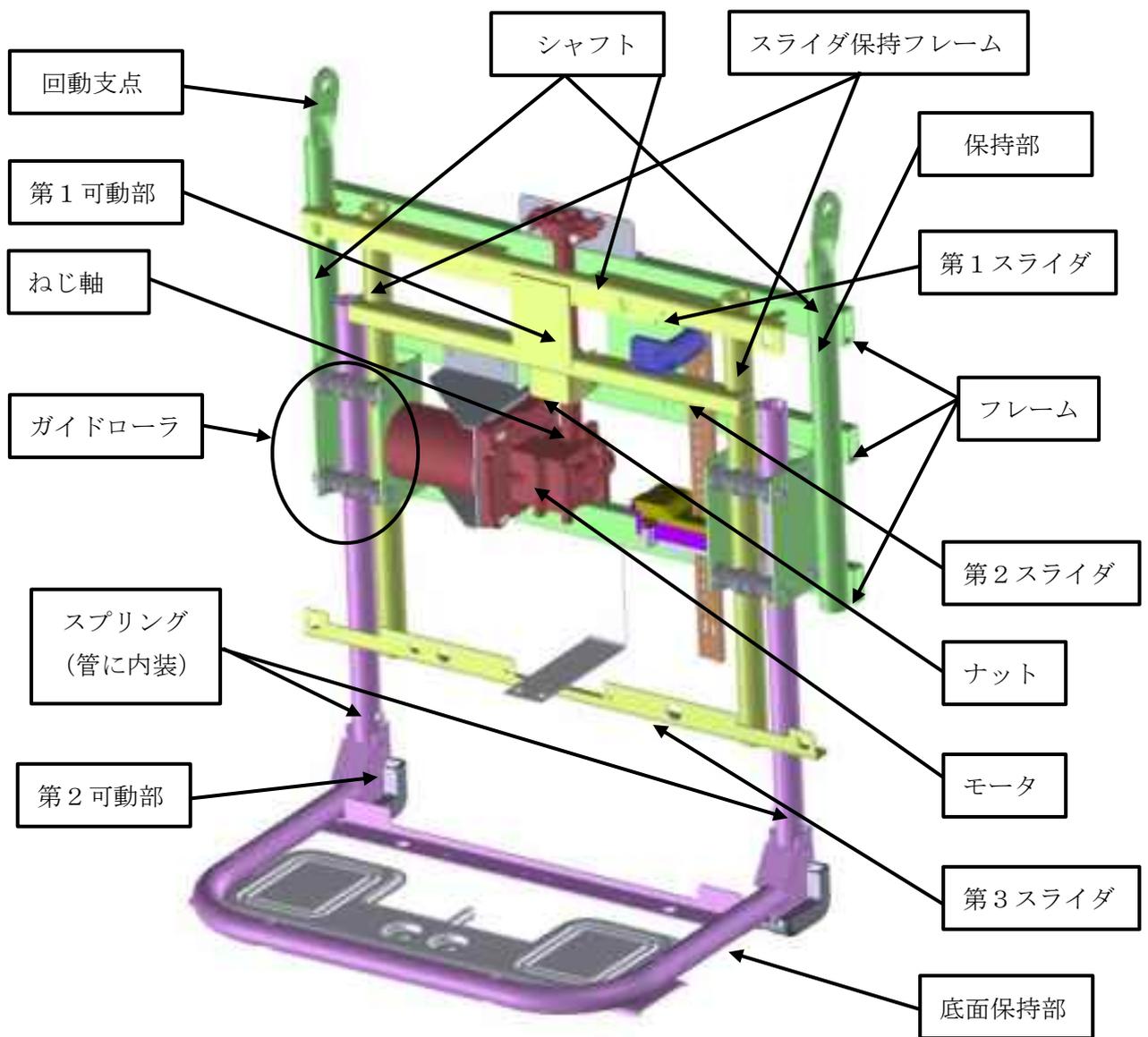


図 5

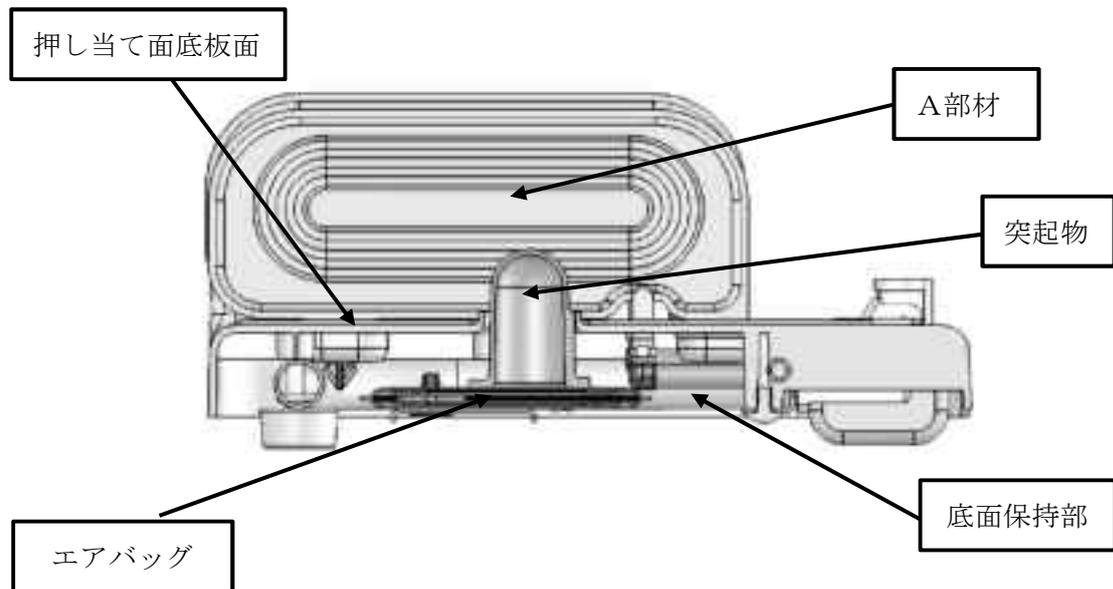


図 6

以上

(別紙)

被告製品 I - B 説明書 (被告)

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS-860」 (被告製品 5)

1 図面の説明

図 1 被告製品 5 の外観斜視図

図 2 被告製品 5 のオットマンの拡大斜視図

10 図 3 被告製品 5 のオットマンのエアバッグの位置を示す拡大斜視図

図 4 被告製品 5 のオットマンの内部構成を示す正面図

図 5 被告製品 5 のオットマンの内部構成を示す斜視図

図 6 被告製品 5 の第 2 可動部の回動前後の比較図

図 7 被告製品 5 の押し当て面の内部構成を示す断面図

15

2 被告製品 5 の構成と作用の説明

図 1 に示すように、被告製品 5 は、マッサージチェアであり、座部を備え、更に、脛脛から足部（足裏を除く）に対してエアバッグの膨縮によるマッサージを行い、足裏に対しては突起物による押圧によるマッサージを行うオットマンを備えている。図 1、図 2 から分かるように、オットマンは足部をマッサージする A 部材と脚部をマッサージする B 部材とから構成されている。A 部材と B 部材とは被施療者が着座したときに、脚の長さ方向に並んでいる。また、A 部材は被施療者の足裏が当接する押し当て面を有している。

20

オットマンは、座部の前部に対して回動自在である。

A 部材は、図 2 から分かるように、足の側面に対向させる足側面と、左右方向における中央部に区画壁を備えている。また、図 3 から分かるように、押し当て面と足側面にはエアバッグがそれぞれ設けられているが、エアバッグによる押圧マッサージは足側面にのみ施され

25

る。図7から分かるように、押し当て面に設けられたエアバッグの上部（足裏側）にはエアバッグとは別部材の突起物が配設されており、エアバッグの膨張収縮により突起物が上下することで被施療者の足裏の一部に対し突起物によるマッサージが施される。押し当て面のエアバッグは、突起物のみを通す穴の開いた硬質な素材であり第2可動部底面に固定された押し当て面底板面により全体を覆われている。

B部材は、図2から分かるように、脚の側部に対向させる脚側面を備えている。また、図3から分かるように、脚側面にはエアバッグが設けられており、被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施す。

座部の前部に対して、B部材は引張スプリング（以下「第1スプリング」という。）により伸縮する。これに対し、後述のとおり、A部材は第1スプリングとは別のスプリング（以下「第2スプリング」という。）により被施療者が踵を載せる部分を軸に、つま先を載せる部分を上方又は下方に動かすことができるのみで、「座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能」ではなく、「A部材の足側面に設けられたエアバッグとB部材の脚側面に設けられたエアバッグとの距離が変化する」こともない。以下、これらの構成を具体的に説明する。

図4、図5において、緑色の箇所は座部に回動支点を介して接続されている箇所（以下「保持部」という。）である。保持部は、回動支点を介して基端側が座部に接続された一対のシャフト、一対のシャフトの間に亘って設けられた三本のフレームを備えている。

図4、図5において、黄色の箇所は、B部材が固定され、スプリングにより脚の長さ方向に移動可能な箇所（以下「第1可動部」という。）である。第1可動部は、シャフトに平行して脚の長さ方向に延在する一対のスライダ保持フレーム、一対のスライダ保持フレームの間に亘って設けられた二本のスライダ（基端側に設けられたスライダを「第1スライダ」、先端側に設けられたスライダを「第2スライダ」という。）を備えている。第1可動部に固定されたB部材には第1スプリングの一端が取り付けられ、他端は保持部に取り付けられている。A部材の押し当て面に被施療者の脚の力が作用していないときは、スプリングの付勢力（スプリングが短くなって自然長に戻ろうとする力）により、B部材は座部の前部に引き付けられ、密接して一体となっている。

図4、図5において紫色の箇所は、A部材が固定され、スプリングにより回転可能な箇所（以下「第2可動部」という。）である。第2可動部は、A部材の底面の四辺に位置しており、その踵側には第2スプリングの一端が取り付けられ、他端は第1可動部の第2スライダの左右両端から略垂直に延びる突起部に取り付けられている。

5 被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧すると、第1スプリングが伸長し、座部の前部に対してB部材が離間する（先端側に移動する）。そして、脚の力が除去されると、B部材はスプリングの付勢力により再度座部の前部に密接する。また、図6に示すとおり、被施療者がA部材の押し当て面のつま先側を脚の力により押圧すると、第2スプリングが伸長し、A部材が回転軸を軸に下方に回転する。そして、脚の力が除去さ
10 れると、A部材はスプリングの付勢力により上方に回転して再度B部材に密接する。A部材は回転軸を軸とする回転のみ可能であり、被施療者がA部材の押し当て面を押圧してもA部材は脚の長さ方向には移動しない。

3 被告製品5の構成の分説（本件発明I-1との関係。下線部は原告主張の相違点）

15 I B a' 座部と、
I B b' マッサージ機能を有するA部材およびB部材を脚の長さ方向に並べて成り、A部材には足裏の押し当て面が設けられているオットマンと、
I B c' 前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記B部材に付与する第1スプリングと、前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記A部材に付与する第2
20 スプリングと、を備え、
I B d' 前記オットマンは、前記座部の前部に対して回転自在であり、
I B e' 前記A部材は、
I B e 1' 前記押し当て面と、
I B e 2' 足の側部に対向させる足側面と、
25 I B e 3' 左右方向における中央部に区画壁と、
I B e 4' 前記押し当て面に設けられたエアバッグと、エアバッグの上部（足裏側）に設

けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施す突起物と、

I B e 5' 前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I B f' B部材は、

5 I B f 1' 脚の側部に対向させる脚側面と、

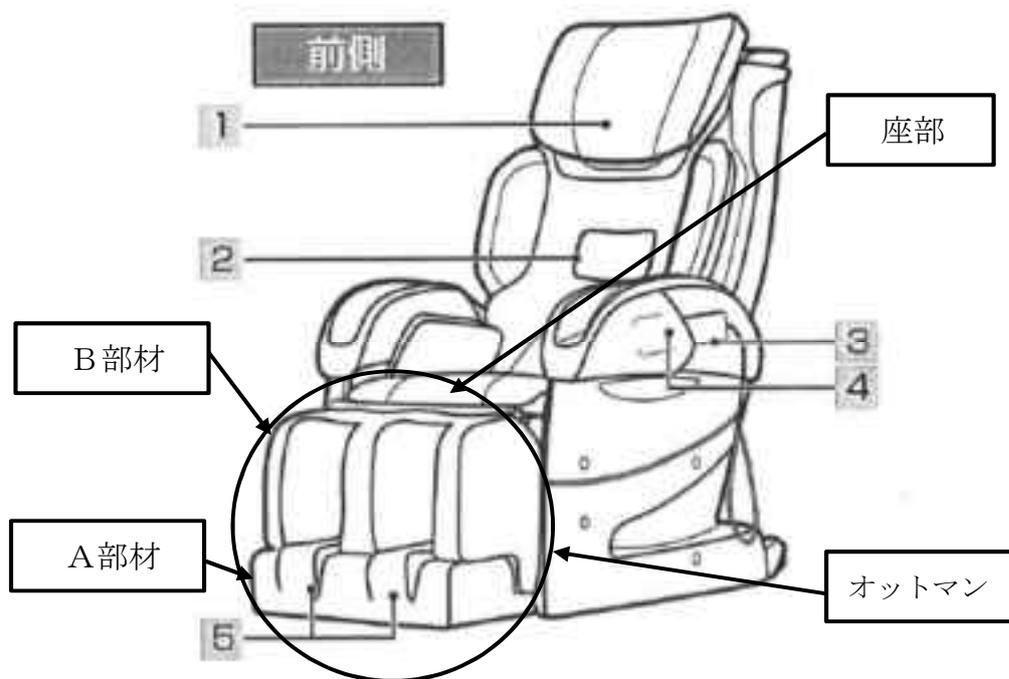
I B f 2' 前記脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I B g' 前記オットマンのうち、前記B部材のみが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能である一方、前記A部材は回動軸を軸にした回動のみ可能であり、

10 I B h' 前記第1スプリングは、前記脚の力に抗する方向に前記A部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

I B i' マッサージ機。

(被告製品 5)



前側	
1 枕	マッサージをするときは、後ろに回してください。
2 背パッド	この上にゆったりともたれてください。
3 リモコン	
4 リモコンポケット	
5 足裏ヒーター	足裏にヒーター内蔵

図 1

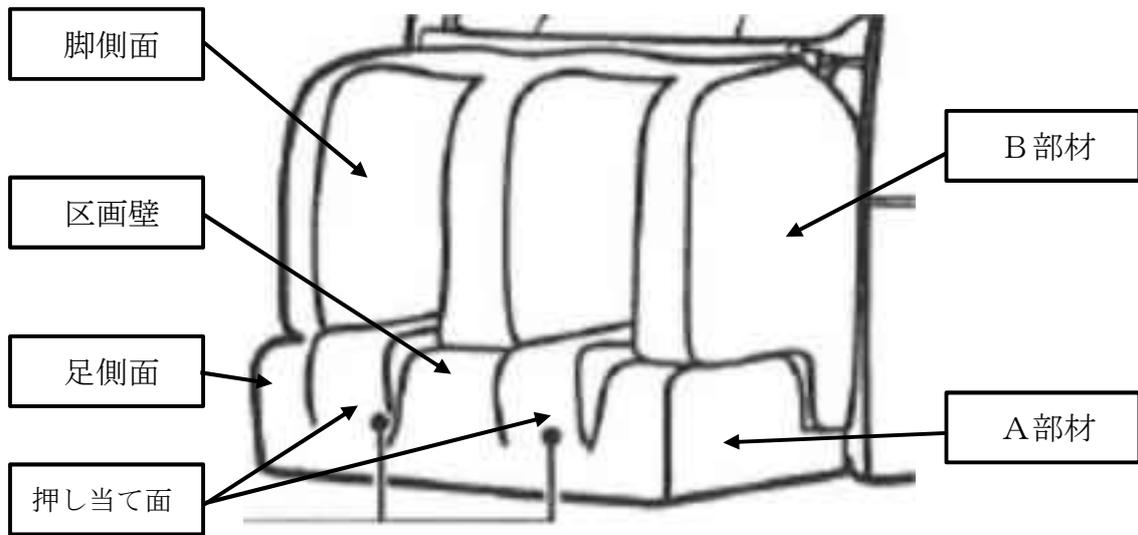


図 2

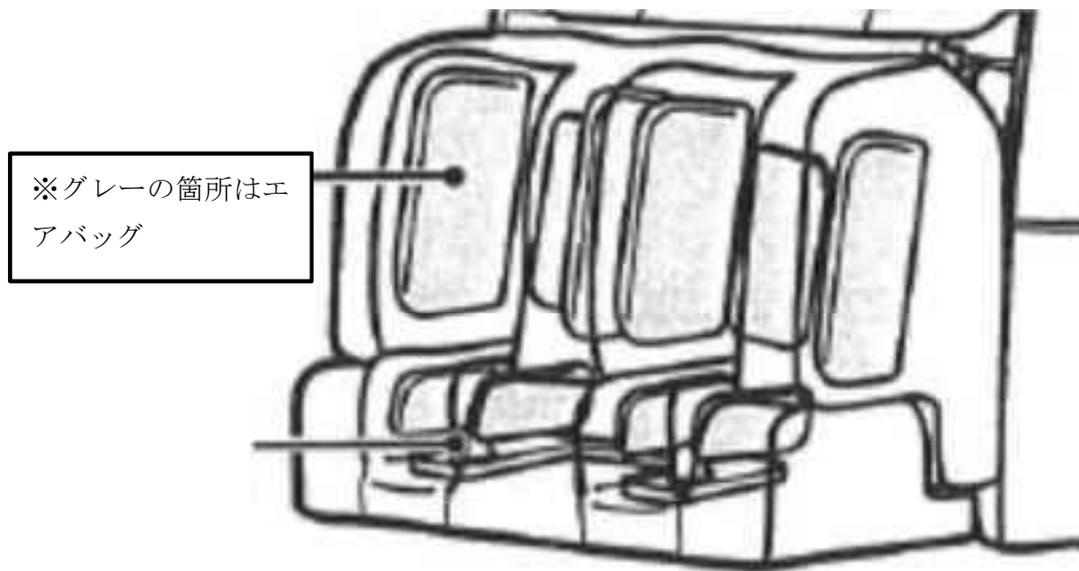


図 3

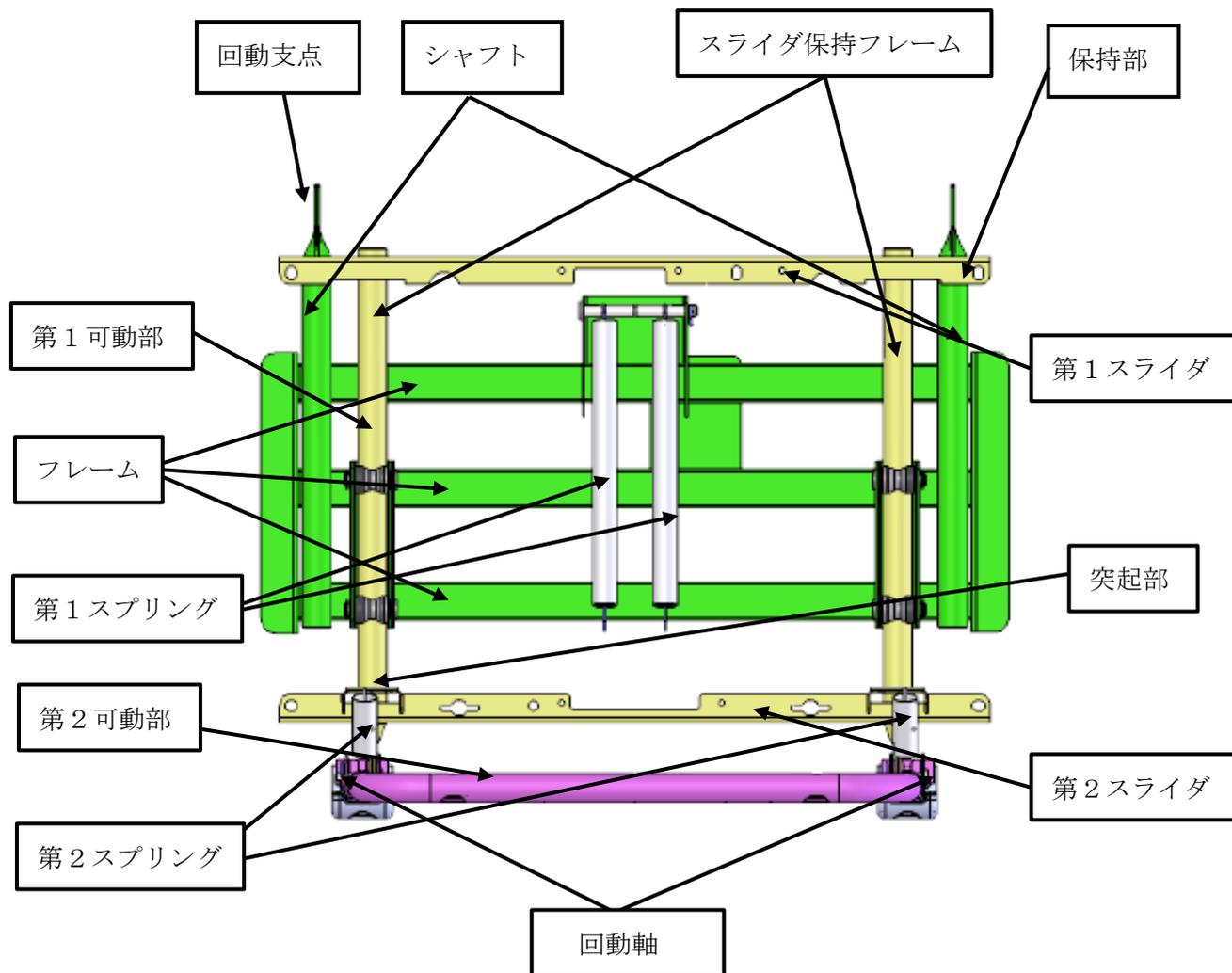


図 4

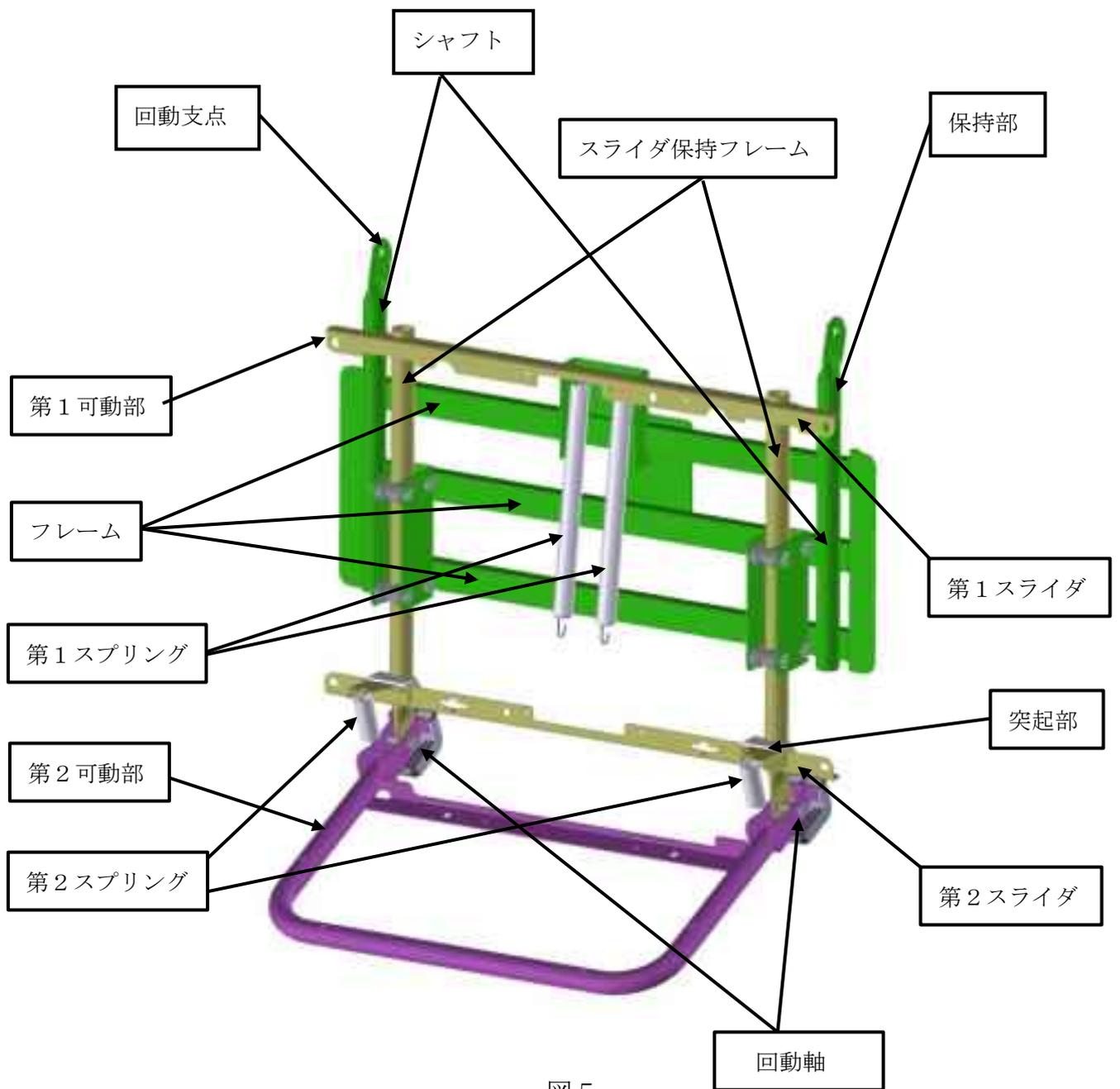


図 5

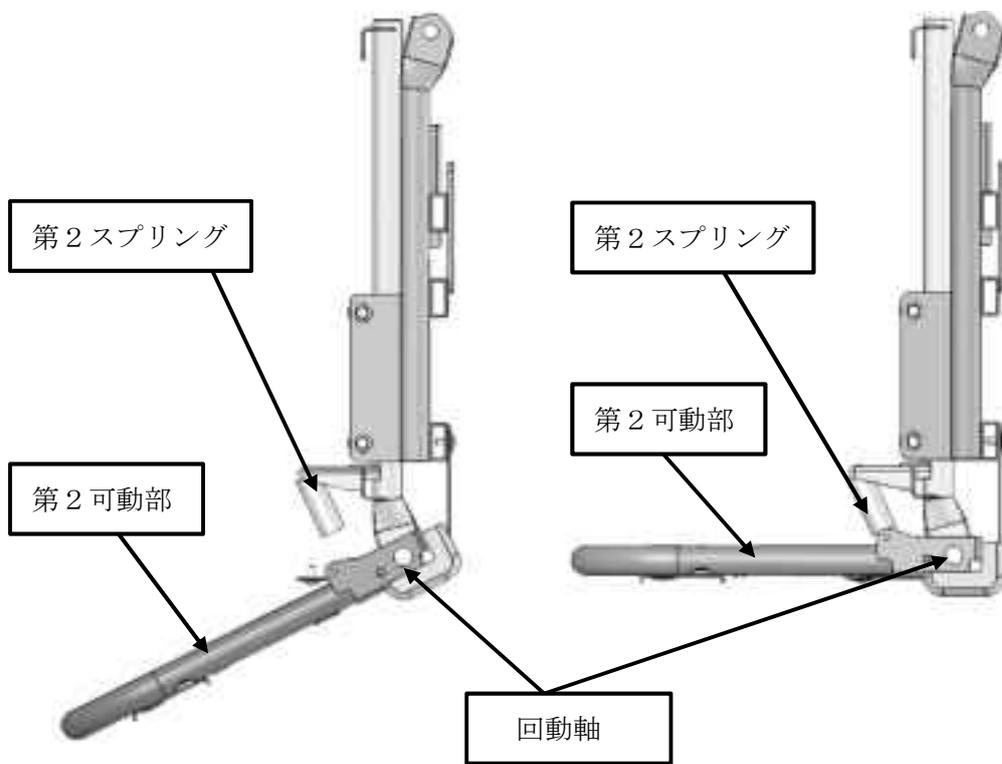


図 6

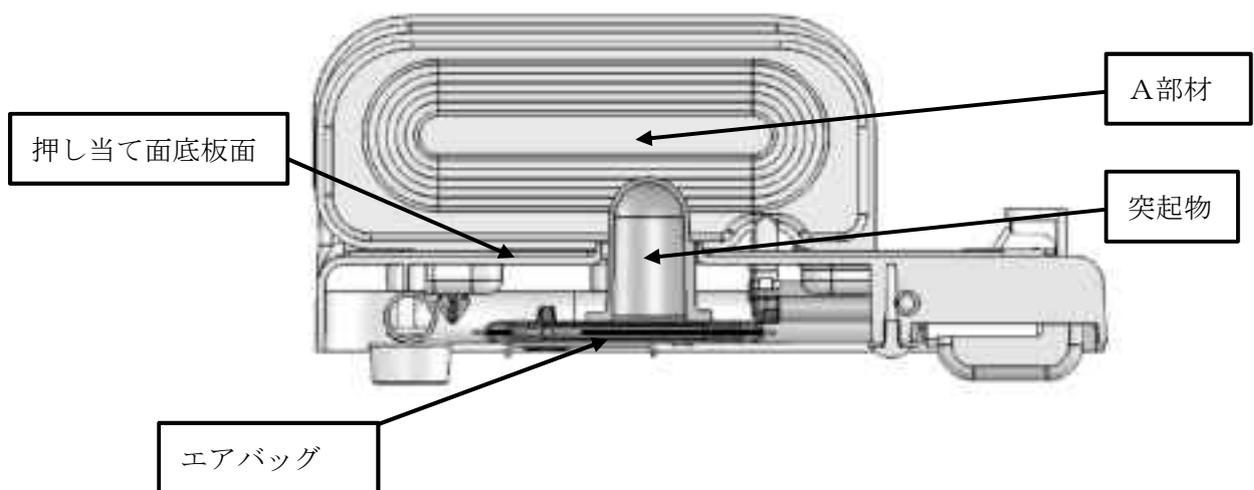


図 7

以上

(別紙)

被告製品 I - D 説明書 (被告)

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「A S - 8 5 0」 (被告製品 6)

1 図面の説明

図 1 被告製品 6 の外観斜視図

図 2 被告製品 6 のオットマンの拡大斜視図

10 図 3 被告製品 6 のオットマンのエアバッグの位置を示す拡大斜視図

図 4 被告製品 6 のオットマンの内部構成を示す正面図

図 5 被告製品 6 のオットマンの内部構成を示す斜視図

図 6 被告製品 6 のオットマンの脚先側下端の裏面を表す写真

図 7 被告製品 6 のオットマンの脚先側下端の車輪を表す写真

15 図 8 被告製品 6 の押し当て面の内部構成を示す断面図

2 被告製品 6 の構成と作用の説明

図 1 に示すように、被告製品 5 は、マッサージチェアであり、座部を備え、さらに、脛脛から足部（足裏を除く）に対してエアバッグの膨縮によるマッサージを行い、足裏に対しては突起物による押圧によるマッサージを行うオットマンを備えている。図 1 から分かるように、オットマンは足部をマッサージする A 部材と、脚部をマッサージする B 部材及び C 部材とから構成されている。A 部材、B 部材、C 部材は被施療者が着座したときに、脚の長さ方向に並んでいる。また、A 部材は被施療者の足裏が当接する押し当て面を有している。

オットマンは、座部の前部に対して回動自在である。

A部材は、図2から分かるように、足の側面に対向させる足側面と、左右方向における中央部に区画壁を備えている。また、図3から分かるように、押し当て面と足側面にはエアバッグがそれぞれ設けられているが、エアバッグによる押圧マッサージは足側面にのみ施される。図8から分かるように、押し当て面に設けられたエアバッグの上部（足裏側）にはエアバッグとは別部材の2個の突起物が配設されており、エアバッグの膨張収縮により突起物が上下することで被施療者の足裏の一部に対し突起物によるマッサージが施される。押し当て面のエアバッグは、2個の突起物を通す穴の開いた硬質な素材であり底面保持部に固定された押し当て面底板面により全体を覆われている。

B部材とC部材は、図2から分かるように、脚の側部に対向させる脚側面をそれぞれ備えている。また、図3から分かるように、それぞれの脚側面にはエアバッグが設けられており、被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施す。

オットマンは、A部材とB部材、及び、B部材とC部材の各距離を脚の長さ方向にそれぞれ変更可能である。具体的には、B部材とC部材の距離は、モータの駆動力で脚の長さ方向に移動可能である。また、A部材は、B部材に対して引張スプリング（以下「スプリング」という）により伸縮する。これに対し、C部材は座部の前部に固定されており、座部の前部とC部材の距離は変更することができない。以下、これらの構成を具体的に説明する。

図4、5において、緑色の箇所は座部に回転支点を介して接続されている箇所（以下「保持部」という）である。C部材は保持部に固定されている。保持部は、回転支点を介して基端側が座部に接続された一対のシャフト、一対のシャフトの間に亘って設けられた板金状のフレームを備えている。

図4、図5において、黄色の箇所は、B部材が固定され、モータの駆動力により脚の長さ方向に移動可能な箇所（以下「第1可動部」という）である。第1可動部は、シャフトに平行して脚の長さ方向に延在する一対のスライダ保持フレーム、一対のスライダ保持フレームの間に亘って設けられた二本のスライダ（基端側に設けられたスライダを「第1スライダ」、先端側に設けられたスライダを「第2スライダ」という）、第1スライダと保持部のフレームに亘って設けられたボールねじのねじ軸、ねじ軸の下端に設けられ、ねじ軸を回転させるモータを備えている。スライダ保持フレームは、保持部に取り付けられているガイドローラに挟まれており、ガイドローラに案内されて脚の長さ方向に沿って第1及び第2スライダと一体となって移動可能に構成されている。B部材は第1可動部がねじ軸に沿って移動すると、それに連動して先端側、若しくは、基端側に移動するように構成されている。

図4、図5において紫色の箇所は、A部材が固定され、スプリングにより脚の長さ方向に移動可能な箇所（以下「第2可動部」という）である。第2可動部は、シャフト及びスライダ保持フレームに平行して脚の長さ方向に延在する一対の管にそれぞれ内装されたスプリング、A部材の底面の四辺に位置する底面保持部を備える。スプリングの一端は第1スライダに取り付けられ、他端は底面保持部の後方端に取り付けられている。A部材の押し当て面に被施療者の脚の力が作用していないときは、スプリングの付勢力（スプリングが短くなって自然長に戻ろうとする力）により、A部材はB部材に引き付けられ、密接して一体となっている。

電力供給によりモータを駆動させると、ねじ軸が回転し、その回転方向に従ってB部材が座部に対して先端側、若しくは、基端側に移動する。上述したように、A部材の押し当て面に脚の力が作用しないときには、スプリングを介してA部材とB部材とは座部に対して一体となっているので、

B部材が移動するとA部材も座部に対して同じ距離だけ移動する。しかし、B部材は、モータが駆動していないときは、ねじ軸を介して保持部に固定されていることから、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧し、又は加えられていた被施療者の脚の力を除去しても移動することはなく、被施療者の脚の力の有無によってC部材とB部材との距離は変化しない。C部材は、座部に対して回動可能に接続されているものの、脚の長さ方向には伸縮せずに固定されている。一方、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧すると、スプリングが伸長し、脚の力に抗する方向（スプリングが短くなる方向）にA部材を付勢する。この結果、B部材に対してA部材が離間する（先端側に移動する）。そして、脚の力が除去されると、A部材はスプリングの付勢力により再度B部材に密接する。A部材、B部材、C部材はそれぞれエアバッグを備えているので、A部材がB部材に対して脚の長さ方向に伸縮すると、A部材のエアバッグとB部材のエアバッグの距離は変化し、B部材がC部材に対して脚の長さ方向に伸縮すると、B部材のエアバッグとC部材のエアバッグの距離は変化する。しかし、C部材は、脚の長さ方向には伸縮せずに固定されているので、座部の前部とC部材のエアバッグとの距離は変化しない。

図6、図7に示すように、A部材の底面の裏面には2つの車輪が設けられている。A部材の底面の裏面が床面に対向している状態（下向き状態）において、オットマンのA部材、及び／又は、B部材が伸長すると、この車輪が床面に当接する。被告製品6は、車輪が床面を転がることにより、オットマンを伸縮させつつ回動支点を中心に回動させて、オットマンを前後方向に移動させることができるように構成されている。

25

3 被告製品6の構成の分説（本件発明I-1との関係。下線部は原告

主張との相違点)

I D a' 座部と、

I D b' マッサージ機能を有するA部材、B部材およびC部材を脚の長さ方向に並べて成り、A部材には足裏の押し当て面が設けられているオットマンと、

I D c' 前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記A部材に付与するスプリングと、を備え、

I D e' 前記オットマンは、前記座部の前部に対して回転自在であり、前記A部材は、

10 I D e 1' 前記押し当て面と、

I D e 2' 足の側部に対向させる足側面と、

I D e 3' 左右方向における中央部に区画壁と、

I D e 4' 前記押し当て面に設けられたエアバッグと、エアバッグの上部(足裏側)に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施す2つの突起

15 物と、

I D e 5' 前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I D f' B部材およびC部材は、

I D f 1' 脚の側部に対向させる脚側面と、

20 I D f 2' 前記脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

I D g' 前記オットマンのうち、前記A部材が前記B部材に対して脚の長さ
に移動可能、かつ、前記B部材が前記C部材に対して脚の長さ方向に
移動可能である一方、前記C部材を前記座部に対して脚の長さ方向に移動
25 させることはできず、

I D h' 前記スプリングは、前記脚の力に抗する方向に前記A部材を付

勢する付勢手段であることを特徴とする

I D i' マッサージ機。

4 被告製品6の構成の分説（本件発明I-2との関係。下線部は原告
5 主張との相違点）

I D j' 座部と、

I D k' マッサージ機能を有するA部材、B部材およびC部材を脚の長
さ方向に並べて成り、A部材には足裏の押し当て面が設けられているオッ
トマンと、

10 I D l' 前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記A部材
に付与するスプリングと、を備え、

I D m' 前記オットマンは、前記座部の前部に対して回動自在であり、

I D n' 前記A部材および前記B部材を脚の長さ方向に移動させるこ
とにより、前記A部材および前記B部材、並びに、前記B部材および前記
15 C部材の各離隔距離を脚の長さ方向に変更可能である一方、前記C部材を
脚の長さ方向に移動させて前記B部材および前記C部材の各離隔距離を脚
の長さ方向に変更することはできず、

I D o' 前記A部材は、

I D o 1' 前記押し当て面と、

20 I D o 2' 足の側部に対向させる足側面と、

I D o 3' 左右方向における中央部に区画壁と、

I D o 4' 前記押し当て面に設けられたエアバッグと、エアバッグの上部
（足裏側）に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施す2つの突起
物と、

25 I D o 5' 前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージ
を施すエアバッグと、を有し、

I D p' B部材およびC部材は、それぞれ

I D p 1' 脚の側部に対向させる脚側面と、

I D p 2' 前記脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、

5 I D q' 前記オットマンは、前記A部材の前記足側面に設けられた前記エアバッグと前記B部材および前記C部材の前記脚側面に設けられた前記エアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり、

I D r' 前記スプリングは、前記脚の力に抗する方向に前記A部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

10 I D s' マッサージ機。

5 被告製品6の構成の分説（本件発明I-3との関係。下線部は原告主張との相違点）

15 I D t' 前記オットマンの脚先側下端には、下向き状態にある前記オットマンが伸長すると床に接地する車輪が設けられ、

I D u' 前記オットマンは、伸長しながら上方へ回動可能であることを特徴とする

I D v' マッサージ機（請求項1又は請求項2に記載されているものではない）。

20

6 被告製品6の構成の分説（本件発明I-4との関係。下線部は原告主張との相違点）

I D w' 前記B部材およびC部材は、左右方向における中央部に区画壁を有することを特徴とする

25 I D x' マッサージ機（請求項2に記載されているものではない）。

(被告製品6)

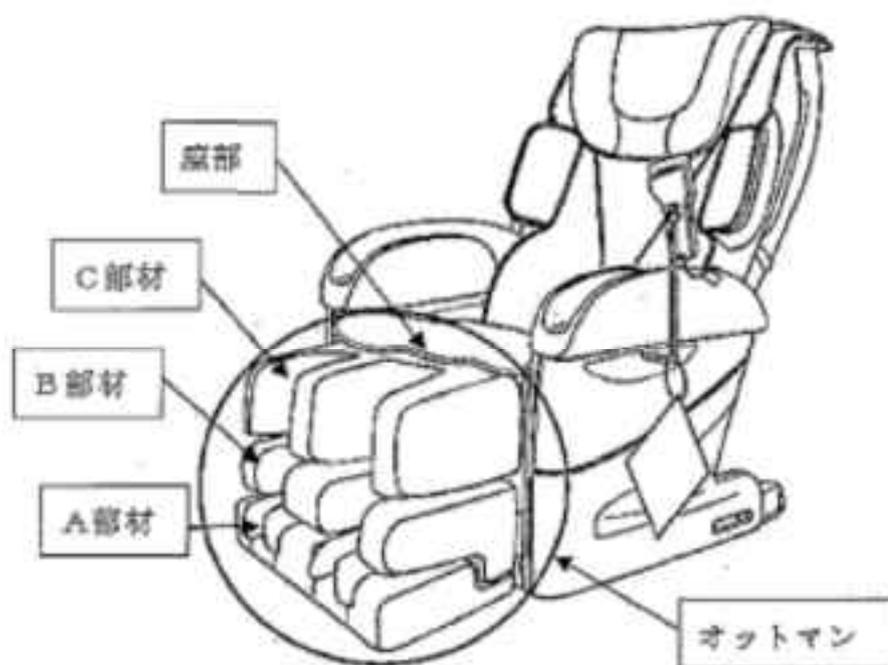


図1

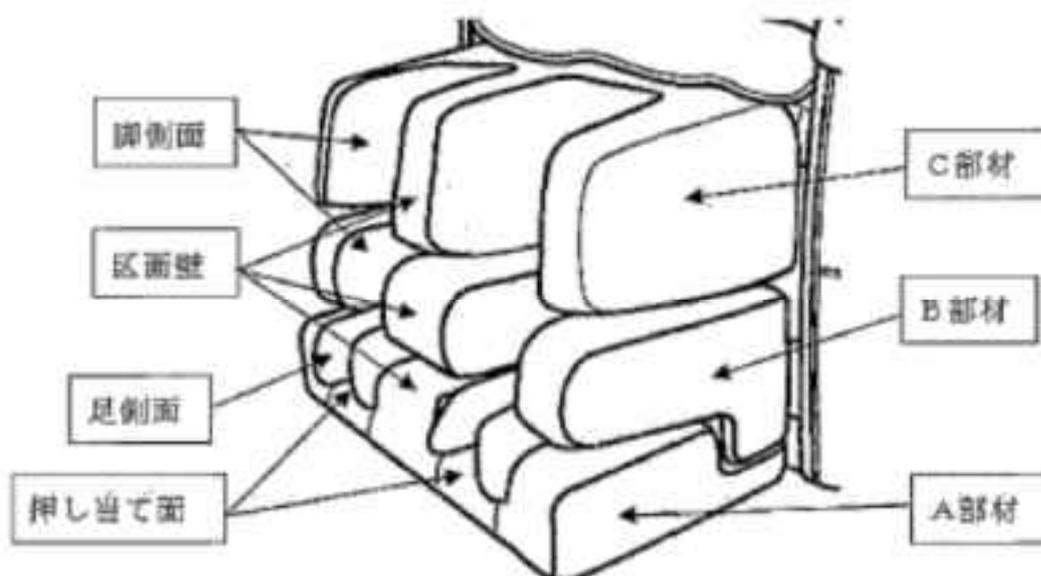


図2

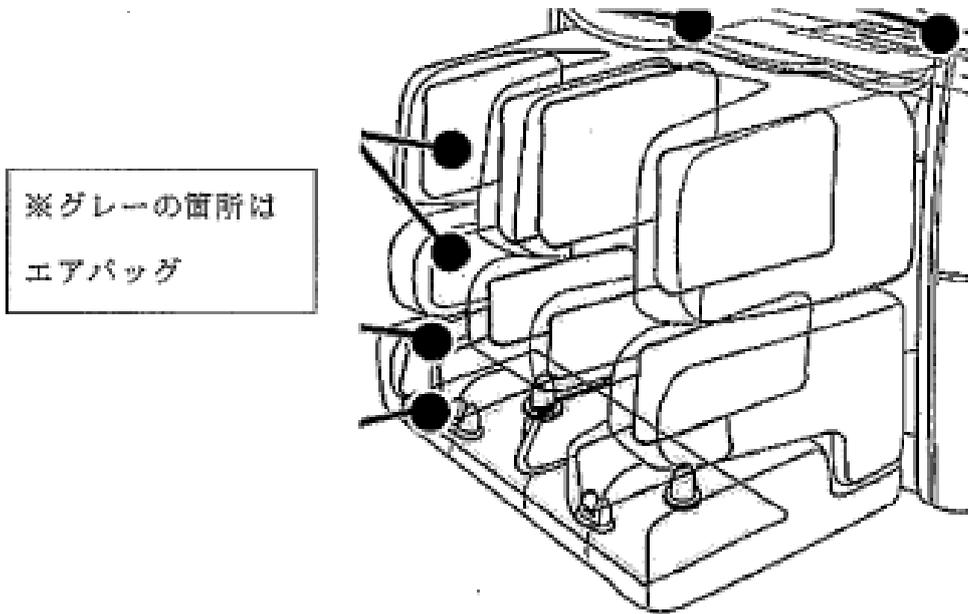


図 3

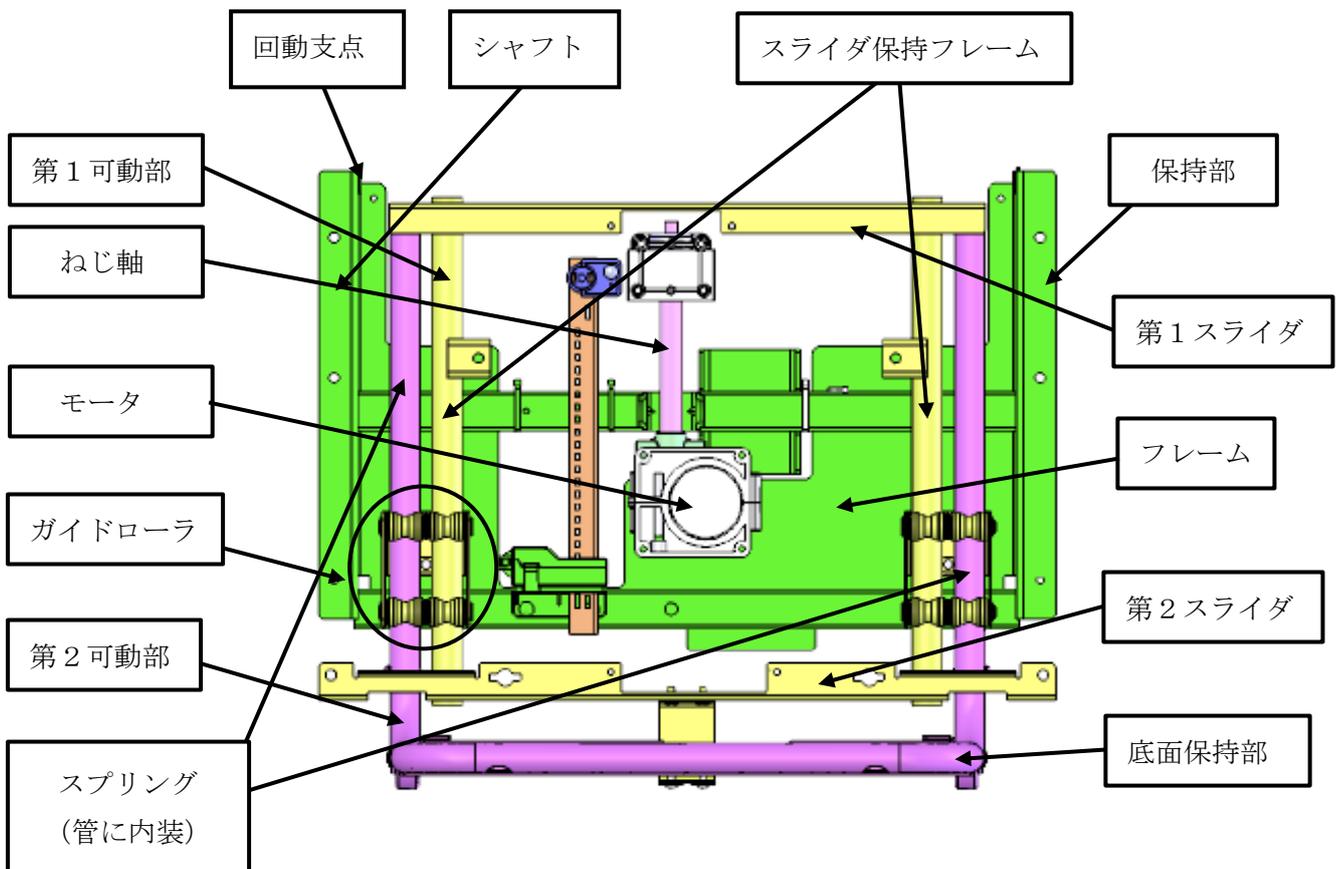


図 4

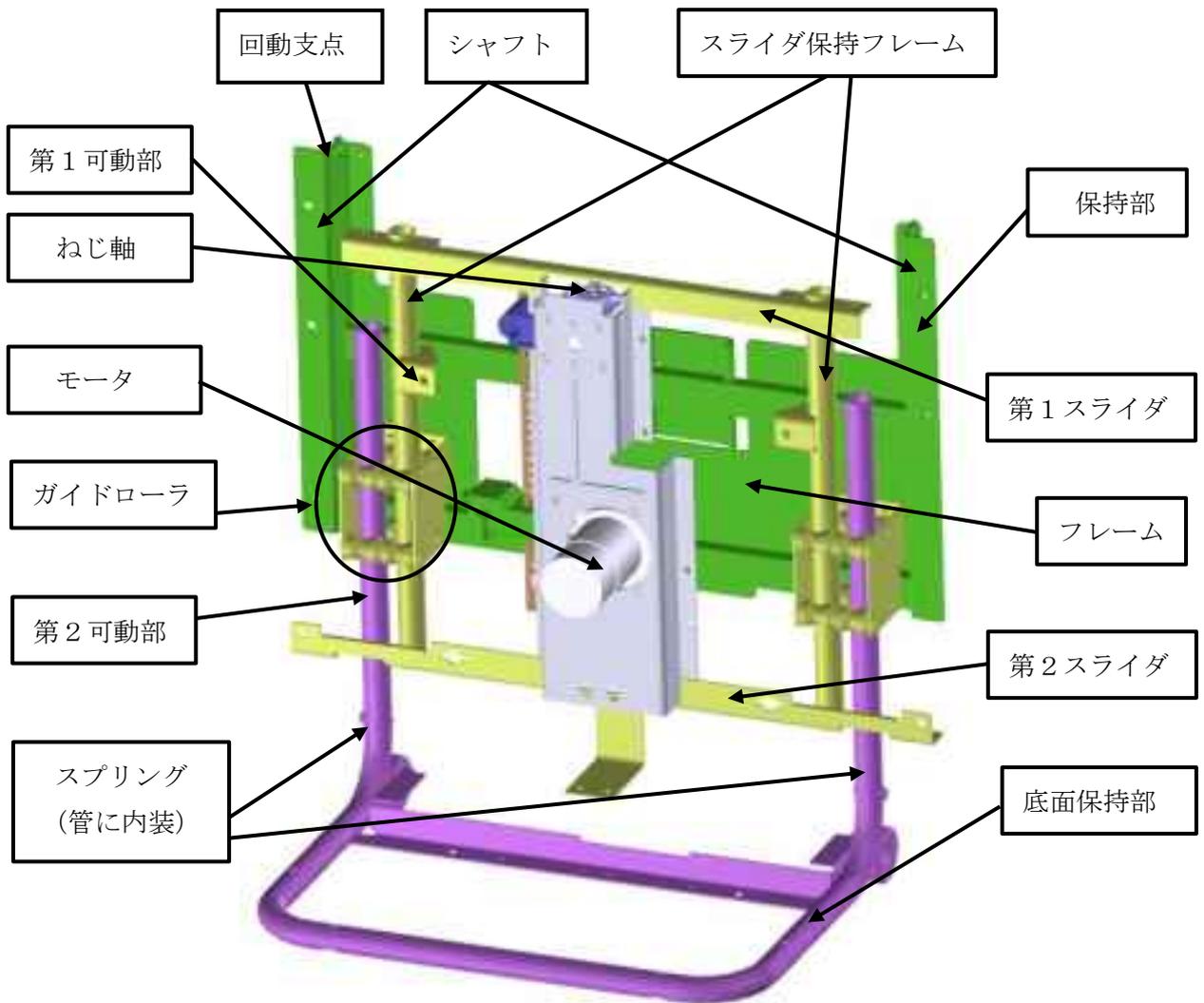


図 5



図 6

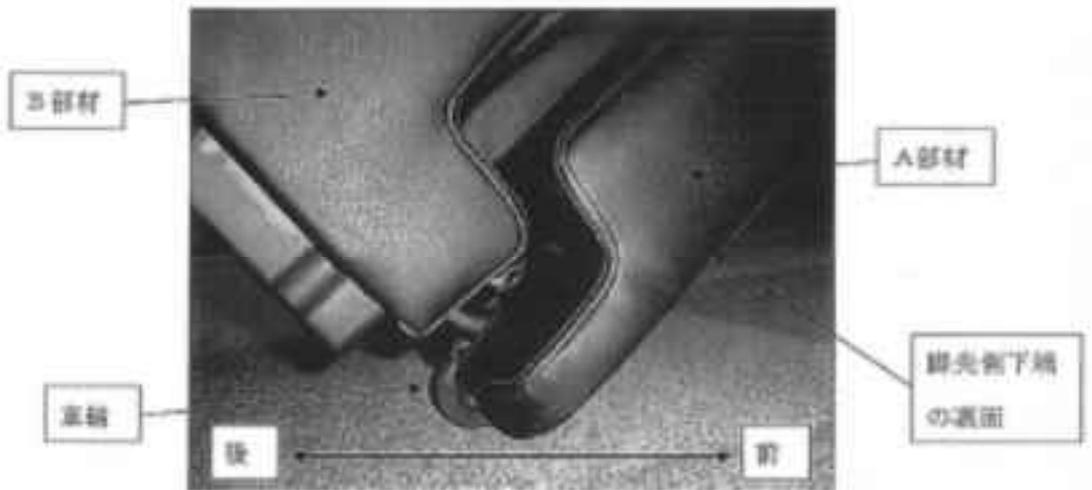


図 7

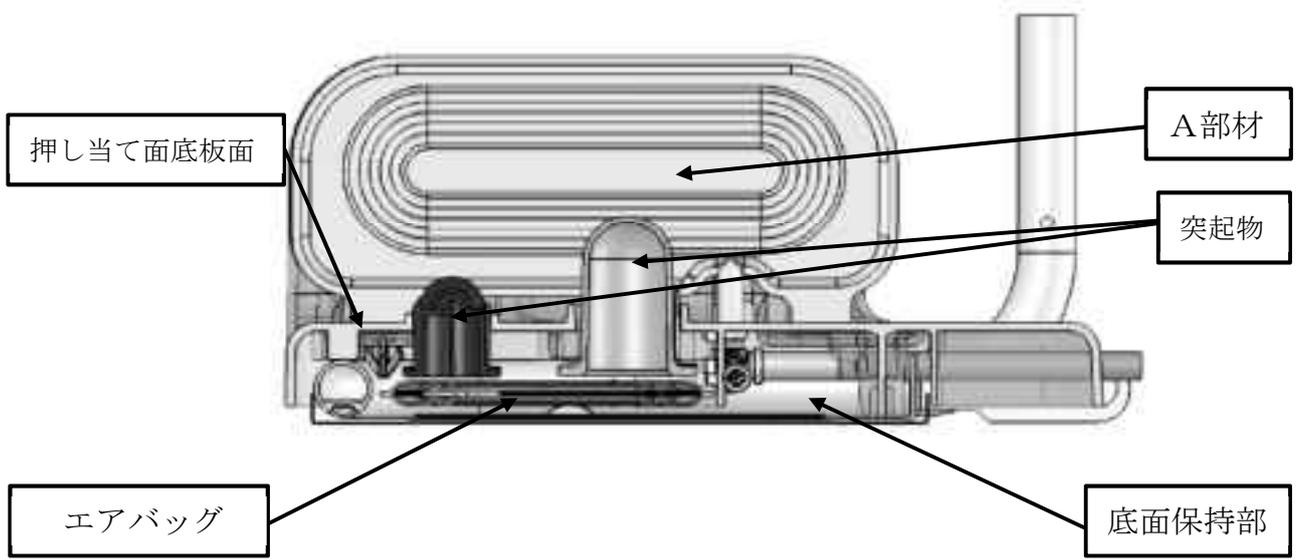


図 8

以上

(別紙)

被告製品 I - E 説明書 (被告)

製品名 「マッサージチェア」
5 型式番号 「AS-840」 (被告製品 8)

1 図面の説明

図 1 被告製品 8 の外観斜視図

図 2 被告製品 8 のオットマンの拡大斜視図

10 図 3 被告製品 8 のオットマンのエアバッグの位置を示す拡大斜視図

図 4 被告製品 8 のオットマンの内部構成を示す正面図

図 5 被告製品 8 のオットマンの内部構成を示す斜視図

図 6 被告製品 8 の押し当て面の内部構成を示す断面図

15 2 被告製品 8 の構成と作用の説明

図 1 に示すように、被告製品 8 は、マッサージチェアであり、座部を備え、更に、
脛脛から足部（足裏を除く）に対してエアバッグの膨縮によるマッサージを行い、
足裏に対しては突起物による押圧によるマッサージを行うオットマンを備えている。
図 1、図 2 から分かるように、オットマンは足部をマッサージする A 部材と脚部を
20 マッサージする B 部材とから構成されている。A 部材と B 部材とは被施療者が着座
したときに、脚の長さ方向に並んでいる。また、A 部材は被施療者の足裏が当接す
る押し当て面を有している。

オットマンは、座部の前部に対して回動自在である。

A 部材は、図 2 から分かるように、足の側面に対向させる足側面と、左右方向に
25 おける中央部に区画壁を備えている。また、図 3 から分かるように、押し当て面と
足側面にはエアバッグがそれぞれ設けられているが、エアバッグによる押圧マッサ

ージは足側面にのみ施される。図 6 から分かるように、押し当て面に設けられたエアバッグの上部（足裏側）にはエアバッグとは別部材の 2 個の突起物が配設されており、エアバッグの膨張収縮により突起物が上下することで被施療者の足裏の一部
5 起物のみを通す穴の開いた硬質な素材であり底面保持部に固定された押し当て面底
板面により全体を覆われている。

B 部材は、図 2 から分かるように、脚の側部に対向させる脚側面を備えている。
また、図 3 から分かるように、脚側面にはエアバッグが設けられており、被施療者
の脚の側部に押圧マッサージを施す。

10 オットマンは、A 部材及び B 部材のそれぞれが座部の前部に対して脚の長さ方向
に移動可能、かつ、A 部材の足側面に設けられたエアバッグと B 部材の脚側面に設
けられたエアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能である。
座部の前部に対しては、A 部材、B 部材が一体としてモータの駆動力で脚の長さ方
向に移動可能である。また、B 部材に対して、A 部材は引張スプリング（以下「ス
15 プリング」という）により伸縮する。以下、これらの構成を具体的に説明する。

図 4、図 5 において、緑色の箇所は座部に回動支点を介して接続されている箇所
（以下「保持部」という）である。保持部は、回動支点を介して基端側が座部に接
続された一对のシャフト、一对のシャフトの間に亘って設けられた四本のフレーム
を備えている。

20 図 4、図 5 において、黄色の箇所は、B 部材が固定され、モータの駆動力により
脚の長さ方向に移動可能な箇所（以下「第 1 可動部」という）である。第 1 可動部
は、シャフトに平行して脚の長さ方向に延在する一对のスライダ保持フレーム、一
対のスライダ保持フレームの間に亘って設けられた二本のスライダ（基端側に設け
られたスライダを「第 1 スライダ」、先端側に設けられたスライダを「第 2 スライ
25 ダ」という）、第 1 スライダと保持部のフレームに亘って設けられたボールねじの
ねじ軸、ねじ軸の下端に設けられ、ねじ軸を回転させるモータを備えている。スラ

イダ保持フレームは、保持部に取り付けられているガイドローラに挟まれており、ガイドローラに案内されて脚の長さ方向に沿って第1及び第2スライダと一体となって移動可能に構成されている。B部材は第1可動部がねじ軸に沿って移動すると、それに連動して先端側、若しくは、基端側に移動するように構成されている。

- 5 図4、図5において紫色の箇所は、A部材が固定され、スプリングにより脚の長さ方向に移動可能な箇所（以下「第2可動部」という）である。第2可動部は、シャフト及びスライダ保持フレームに平行して脚の長さ方向に延在する一対の管にそれぞれ内装されたスプリング、A部材の底面の四辺に位置する底面保持部を備える。スプリングの一端は第1スライダに取り付けられ、他端は底面保持部の後方端に取り付けられている。A部材の押し当て面に被施療者の脚の力が作用していないとき
- 10 は、スプリングの付勢力（スプリングが短くなって自然長に戻ろうとする力）により、A部材はB部材に引き付けられ、密接して一体となっている。

- 電力供給によりモータを駆動させると、ねじ軸が回転し、その回転方向に従ってナットが先端側、若しくは、基端側に移動する。これにより、B部材が座部に対して先端側、若しくは、基端側に移動する。上述したように、A部材の押し当て面に脚の力が作用しないときには、スプリングを介してA部材とB部材とは座部に対して一体となっているので、B部材が移動するとA部材も座部に対して同じ距離だけ移動する。一方、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧すると、スプリングが伸長し、脚の力に抗する方向（スプリングが短くなる方向）にA部材を付勢する。この結果、B部材に対してA部材が離間する（先端側に移動する）。そして、脚の力が除去されると、A部材はスプリングの付勢力により再度B部材に密接する。B部材は、モータが駆動していないときは、ねじ軸を介して保持部に固定されていることから、被施療者がA部材の押し当て面に足裏を押し付けて脚の力により押圧し、又は加えられていた被施療者の脚の力を除去しても移動
- 20 することはなく、被施療者の脚の力の有無によって座部とB部材との距離は変化しない。
- 25

被告製品 8 は、被告製品 6 と同様に、A 部材の底面の裏面には 2 つの車輪が設けられている。A 部材の底面の裏面が床面に対向している状態（下向き状態）において、オットマンの A 部材、及び／又は、B 部材が伸長すると、この車輪が床面に当接する。被告製品 8 は、車輪が床面を転がることにより、オットマンを伸縮させつつ 5 つ回転支点を中心に回転させて、オットマンを前後方向に移動させることができるように構成されている。

3 被告製品 8 の構成の分説（本件発明 I - 1 との関係。下線部は原告主張との相違点）

- 10 I E a' 座部と、
I E b' マッサージ機能を有する A 部材および B 部材を脚の長さ方向に並べて成り、A 部材には足裏の押し当て面が設けられているオットマンと、
I E c' 前記押し当て面に付与される脚の力に抗する力を前記 A 部材に付与するスプリングと、を備え、
15 I E d' 前記オットマンは、前記座部の前部に対して回転自在であり、
I E e' 前記 A 部材は、
I E e 1' 前記押し当て面と、
I E e 2' 足の側部に対向させる足側面と、
I E e 3' 左右方向における中央部に区画壁と、
20 I E e 4' 前記押し当て面に設けられたエアバッグと、エアバッグの上部（足裏側）に設けられ被施療者の足裏に押圧マッサージを施す突起物と、
I E e 5' 前記足側面に設けられ被施療者の足の側部に押圧マッサージを施すエアバッグと、を有し、
I E f' B 部材は、
25 I E f 1' 脚の側部に対向させる脚側面と、
I E f 2' 前記脚側面に設けられ被施療者の脚の側部に押圧マッサージを施すエ

アバッグと、を有し、

I E g' 前記オットマンは、前記A部材および前記B部材のそれぞれが前記座部の前部に対して脚の長さ方向に移動可能、かつ、前記A部材の前記足側面に設けられた前記エアバッグと前記B部材の前記脚側面に設けられた前記エアバッグとの距離が変化するように、脚の長さ方向に伸縮可能であり、

I E h' 前記スプリングは、前記脚の力に抗する方向に前記A部材を付勢する付勢手段であることを特徴とする

I E i' マッサージ機。

10 4 被告製品8の構成の分説（本件発明I-3との関係。下線部は原告主張との相違点）

I E t' 前記オットマンの脚先側下端には、下向き状態にある前記オットマンが伸長すると床に接地する車輪が設けられ、

15 I E u' 前記オットマンは、伸長しながら上方へ回動可能であることを特徴とする

I E v' マッサージ機（請求項1又は請求項2に記載されているものではない）。

(被告製品 8)

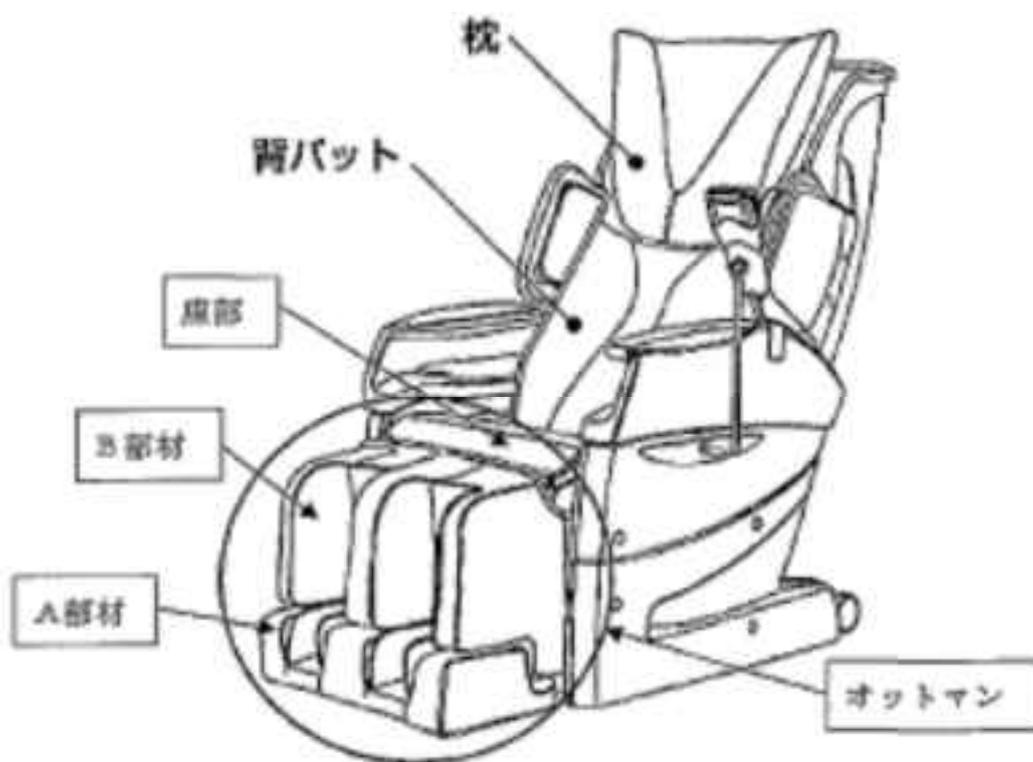


図 1

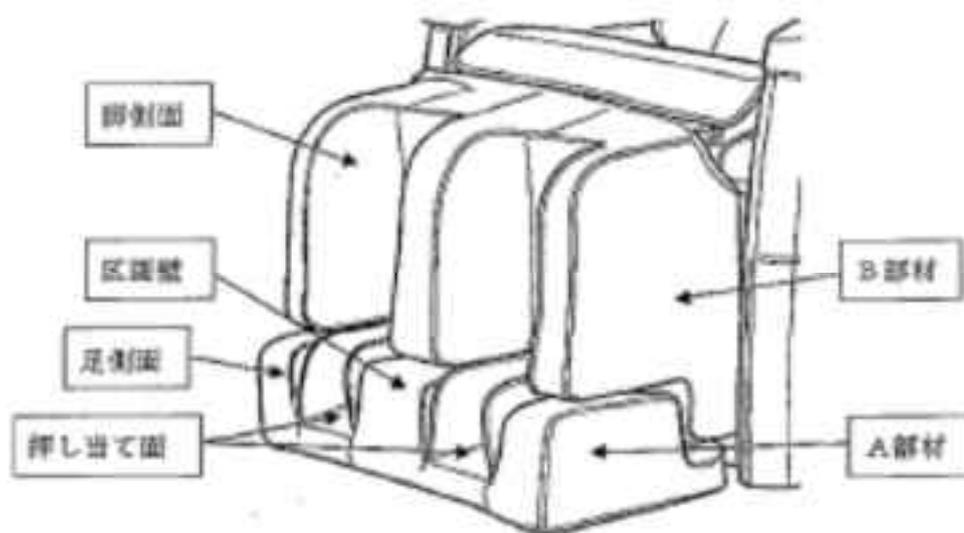


図 2

※グレーの箇所は
エアバッグ

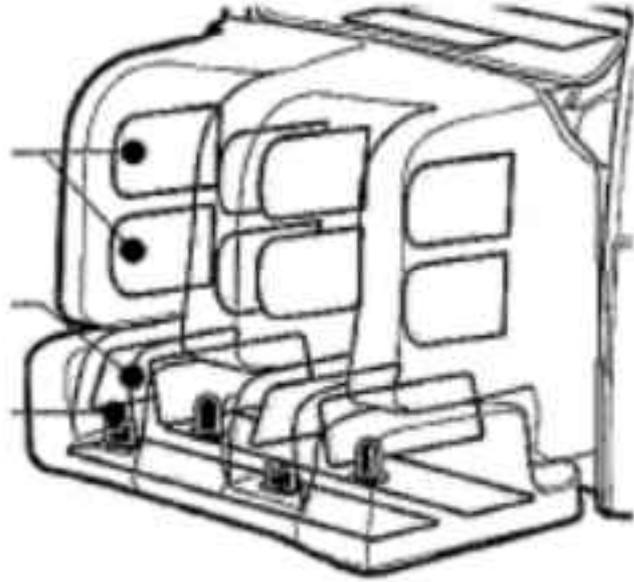


図 3

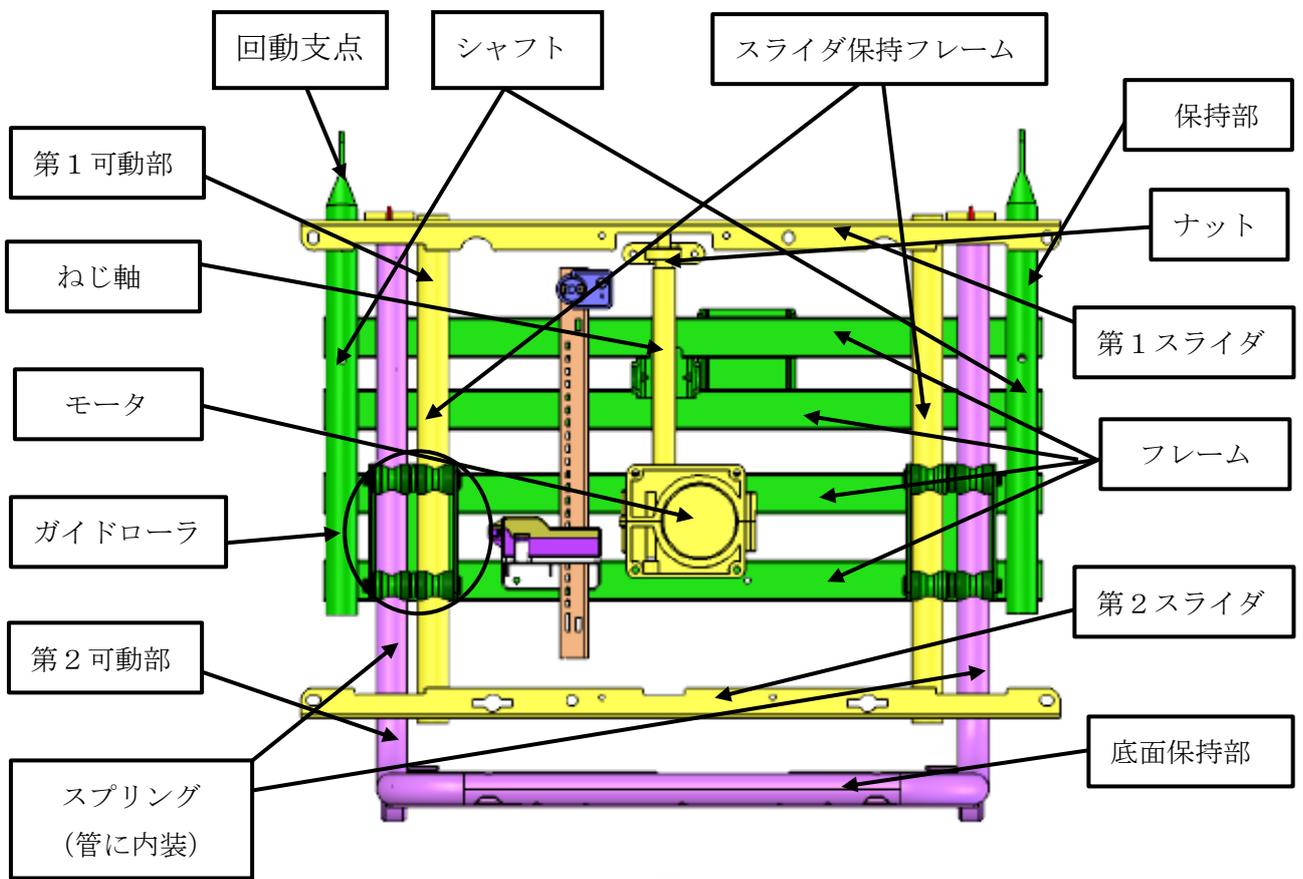


図 4

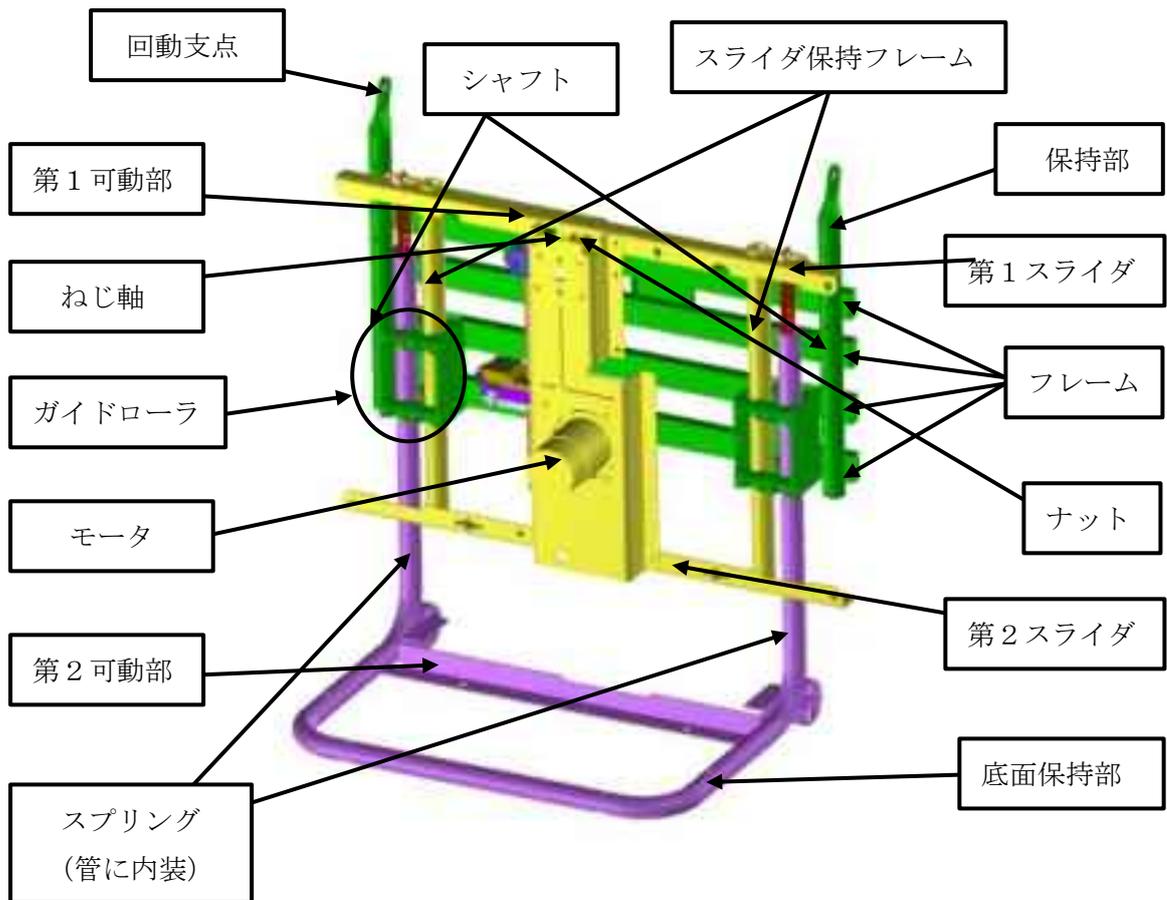


図5

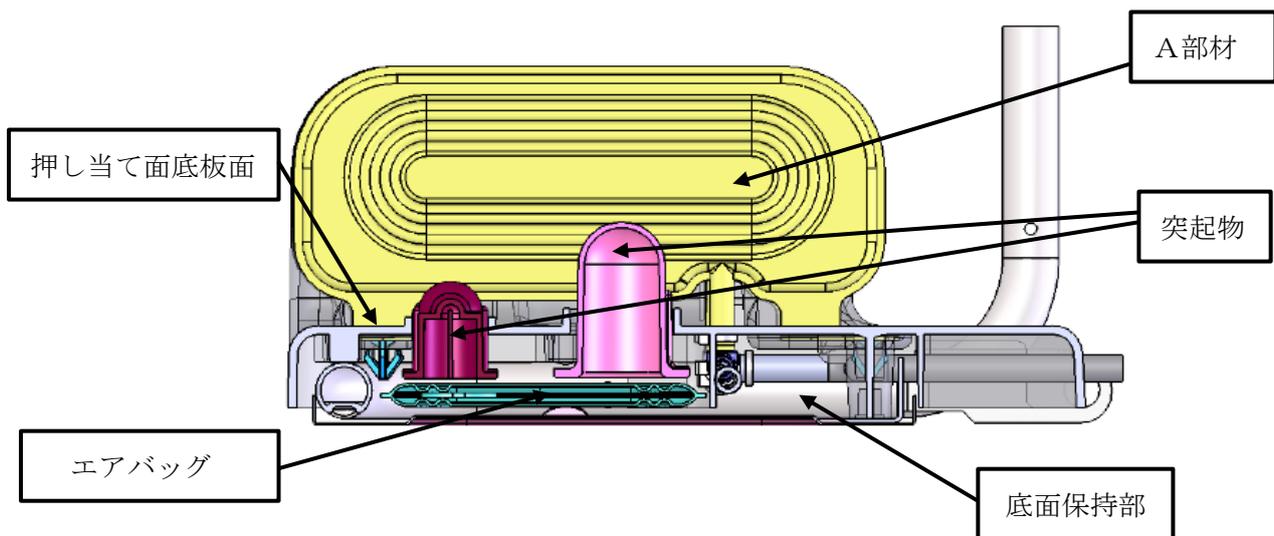


図6

以上

別 紙 Ⅱ

(別紙Ⅱ)

第1 前提事実

1 本件特許権Ⅱ

原告は、本件特許権Ⅱを有している。

5 なお、本件特許Ⅱの特許請求の範囲、明細書及び図面（以下、明細書及び図面を「本件明細書Ⅱ」という。）の記載は、別紙「特許公報（甲第7号証）」のとおりである。

2 構成要件

10 本件特許Ⅱの特許請求の範囲請求項1～3（以下、項順に「本件発明Ⅱ－1」などといい、これらを併せて「本件発明Ⅱ」と総称する。）の構成要件は次のとおり分説される。

(1) 請求項1（本件発明Ⅱ－1）

A 座部と、

B 前記座部の後部に設けられた背凭れ部と、

15 C マッサージ用モータの回転動力で叩き動作軸が回転することで、左右の施療子が交互に前後揺動する叩き動作を行う機械式のマッサージ器と、を備え、

D 前記マッサージ器が前記背凭れ部内で昇降自在に設けられ、

E 前記背凭れ部は、機械式の前記マッサージ器の左右両側に位置するとともに、前記背凭れ部にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、前記背凭れ
20 部の左右両側部からそれぞれ前方突出し、両突起体の間に前記背凭れ部にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一対の突起体を備え、

F 前記左右一対の突起体は、両突起体の間にはめ込まれた使用者の両腕の外側
25 に対向する内側面をそれぞれ備え、

G 前記左右一対の突起体の前記内側面には、それぞれ、使用者の両腕の左右外
25 側に対向するとともに、空気の給排気によって膨張収縮する空気式マッサージ具が

設けられ、

H 前記空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行う

I ことを特徴とする椅子型マッサージ機。

(2) 請求項 2 (本件発明 II - 2)

J 前記空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、機械式の前記マッサージ器を昇降させながら前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行う

K 請求項 1 記載の椅子型マッサージ機。

(3) 請求項 3 (本件発明 II - 3)

L 前記座部は、空気の給排気によって使用者を押圧する空気式のマッサージ具を備え、

M 前記左右一対の突起体の前記内側面に設けられた前記空気式マッサージ具は、前記左右の施療子による叩き動作と前記座部の空気式マッサージ具からの押圧とを受ける人体の腕の外側から左右に挟むものである

N 請求項 1 又は 2 記載の椅子型マッサージ機。

3 被告製品 II の構成

本件特許権 II との関係で、その被疑侵害品である被告の製品は、構成上の相違から次のとおり II - A、II - B、II - C 及び II - D に分類することができる (以下、これらを「被告製品 II」と総称する。)。被告製品 II の具体的な構成については、当事者間に争いがある。原告は、被告製品 II - A ~ II - D のいずれに対しても、本件発明 II - 1 ~ II - 3 の充足を主張している。

分類	代表被告製品	同様の構成を有する被告製品	侵害主張（本件発明）
Ⅱ－A	1	46、48～50、61	Ⅱ－1～Ⅱ－3
Ⅱ－B	8	9、12、13、59	Ⅱ－1～Ⅱ－3
Ⅱ－C	22	23	Ⅱ－1～Ⅱ－3
Ⅱ－D	24		Ⅱ－1～Ⅱ－3

被告製品Ⅱ－A～Ⅱ－Dが、いずれも本件発明Ⅱ－1に係る構成要件A～G及びIを充足することは当事者間に争いが無い。

4 被告の行為

被告は、被告製品Ⅱにつき、別紙1「被告製品目録」の各「製造販売開始時期」欄記載の時期から、その製造販売を開始した。

5 無効審判請求等

被告は、本件特許Ⅱの無効審判請求を行ったところ、特許庁は、平成31年4月2日、被告の審判請求は成り立たないとの審決をした（甲B21）。被告は、同審決の取消しを求めて訴えを提起したが、知的財産高等裁判所は、令和2年1月28日、被告の請求を棄却する判決を言い渡し、同判決は、令和2年9月3日、確定した（甲100、弁論の全趣旨。以下、これらの審決等を「本件審決等」という。）。

6 争点

本件の主要な争点は、被告製品Ⅱの本件発明Ⅱの技術的範囲への属否である。

第2 争点（被告製品Ⅱの本件発明Ⅱの技術的範囲への属否）についての当事者の主張

（原告の主張）

1 被告製品Ⅱの構成

被告製品Ⅱの構成については、別紙「被告製品Ⅱ－A説明書（原告）」、同「被告製品Ⅱ－B説明書（原告）」、同「被告製品Ⅱ－C説明書（原告）」及び同「被告製品Ⅱ－D説明書（原告）」記載のとおりである。

2 「前記空気式マッサージ具が、…膨張して、…押圧して、…挟みつつ、それ

と同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」（構成要件H）の充足性

(1)ア 本件発明Ⅱ-1に係る構成要件全体を合わせて構成要件Hを理解すれば、構成要件Hの「空気式マッサージ具」及び「(左右の)施療子」が有している機能
5 や性能等、これらが設けられている位置、他の部位との関係、あるいは動作態様は、構成要件H以外の他の構成要件によって特定され、明らかにされている。このような場合、構成要件H中に機能、特性等を用いて「空気式マッサージ具」と「(左右の)施療子」を特定する記載があっても、その記載は、「空気式マッサージ具」と「左右の施療子」自体を意味するものであるから、構成要件Hの「…膨張して…押
10 圧して…挟みつつ、それと同時に、…」は、その文言どおり、膨張して押圧し挟むという空気式マッサージ具の動作と施療子による叩き動作が、その各動作の先後を問わず、同時に発現することを意味することは明らかである。

また、構成要件Hの文言中の「挟みつつ」における「つつ」とは、「二つの動作・作用が同時に並行して行われること」である。また「挟みつつ」とは、「〇〇(動
15 作)しつつ」「〇〇(動作)しながら」、あるいは「〇〇する一方で」という意味であり、「〇〇するのと一緒に」「〇〇しながら」「〇〇するのと同時に」「〇〇するのと並行して」と言い換えることもできる。このように「挟みつつ」の意味は、その語義上明らかであり明確である。

さらに、本件明細書Ⅱ(【0027】)をみると、「施療子」による「叩き動作」や
20 「揉み動作」によってマッサージできると同時に「空気式マッサージ具」に空気を給排することによってマッサージすることができることが、本件特許Ⅱに係る特許請求の範囲請求項1の内容に即して明確に説明されている。

以上から、「前記空気式マッサージ具が、…膨張して、…押圧して、…挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」とは、空気
25 式マッサージ具が膨張して押圧して挟む動作と施療子による叩き動作が、その各動作の先後を問わず、同時に発現する動作態様が実現されるものであれば足りると解

される。

イ 被告は、構成要件Hは一連のステップに係る動作態様を特定しており一連のステップの手順が必須要素であること、本件明細書Ⅱや出願経過に係る原告の説明内容を指摘して、構成要件Hは、一連のステップに係る動作態様の手順、順序、順番を必須要素としている旨を主張する。

しかし、前記アのとおり、本件特許Ⅱに係る特許請求の範囲請求項1は、構成要件Hのみから成り立っているのではないから、同請求項1全体から理解すべきである。また、本件特許Ⅱは椅子型マッサージ機という物の発明であるところ、その中で動作的表現が含まれるからといって、短絡的に限定解釈することは相当でない。

本件明細書Ⅱの記載については、被告は、段落【0027】の一部を根拠に「挟み（固定）→「叩き動作」との動作態様や、一定の時間継続して固定状態を維持することを要するかのよう主張するが、その前後や他の記載をみると、固定状態は要求されず、空気式マッサージ具の膨張し押圧して挟む動作と施療子による叩き動作が、各動作の先後を問わず、同時に発現すれば足りることは明らかである。

さらに、出願経過に係る原告の説明内容（手続補正書とともに提出された意見書の説明及び参考図1及び2）をみるに、膨張して押圧して挟むという空気式マッサージ具の動作と施療子による叩き動作が、その各動作の先後を問わず、同時に発現すれば足りることが自然と理解できる。

なお、被告は、令和3年11月22日付け準備書面43において、本件審決等の内容を踏まえ、被告製品Ⅱ-A及びⅡ-Bの充足論に関する主張を行っているが、これは侵害論に関する主張の蒸し返しに他ならず、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。

(2) 前記1のとおり、被告製品Ⅱは、いずれも、「(a)エアバッグが、左右方向内方に膨張して、左右のもみ玉の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟む。(b)機械式のマッサージ器が昇降する。(c)左右のもみ玉によって使

5 用者の背中に対して左右交互に叩き動作行う。」という動作を、各動作の
先後を問わず、同時に発現する構成を具備している。

したがって、被告製品Ⅱは、いずれも「前記空気式マッサージ具が、…膨張
して、…押圧して、…挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右
5 交互に叩き動作行う」の構成を有する。

3 「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」（構成要件H）の充足性

(1)ア 前記2(1)のとおり、本件発明Ⅱ-1に係る構成要件全体の理解、「挟み
つつ」「それと同時に」の語義、本件明細書Ⅱの記載内容に照らすと、「使用者の
胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」とは、その字義どおり、使用者の胴体を「左
10 右に挟みつつ」という動作があれば足りると解するのが相当である。

イ 被告は、本件発明Ⅱ-1に係る特許請求の範囲請求項1において「押圧」と
「挟みつつ」という二つの文言が使い分けられていること、本件明細書Ⅱの記載内
容や出願経過に係る原告の説明内容から、「使用者の胴体を両腕の外側から左右に
挟みつつ」とは、機械式マッサージ器による叩き動作が継続している一定の時間中、
15 空気式マッサージ具により使用者を両腕の外側から固定する動作態様である旨を主
張する。

しかし、「押圧」や「挟みつつ」の意味は、請求項1全体や明細書の記載内容か
ら明らかにされなければならないのであって、椅子型マッサージ機における物（製
品）との関係を切り離して解釈すべきではない。また、本件明細書Ⅱの記載内容
20 （【0027】）については、被告の主張を根拠付けるものではないし、出願経過に係
る原告の説明内容についても、被告が指摘する箇所は、空気式のマッサージ具41
によって、腕A、Aの外側から人体を左右に挟んで、マッサージを受ける人体Mが
動かないようにすることができるなどという説明であって、「挟み（固定）」→「叩
き動作」というステップを規定するような説明ではない。

25 (2) 前記1のとおり、被告製品Ⅱは、いずれも、エアバッグが、左右方向内
方に膨張して、左右のもみ玉の前方かつ左右方向外側位置において使用

者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟むという動作を具備している。

したがって、被告製品Ⅱは、「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」の構成を有する。

5 (被告の主張)

1 被告製品Ⅱの構成

(1) 被告製品Ⅱ－Aについて

手動コースにおいて、手動でもみ玉の叩き動作のON/OFFの切り替え・位置の変更、肩エアバッグの動作のON/OFFの切り替え・モードの設定（パルス、
10 手もみ、オプション無し）を行うことは可能である。●（省略）●

自動コースにおいて、もみ玉は、検出された肩位置を基準に首、首下、肩下、肩甲骨などの施療部位を算出して、施療部位を特定し、各コース所定の動作を行うよう設定されている。使用者の体型が異なれば算出される施療部位が異なるが、もみ玉が施療部位間を移動する速度は一定であることから、当該施療部位に対する所定
15 の動作の開始時間は使用者の体型により異なることになる。●（省略）●

(2) 被告製品Ⅱ－Bについて

●（省略）●

なお、被告製品Ⅱ－AとⅡ－Bとの構成上の相違は、手動コースにおいて、被告製品Ⅱ－Aは、エアバッグの動作が三つのモードから選択可能であるのに対し、被告製品Ⅱ－Bは、パルス及びオプション無しの二つのモードから設定可能である点
20 と、手動・自動コースとも、被告製品Ⅱ－Bには背エアバッグが備えられており、肩エアバッグの動作時に背エアバッグも動作する点である。

(3) 被告製品Ⅱ－Cについて

●（省略）●

25 (4) 被告製品Ⅱ－Dについて

●（省略）●

2 「前記空気式マッサージ具が、…膨張して、…押圧して、…挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」（構成要件H）の非充足性

(1)ア 構成要件Hの「空気式マッサージ具が、…膨張して、…押圧して、…挟みつつ、それと同時に、…左右の施療子によって…叩き動作行う」という文言は、次の一連のステップに係る動作態様、すなわち、空気式マッサージ具が「膨張」→「押圧」→「挟み」という動作を行い、空気式マッサージ具の「挟み」動作と同時に左右の施療子が「叩き動作」を行う、という一連の動作手順を規定し、これらを必須要素として含んでいる。

10 (ア) 空気式マッサージ具が左右方向内方に膨張する。

(イ) 空気式マッサージ具が左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧する。

(ウ) 空気式マッサージ具が使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟む。

15 (エ) 空気式マッサージ具が使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作を行う。

イ 本件明細書Ⅱの段落【0027】の第1段落では、施療子9の動作が説明されている。続いて、第2段落及び第3段落でマッサージ具41の動作と効果、すなわち、空気式マッサージ具45、46からの押圧を受けることができる人体Mが動かないように固定しつつ、人体Mを両腕の外側から左右に挟むように押圧してマッサージすることが説明されている。そして、第4段落で、空気式マッサージ具により人体を固定することで機械式マッサージ器の叩き動作によるマッサージ効果を高めるという作用効果が説明されている。そのうえで、第5段落には、冒頭に「つまり」と記載したうえで、構成要件Hと同じ文言で、第1段落～第4段落において説明されている空気式マッサージ具と機械式マッサージ器の動作態様と作用効果を言い換えている。以上の記載を参酌すれば、本件発明Ⅱ-1は、「左右一対のマッサージ具

4 1 によって人体が左右に動かないように固定することができ、これによって、マ
ッサー器 8 によるマッサージ効果を高める」という作用効果を奏するべく、空気
式マッサージ具による人体の挟み（固定）動作と機械式マッサージ器の左右の施療
子による叩き動作との有機的な関係を技術的思想とする発明であり、かかる技術的
5 思想を具体的な構成として規定したのが、構成要件 H であると解される。そして、
上記作用効果を奏するための空気式マッサージ具による人体の挟み（固定）動作と
機械式マッサージ器の左右の施療子による叩き動作の有機的な関係として、①挟み
（固定）動作→叩き動作という動作手順、及び、②叩き動作が継続している間の挟
み（固定）状態の維持という二つの動作態様が本件発明 II の構成要素であると優に
10 理解できる。

さらに、原告は、本件特許 II の出願手続に係る平成 20 年 12 月 26 日付け意見
書（乙 B 2）及び拒絶査定不服審判請求事件に係る平成 21 年 6 月 11 日付け手続
補正書（乙 B 5）において、本件発明 II の「特有の効果」として、本件発明 II の構
成により、「左右の施療子 9、9 によって使用者の背中に対して左右交互に前後の
15 叩き動作が繰り返されることで、身体は左右方向の叩きを受けることができる」こ
とを説明している。そうであるところ、かかる本件発明 II の「特有の作用効果」を
実現するためには、単に空気式マッサージ具の膨張と左右の施療子の叩き動作とが
同時発現するだけでは足りず、空気式マッサージ具と左右の施療子が有機的な関係、
すなわち、①挟み（固定）→叩き動作という動作手順、及び②叩き動作が継続して
20 いる間の挟み（固定）状態の維持という 2 つの動作態様を実現することが必要であ
る。

そして、本件審決等の内容を踏まえると、「使用者の胴体を両腕の外側から左右
に挟みつつ」とは、空気式のマッサージ具により人体が左右に動かないように固定
することを意味し、「それと同時に、前記左右の施療子によって使用者の背中に対
して左右交互に叩き動作を行う」とは、空気式マッサージ具により人体が左右に動
25 かないように固定された状態で、施療子によって使用者の背中に対して左右交互の

叩き動作が行われることを意味すると解される。

以上から、「前記空気式マッサージ具が、…膨張して、…押圧して、…挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」とは、空気式マッサージ具が人体を挟んだ状態（固定した状態）で、機械式マッサージ器の左右の施療子による叩き動作を行うという手順による動作態様を構成要素として規定したものと解すべきである。

ウ 原告は、本件発明Ⅱ－１に係る特許請求の範囲請求項１全体を合わせて構成要件Hの意義を理解すべきこと、本件明細書Ⅱの他の箇所の記載を考慮すべきことを指摘して、構成要件Hの意義を主張する。

しかし、構成要件C及びG等の記載は、機械式マッサージ器の施療子、空気式マッサージ具の構成・動作をそれぞれ特定したものである一方、構成要件Hの「前記空気式マッサージ具が…膨張して…押圧して…挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作を行う」という文言は、空気式マッサージ具と機械式マッサージ器の施療子が関係性をもって動作することを特定したものである。構成要件C及びG等の空気式マッサージ具や機械式マッサージ器の施療子のそれぞれの構成に関する記載は、構成要件Hが規定する空気式マッサージ具と機械式マッサージ器の施療子の動作の関係性を導く論拠とはならない。構成要件C及びG等の記載を参酌しても、構成要件Hの前記文言を、空気式マッサージ具の挟み動作と左右の施療子の叩き動作が「その動作の先後を問わず、同時に発現する」ことを意味すると解釈することはおよそできない。

また、原告が指摘する本件明細書Ⅱの記載部分は、施療子9による叩き動作や揉み動作による「背中の中央部」のマッサージと空気式マッサージ具による「背中の両側部」のマッサージが同時に行われることを説明するものや、機械式マッサージ具単独の構成・動作について説明するものであって、いずれも本件発明Ⅱ－１を前提とした説明ではない。

なお、原告は、本件特許Ⅱの審査過程において、押圧態様に関する特定の現象が

生じることを指摘し、公知例にはない作用効果を奏すると主張したにもかかわらず、本件訴訟においては、当該現象を度外視して本件特許Ⅱの技術的範囲について論じており、これは包袋禁反言の法理等により禁止される。

(2)ア 被告製品Ⅱ－Aについて

5 ●（省略）●よって、被告製品Ⅱ－Aは、本件発明Ⅱのような「挟み（固定）→叩き動作」という手順による動作態様を実現しない。

●（省略）●「挟み（固定）→叩き動作」という手順による動作態様を実現するものではない。

イ 被告製品Ⅱ－Bについて

10 被告製品Ⅱ－Bが、手動コース、自動コースのいずれにおいても、「挟み（固定）→叩き動作」という手順による動作態様を実現しないことは、被告製品Ⅱ－Aと同様である。

ウ 被告製品Ⅱ－Cについて

15 前記1のとおり、被告製品Ⅱ－Cは、手動コースにおいて、もみ玉による叩き動作と肩エアバッグの動作を同時設定できない。

同様に、自動コースにおいて、肩エアバッグと叩きモーターが同時に駆動することはない。

エ 被告製品Ⅱ－Dについて

被告製品Ⅱ－Dが構成要件Hを充足することは否認する。

20 オ 以上から、被告製品Ⅱは、「前記空気式マッサージ具が、…膨張して、…押圧して、…挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」の構成を有しない。

3 「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」（構成要件H）の非充足性

25 (1) 前記2(1)アのとおり、構成要件Hは一連のステップに係る動作態様を構成要素としているところ、構成要件上、「押圧」と「挟みつつ」という二つの文言が

5 ジ具41によって、腕A、Aの外側から人体を左右に挟んで、マッサージ器8からのマッサージを受ける人体Mが動かないようにすることができる。」又は「揉み動作又は叩き動作によって、背凭れ部に凭れている使用者が前方へ逃げることを防止できる。」と述べている。かかる作用効果を実現するためには、空気式マッサージ具が使用者を単に「押圧」するのみならず、使用者の人体が施療子の動作により前方に逃げることを防止することができるよう空気式マッサージ具により使用者を両腕の外側から固定する動作を行うこと、及び、機械式マッサージ器による叩き動作が継続している一定の時間中、空気式マッサージ具により使用者を両腕の外側から固定する動作が継続していなければならないことは明らかである。

10 以上から、「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」とは、機械式マッサージ器による叩き動作が継続している一定の時間中、空気式マッサージ具により使用者を両腕の外側から固定する（叩き動作が継続している間、挟み（固定）状態を維持する）動作態様であると解される。

(2)ア 被告製品Ⅱ-Aについて

15 被告製品Ⅱ-Aのエアバッグの動作を、パルス、手もみ、オプション無しという3つのモードのいずれに設定しても、肩エアバッグは、単に膨張し続けるのではなく、膨張と収縮の動作を繰り返すよう制御されている。●（省略）●

したがって、被告製品Ⅱ-Aにおいては、揉み玉による叩き動作が継続している一定の時間中、肩エアバッグにより使用者を両腕の外側から固定する動作態様は実
20 現されていない。

イ 被告製品Ⅱ-Bについて

被告製品Ⅱ-Aと同様に、被告製品Ⅱ-Bにおいても、揉み玉による叩き動作が継続している一定の時間中、肩エアバッグにより使用者を両腕の外側から固定する動作態様は実現されていない。

25 特に、被告製品Ⅱ-Bでは、●（省略）●人体が背凭れ部側から前方に押し出される。これにより、肩エアバッグの動作時にはもみ玉の叩き動作の背中に対する押

圧力が低下する。

したがって、被告製品Ⅱ－Bでは、もみ玉による叩き動作が継続している一定の時間中、肩エアバッグにより使用者を両腕の外側から固定する動作態様の実現されていないことは明らかである。

5 ウ 被告製品Ⅱ－Cについて

● (省略) ●

したがって、被告製品Ⅱ－Cは、もみ玉による叩き動作が継続している一定の時間中、肩エアバッグにより使用者を両腕の外側から固定する動作態様を実現し得ない。

10 エ 被告製品Ⅱ－Dについて

被告製品Ⅱ－Dにおいて、もみ玉による叩き動作が継続している一定の時間中、肩エアバッグにより使用者を両腕の外側から固定する動作態様の実現されることは否認する。

15 オ 以上から、被告製品Ⅱは「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」の構成を有しない。

第3 当裁判所の判断

1 本件明細書Ⅱには次の記載がある。

(1) 技術分野

「本発明は、椅子型マッサージ機に関するものである。」（【0001】）

20 (2) 背景技術

「背凭れ部を有する従来の椅子型マッサージ機には、背凭れ部に施療子を有するマッサージ器を昇降自在に設け、マッサージ器を人体の背中に沿って移動させながら、モータの回転動力によって施療子を揉み動作及び叩き動作させて、使用者の背中
25 中の中央部を施療子で広範囲にマッサージするようにしたものがある。この場合、使用者の背中中の中央部をマッサージするには、比較的強く揉んだり叩いたりする必要から、施療子を激しく動かすことのできるモータ等を備えた機械式その他のマッ

マッサージ器を使用し、これを昇降自在にしている。」（【0002】）

(3) 発明が解決しようとする課題

「本発明は、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、使用者の背中に対して叩き動作を行えるようにする。」（【0003】）

5 (4) 課題を解決するための手段

「本発明は、座部と、前記座部の後部に設けられた背凭れ部と、マッサージ用モータの回転動力で叩き動作軸が回転することで、左右の施療子が交互に前後揺動する叩き動作を行う機械式のマッサージ器と、を備え、前記マッサージ器が前記背凭れ部内で昇降自在に設けられ、前記背凭れ部は、機械式の前記マッサージ器の左右
10 両側に位置するとともに、前記背凭れ部にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、前記背凭れ部の左右両側部からそれぞれ前方突出し、両突起体の間に前記背凭れ部にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一对の突起体を備え、前記左右一对の突起体は、両突起体の間にはめ込まれた使用者の両腕の外側に対向する内側面をそれぞれ備え、前記左右
15 一对の突起体の前記内側面には、それぞれ、使用者の両腕の左右外側に対向するとともに、空気の給排気によって膨張収縮する空気式マッサージ具が設けられ、前記空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行うことを特徴とするマッサージ機である。」（【0004】）

「前記空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、機械式の前記マッサージ器を昇降させながら前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行
25 うのが好ましい。」（【0005】）

「前記座部は、空気の給排気によって使用者を押圧する空気式のマッサージ具を

備え、

前記左右一対の突起体の前記内側面に設けられた前記空気式マッサージ具は、前記左右の施療子による叩き動作と前記座部の空気式マッサージ具からの押圧とを受ける人体の腕の外側から左右に挟むものであるのが好ましい。」（【0006】）

5 (5) 発明の効果

「本発明によれば、背凭れ部に設けられた左右一対の突起体の内側面に空気式マッサージ具を設けたので、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行うことができる。」（【0007】）

10 (6) 発明を実施するための最良の形態

「…叩き動作軸 20 が A 方向に回転すると、該叩き動作軸 20 の偏心軸部 20 A は連結アーム 31、ボールジョイント 29、駆動アーム 25 及び支持アーム 26 を介して施療子 9 を A1 方向に往復動せしめる。これにより施療子 9 は叩き運動を行う。なお、一方の偏心軸部 20 A は他方の偏心軸部 20 A に対して互いに反対方向
15 に偏心しているので、左右に対応する施療子 9 は交互に叩き動作をする。次に、揉み動作軸 19 が回転動力を受けると、傾斜軸部 19 A は、円錐面を描くように回転するので、駆動アーム 25 はボールジョイント 29 を支点にして往復揺動運動を行い、その結果、左右に対応する施療子 9 は互いに接離するように B1 方向に往復揺動し、揉み動作をする。」（【0013】）

20 「図 1 及び図 3 に示すように、前記背凭れ部 4 の両側部に、人体の背中の中側の両側部をマッサージするための空気式のマッサージ具 41 が左右一対設けられている。左右一対の各マッサージ具 41 は、袋体により構成した複数（図例では二個）のエアセル 42 を備え、エアセル 42 に空気を供給することによりエアセル 42 は空気圧によって膨張収縮し、空気を供給して膨張させたときに使用者の背中の中側の両側部を
25 圧するように構成されている（図 7 及び図 8 参照）。このマッサージ具は、前記マッサージ器 8 の両側方に位置して、長く配置されており、人体の背中の中側の両側部を広

範囲にマッサージできるようになっている。」（【0018】）

「前記エアセル42、47、49、54、59の膨張・収縮は、座部3の下方に配置したコンプレッサー61からの給排気により行われ、コンプレッサー61からの給気・排気の切り替えは図示省略の制御部により制御されるバルブによって
5 夫々別個に行われるように構成されている。上記実施の形態によれば、マッサージ器8を昇降させながら、施療子9による叩き動作や揉み動作によって人体の背中の中央部を比較的強くマッサージできると同時に、マッサージ具41に空気を給排することにより、背中の両側部を指圧動作等によってソフトにマッサージすることができる。しかも、マッサージ具41によって、人体の背中の中央部以外の背中の両
10 側部を広範囲にマッサージすることができる。」（【0021】）

「なお、前記エアセル42、71、72、81、82の膨張・収縮は、座部3の下方に配置されたコンプレッサ（図示省略）によって行われ、コンプレッサからの給気・排気の切り替えは制御部（図示省略）によって制御される電磁弁（図示省略）によって行われる。その他の点は前記実施の形態の場合と同様の構成であり、前記
15 実施の形態の場合と同様に、マッサージ器8を昇降させながら、施療子9による叩き動作や揉み動作によって人体の背中の中央部を比較的強くマッサージできると同時に、マッサージ具41に空気を給排することにより、背中の両側部を指圧動作等によってソフトにマッサージすることができる。しかも、マッサージ具41によつて、人体の背中の中央部以外の背中の両側部を広範囲にマッサージすることができ
20 る。」（【0025】）

「図11は本発明の実施の形態を示し、背凭れ部4の両側部に、前方突出した左右一対の突起体91を設け、この突起体91間に使用者の腕を含めた人体Mをはめ込めるようにしている。

すなわち、背凭れ部4は、機械式の前記マッサージ器8の左右両側に位置すると
25 ともに、背凭れ部4にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、背凭れ部4の左右両側部からそれぞれ前方突出し、両突起体91、91の間に背凭れ部

4にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一对の突起体91, 91を備えている。

また、前記参考発明の実施の形態の場合と同様に、マッサージ器8が、マッサージ機の背凭れ部4の左右中央部に昇降自在に設けられ、前記空気式のマッサージ具41が、マッサージ器8の両側方に位置するように、左右一对の突起体91の内側面側に対向するように設けられている。この空気式のマッサージ具41は、前記参考発明の実施の形態の場合と同様に人体の背中の両側部を広範囲にマッサージできるように、上下に長く配置されている。」（【0026】）

「その他の点は前記図1～図6の参考発明の実施の形態の場合と同様の構成であり、前記実施の形態の場合と同様に、マッサージ器8を昇降させながら、施療子9による叩き動作や揉み動作によって人体の背中の中央部を比較的強くマッサージできる。特に、マッサージ機8は、マッサージ用モータ10の回転動力で叩き動作軸20が回転することで、左右の施療子9, 9が交互に前後揺動する叩き動作を行うことができる。

また、マッサージ具41を左右方向内方に膨張させて、マッサージ具41によって、人体Mの背中の両側部（両脇乃至両腕）を左右に挟むように押圧しながらソフトにマッサージすることができる。

すなわち、空気式のマッサージ具41は、収縮状態から左右方向内方に膨張すると、人体の背中の中央部をマッサージする施療子9の前方かつ左右方向外側位置において腕の外側を押圧して、マッサージ器8からのマッサージと座部3の空気式マッサージ具45, 46からの押圧を受けることができる人体Mが、動かないように固定しつつ、人体Mを両腕の外側から左右に挟むように押圧してマッサージすることができる。

この場合、左右一对のマッサージ具41によって人体が左右に動かないように固定することができ、これによって、マッサージ器8によるマッサージ効果を高めることもできる。

つまり、前記空気式マッサージ具 4 1, 4 1 が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子 9, 9 の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子 9, 9 によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行うことができる。」（【0027】）

2 被告製品Ⅱの本件発明Ⅱの技術的範囲への属否（争点）

(1) 被告製品Ⅱの構成について

ア 被告製品Ⅱ-A

被告製品Ⅱ-Aの外観上の構成は別紙「被告製品Ⅱ-A説明書（原告）」記載 2
10 のとおりであり、その外観は同図 1～4 のとおりである（被告は争うことを明らかにしない。）。

また、被告製品Ⅱ-Aが、本件発明Ⅱ-1に係る構成要件A～G及びIを充足することは当事者間に争いが無い。

イ 被告製品Ⅱ-B

被告製品Ⅱ-Bの外観上の構成は別紙「被告製品Ⅱ-B説明書（原告）」記載 2
15 のとおりであり、その外観は同図 1 及び 2 のとおりである（被告は争うことを明らかにしない。）。

また、被告製品Ⅱ-Bが、本件発明Ⅱ-1に係る構成要件A～G及びIを充足することは当事者間に争いが無い。

20 ウ 被告製品Ⅱ-C

被告製品Ⅱ-Cの外観上の構成は別紙「被告製品Ⅱ-C説明書（原告）」記載 2
のとおりであり、その外観は同図 1 及び 2 のとおりである（被告は争うことを明らかにしない。）。

また、被告製品Ⅱ-Cが、本件発明Ⅱ-1に係る構成要件A～G及びIを充足す
25 ることは当事者間に争いが無い。

エ 被告製品Ⅱ-Dについて

被告製品Ⅱ-Dの外観上の構成は別紙「被告製品Ⅱ-D説明書（原告）」記載2
のとおりであり、その外観は同図1及び2のとおりである（被告は争うことを明らか
かにしない。）。

また、被告製品Ⅱ-Dが、本件発明Ⅱ-1に係る構成要件A～G及びIを充足す
5 ることは当事者間に争いがない。

オ 以上から、被告製品Ⅱが、本件発明Ⅱ-1に係る構成要件A～G及びIを充
足することは当事者間に争いがないから、被告製品Ⅱが構成要件Hを充足するかに
ついて検討する。

(2) 「前記空気式マッサージ具が、…膨張して、…押圧して、…挟みつつ、それ
10 と同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」（構成要件H）
の充足性について

ア(ア) 構成要件Hは、「前記空気式マッサージ具が、…膨張して…押圧して…挟
みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」と
規定していることから、「空気式マッサージ具」が膨張して押圧して挟む動作を行
15 い、「施療子」が叩き動作を行うと解するのが相当である。また「…つつ」とは、
「…しながら」、「二つの動作・作用が同時に並行して行われること」という意味
があること（甲B4の1～B4の3）に照らすと、構成要件Hは、空気式マッサー
ジ具の挟み動作と施療子の叩き動作が同時に行われることを規定していると解する
のが相当である。

(イ) 本件明細書Ⅱによれば、従来、背凭れ部を有する椅子型マッサージ機には、
背凭れ部に施療子を有するマッサージ器を昇降自在に設け、マッサージ器を人体の
背中に沿って移動させながら、モータの回転動力によって施療子に揉み動作及び叩
き動作をさせて、使用者の背中の中央部を施療子で広範囲にマッサージするよう
にしたものがあったところ（【0002】）、本件発明Ⅱは、背凭れ部の左右両側部から
25 それぞれ前方突出し、両突起体の間に前記背凭れ部にもたれた使用者の両腕及び両
腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一対の突起体を備え、そ

の前記内側面には、それぞれ、使用者の両腕の左右外側に対向するとともに、空気の給排気によって膨張収縮する空気式マッサージ具を設け、同空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって使用者の
5 背中に対して左右交互に叩き動作を行うという構成を備えることにより、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、使用者の背中に対して叩き動作を行えるようにすることを目的としている（【0003】 【0004】）。背凭れ部に設けられた左右一对の突起体の内側面に空気式マッサージ具を設けたことにより、本件発明Ⅱによれば、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時
10 に、前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作を行うことが可能となる（【0007】）。

発明を実施するための最良の形態のうち、参考発明に関するものは、マッサージ具41が背凭れ部4の両側部に設けられているものであって、マッサージ器8を昇降させながら、施療子9による叩き動作や揉み動作によって人体の背中の中央部を
15 比較的強くマッサージできると同時に、マッサージ具41に空気を給排することにより、背中の両側部を指圧動作等によってソフトにマッサージすることができることとされているところ（【0018】 【0021】 【0025】）、本件発明Ⅱの実施の形態も、マッサージ具41の設置位置の他は同様の構成であるとされているので、本件発明Ⅱの実施の形態における作用効果も、機械式マッサージ器8による強いマッサージ動
20 作と、空気式マッサージ具41によるソフトなマッサージ動作とが同時発現することにより、両者のマッサージ効果を同時に受けることができることにあるものと認められる（【0027】）。

(ウ) 構成要件Hの記載内容、本件発明Ⅱの目的や効果、本件明細書Ⅱ中の実施の形態に係る記載内容に照らすと、「前記空気式マッサージ具が、…膨張して、…押
25 圧して、…挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」とは、空気式マッサージ具が膨張して押圧して挟む動作と左右の施療子

による叩き動作が、同時に発現する動作態様を意味しているものと解するのが相当である。

イ(ア) 被告は、構成要件Hの規定から、空気式マッサージ具が「膨張」→「押圧」→「挟み」という動作を行い、空気式マッサージ具の「挟み」動作と同時に左右の施療子が「叩き動作」を行う、という一連の動作手順を規定し、これらを必須要素として含んでいる旨を主張する。

しかし、空気式マッサージ具が「使用者の両腕の外側」から「挟む」動作を行うためには、空気式マッサージ具が着座している使用者の両腕に接するべく左右方向内方に十分膨張し、「使用者の両腕の外側」を押圧する状態になっている必要があることから、「…膨張して…押圧して…挟み」との記載は、「挟み」動作を実現する態様を表しているとは解するのが自然であり、「膨張」→「押圧」→「挟み」という時系列の各動作順序を必須要素としているとまでは認め難い。また、「挟みつつ、それと同時に、…叩き動作行う」と規定していることから、同時に並行して行われる動作の対象は、「挟み」と「叩き」動作というべきであって、「膨張」や「押圧」動作がこれに含まれることにはならない。

(イ) 被告は、本件明細書Ⅱの段落【0027】の記載内容を指摘して、①挟み(固定)動作→叩き動作という動作手順、及び、②叩き動作が継続している間の挟み(固定)状態の維持という二つの動作態様が本件発明Ⅱの構成要素であると理解できる旨を主張する。

本件明細書Ⅱの段落【0027】には「空気式のマッサージ具41は、収縮状態から左右方向内方に膨張すると、人体の背中の中中央部をマッサージする施療子9の前方かつ左右方向外側位置において腕の外側を押圧して、マッサージ器8からのマッサージと座部3の空気式マッサージ具45、46からの押圧を受けることができる人体Mが、動かないように固定しつつ、人体Mを両腕の外側から左右に挟むように押圧してマッサージすることができる。この場合、左右一対のマッサージ具41によって人体が左右に動かないように固定することができ、これによって、マッサージ

器 8 によるマッサージ効果を高めることもできる。」と記載される部分がある。しかし、前記ア(イ)のとおり、段落【0027】を含めた本件明細書Ⅱには、本件発明Ⅱの作用効果として、機械式マッサージ器 8 による強いマッサージ動作と、空気式マッサージ具 4 1 によるソフトなマッサージ動作とが同時発現することにより、両者の
5 マッサージ効果を同時に受けることができる旨が記載されているところ、段落【0027】の前記部分の内容は、「マッサージすることができる。」「マッサージ効果を高めることもできる。」などというものであり、前記の基本的な作用効果に加えて、付加的に発生し得る作用効果について記載されたものであると解するのが相当である。

10 (ウ) 被告は、本件特許Ⅱの出願経過に係る、本件発明Ⅱ特有の作用効果に関する原告の説明内容(乙B2、B5)を指摘して、同効果を実現するためには、単に空気式マッサージ具の膨張と左右の施療子の叩き動作とが同時発現するだけでは足りず、空気式マッサージ具と左右の施療子が有機的な関係(①挟み(固定)→叩き動作という動作手順等)をもって動作しなければならない旨を主張する。

15 しかし、証拠(甲B14、乙B2、B5、B20、B21)及び弁論の全趣旨によれば、平成20年12月26日付け意見書(乙B2)及び平成21年6月11日付け手続補正書(乙B5)は、それぞれ平成20年10月20日付け拒絶理由通知書(乙B20)及び平成21年2月3日付け拒絶査定(乙B21)において、特許庁から本件発明Ⅱの進歩性が欠如している旨の指摘を受けたことに対して提出され
20 たものであるところ、原告は、進歩性が認められることを主張するため、前記意見書等において、参考図1及び2を指摘して、右側(左側)の施療子9が叩きのために前進すると、左側(右側)の空気式マッサージ具42が左側外側を押圧する力が瞬間的に強くなる一方、右側(左側)の空気式マッサージ具42が右腕(左腕)外側を押圧する力が瞬間的に弱くなり、これにより左腕(右腕)外側は右(左)方向
25 への叩きを受けるという特有の効果がある旨を説明したことが認められる。そうであるところ、「叩く」は、「つづけて打つ」「(平手や道具で)打ちつける」等の

意味であり（広辞苑第七版）、瞬間的に所定部位に力が加わる事象をいうことに照らすと、前記原告の説明内容は、左右の施療子9、9の動きにより、左右の腕の外側に対して叩き動作（瞬間的に力が加わること）が生じること、すなわち、挟み動作と叩き動作が同時発現することによる効果を説明したものと解するのが相当であ
5 った、それを超えて、空気式マッサージ具と左右の施療子が「挟み（固定）→叩き動作等」という動作手順までをも説明したものと認めるに足りない。

(エ) 被告は、本件審決等の内容を踏まえて構成要件Hの意義を解釈し、また、本件特許IIの審査過程に係る原告の主張内容を指摘して、本件訴訟において当該主張を度外視して本件特許2の技術的範囲について論じることが包袋禁反言の法理等により禁止される旨を主張する（なお、原告は、被告の本件審決等を踏まえた主張は
10 時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである旨を主張するが、被告の前記主張は、時機に後れたものでも訴訟の完結を遅延させるものでもないから、原告の主張は採用できない。）。

しかし、前記アのとおり、構成要件Hの記載内容、本件発明IIの目的や効果、本
15 件明細書II中の実施の形態に係る記載内容に照らして構成要件Hの意義を解釈すると、空気式マッサージ具が膨張して押圧して挟む動作と左右の施療子による叩き動作が、同時に発現する動作態様を意味しているものと解するのが相当であり、本件審決等の内容を踏まえても、かかる認定は左右されない。

また、本件全証拠によっても、原告が本件特許IIの技術的範囲について論じること
20 が包袋禁反言の法理等により禁止されるような事情はうかがえない。

(オ) 以上から、被告の前記主張はいずれも採用できない。

ウ 被告製品IIについて

(ア) 被告製品II-A

証拠（甲B8、乙B24、B27）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品1を
25 際に使用した際、手動コースにおいて、肩エアバッグによる挟む動作ともみ玉による叩き動作とが同時発現する時間帯が存在したこと、●（省略）●もみ玉の叩き動

作が継続して行われることが認められ、被告製品Ⅱ－Aは、肩エアバッグによる挟む動作ともみ玉による叩き動作が同時に発現する現象が一定の頻度で発生するものと考えられるところ、これを覆すに足りる証拠はない。また、被告製品1を実際に使用した際、自動コース（全身コース）のいずれにおいても、●（省略）●このよ
5 うな事実関係に照らすと、被告製品Ⅱ－Aは、自動コースにおいて、もみ玉の動作する時間帯、周期等が使用者の体型等の条件により変動することがあったとしても、もみ玉が叩き動作をする期間と肩エアバッグが挟み動作をする期間が重なる現象が、工程中のいずれかのタイミングにおいて発生するものと認められる。したがって、被告製品Ⅱ－Aは、肩エアバッグによる挟む動作ともみ玉による叩き動作が同
10 時に発現するものと認められる。

被告は、手動コースについて、もみ玉と肩エアバッグの動作を手動で設定したとしても、●（省略）●それらが同時に発現することが否定されるものではない。

また、被告は、自動コースについて、●（省略）●もみ玉の叩き動作と肩エアバッグの動作のタイミングは、使用者の体型等の使用条件によって無限に変動し得る
15 旨を主張する。しかし、前記認定のとおり、両動作の周期が異なるとしても、両動作の期間が重なる現象が発生するものと認められるから、被告の主張は理由がない。

（イ） 被告製品Ⅱ－B

証拠（甲10、11、24、25、乙B27）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品Ⅱ－AとⅡ－Bの構成上の相違は、エアバッグの動作モードの設定可能数と背
20 エアバッグの有無であることが認められ、もみ玉の叩き動作と肩エアバッグの挟み動作に係る構成は共通しているものと認められる。

したがって、被告製品Ⅱ－Bは、被告製品Ⅱ－A同様、手動コース及び自動コースのいずれにおいても、肩エアバッグによる挟み動作ともみ玉による叩き動作が同
時に発現するものと認められる。

25 被告は、被告製品Ⅱ－Aと同様に、被告製品Ⅱ－Bにおいても、揉み玉による叩き動作が継続している一定の時間中、肩エアバッグにより使用者を両腕の外側から

固定する動作態様は実現されていない旨を主張するが、後記(3)のとおり、動作が一定の時間継続していることは要しないと解されるから、被告の主張は理由がない。

(ウ) 被告製品Ⅱ－C

証拠（乙B25、B26）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品23の手動コースでは、もみ玉の叩き動作と肩エアバッグの挟み動作を同時設定することができないこと、●（省略）●その他、被告製品Ⅱ－Cにおいて、肩エアバッグによる挟み動作ともみ玉による叩き動作が同時に発現するものと認めるに足りる証拠はない。

(エ) 被告製品Ⅱ－D

被告製品Ⅱ－Dにおいて、肩エアバッグによる挟み動作ともみ玉による叩き動作が同時に発現するものと認めるに足りる証拠はない。

(オ) 以上から、被告製品Ⅱ－A及びⅡ－Bは、「前記空気式マッサージ具が、…膨張して、…押圧して、…挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって…左右交互に叩き動作行う」の構成を有する。

(3) 「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」（構成要件H）について
ア 前記(2)アのとおり、「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」の部分を含め、構成要件Hは、空気式マッサージ具が膨張して押圧して挟む動作と左右の施療子による叩き動作が、同時に発現する動作態様を意味しているものと解するのが相当である。

イ(ア) 被告は、構成要件上、「押圧」と「挟みつつ」という二つの文言が使い分けられていること、「挟みつつ」は一定の時間が継続することを意味していることを指摘するなどして、「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」とは、空気式マッサージ具が、一定の時間において継続して、使用者の両腕の外側から固定する動作態様を備えることを意味するものと解されると主張する。

しかし、「…つつ」とは、「…しながら」、「二つの動作・作用が同時に並行して行われること」という意味であるから（甲B4の1～B4の3）、「左右に挟みつつ、それと同時に、…叩き動作を行う」とは、その字義どおり、左右に挟むのと

同時に叩き動作を行うことを規定していると解するのが相当であり、それを超えて、一定の継続した時間、使用者の両腕を固定することを規定しているとは認めるに足りない。

(イ) 被告は、原告が、本件特許Ⅱの出願手続に係る平成18年9月12日付け上
5 申書(乙B18)において説明した作用効果を実現するためには、空気式マッサージ具が使用者を単に「押圧」するのみならず、使用者を両腕の外側から固定する動作を行うこと等が必要である旨を主張する。

証拠(乙B18、B19)及び弁論の全趣旨によれば、被告が指摘する同日付け
上申書(乙B18)は、同日付けの手續補正書(乙B19)と同時に提出され、前
10 記補正書による特許請求の範囲及び明細書についての補正の根拠を示すこと等を目的とするものであって、作用効果について「空気式のマッサージ具41によって、腕A、Aの外側から人体を左右に挟んで、マッサージ器8からのマッサージを受ける人体Mが動かないようにすることができる。」、「揉み動作又は叩き動作によつて、背凭れ部に凭れている使用者が前方へ逃げることを防止できる。」との記載が
15 あることが認められる。しかし、かかる記載は、同手續補正書提出時における請求項の記載である「前記空気式のマッサージ具は、…施療子による揉み動作又は叩き動作を受ける人体が動かないように固定しつつ、腕の外側を左右に挟むように押圧してマッサージする」との記載に対応する作用効果であつて、その後、「…固定しつつ、…挟むように押圧してマッサージする」との構成は「挟みつつ、それと同時
20 に…叩き動作を行う」との構成に補正され、構成要件Hの文言となったものである(甲B9～B15)。そうすると、前記上申書の記載は、補正前の請求項の記載に基づく作用効果を述べたにすぎず、構成要件Hに対応するものとはいえないから、被告の主張はその前提を欠く。この点を措くとしても、前記上申書の記載は、使用者の人体が動かないようにすることによって、揉みや叩きの動作を十分な力で使用
25 者に与えることができ、マッサージ効果が高まることを説明するものであるが、当該状態が一定の時間継続しなければ効果が発揮されないことは記載されておらず、

その示唆もない。そうであれば、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟む動作と叩き動作が同時発現すれば、発現している期間において叩き動作を十分な力で使用者に与えられることが理解されるから、前記上申書（乙B18）の作用効果に関する記載は、「使用者の胴体を両腕の外側から挟みつつ」（構成要件H）の文言を前
5 記アのとおり解釈することを妨げるものではない。

（ウ） 以上から、被告の前記主張はいずれも採用できない。

ウ 被告製品Ⅱについて

前記(2)ウのとおり、被告製品Ⅱ-A及びⅡ-Bは、手動コース及び自動コースのいずれにおいても、肩エアバッグによる挟み動作ともみ玉による叩き動作が同時に
10 発現するものと認められ、「使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ」の構成を有する。

3 以上から、被告製品Ⅱ-A及びⅡ-Bは、本件発明Ⅱ-1の技術的範囲に属するものと認められる。

被告は、被告製品Ⅱが、本件発明Ⅱ-2に係る構成要件J、本件発明Ⅱ-3に係
15 る構成要件L及びMを充足することについて争うことを明らかにしないものと認められるところ、本件発明Ⅱ-2及びⅡ-3は、本件発明Ⅱ-1の従属項であるから、被告製品Ⅱ-A及びⅡ-Bは、本件発明Ⅱ-2及びⅡ-3の技術的範囲に属するものと認められる。

以上

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4617275号

(P4617275)

(45) 発行日 平成23年1月19日(2011.1.19)

(24) 登録日 平成22年10月29日(2010.10.29)

(51) Int. Cl.

A 6 1 H 7/00 (2006.01)

F 1

A 6 1 H 7/00 3 2 2 D

A 6 1 H 7/00 3 2 3 G

請求項の数 3 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2006-138687 (P2006-138687)	(73) 特許権者	000112406 ファミリー株式会社
(22) 出願日	平成18年5月18日(2006.5.18)		大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
(62) 分割の表示	特願平11-138809の分割	(74) 代理人	110000280 特許業務法人サンクレスト国際特許事務所
原出願日	平成11年5月19日(1999.5.19)		
(65) 公開番号	特開2006-212460 (P2006-212460A)	(72) 発明者	稲田 二千武
(43) 公開日	平成18年8月17日(2006.8.17)		大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目17番 26号 ファミリー株式会社内
審査請求日	平成18年5月19日(2006.5.19)		
審判番号	不服2009-5395 (P2009-5395/J1)		
審判請求日	平成21年3月12日(2009.3.12)		

合議体

審判長 亀丸 広司

審判官 黒石 孝志

審判官 蓮井 雅之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 椅子型マッサージ機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

座部と、

前記座部の後部に設けられた背凭れ部と、

マッサージ用モータの回転動力で叩き動作軸が回転することで、左右の施療子が交互に前後揺動する叩き動作を行う機械式のマッサージ器と、

を備え、

前記マッサージ器が前記背凭れ部内で昇降自在に設けられ、

前記背凭れ部は、機械式の前記マッサージ器の左右両側に位置するとともに、前記背凭れ部にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、前記背凭れ部の左右両側部からそれぞれ前方突出し、両突起体の間に前記背凭れ部にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一対の突起体を備え、

前記左右一対の突起体は、両突起体の間にはめ込まれた使用者の両腕の外側に対向する内側面をそれぞれ備え、

前記左右一対の突起体の前記内側面には、それぞれ、使用者の両腕の左右外側に対向するとともに、空気の給排気によって膨張収縮する空気式マッサージ具が設けられ、

前記空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作を行う

10

20

ことを特徴とする椅子型マッサージ機。

【請求項 2】

前記空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、機械式の前記マッサージ器を昇降させながら前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作を行う。

請求項 1 記載の椅子型マッサージ機。

【請求項 3】

前記座部は、空気の給排気によって使用者を押圧する空気式のマッサージ具を備え、前記左右一対の突起体の前記内側面に設けられた前記空気式マッサージ具は、前記左右の施療子による叩き動作と前記座部の空気式マッサージ具からの押圧とを受ける人体の腕の外側から左右に挟むものである。

請求項 1 又は 2 記載の椅子型マッサージ機。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、椅子型マッサージ機に関するものである。

【背景技術】

【0002】

背凭れ部を有する従来の椅子型マッサージ機には、背凭れ部に施療子を有するマッサージ器を昇降自在に設け、マッサージ器を人体の背中に沿って移動させながら、モータの回転動力によって施療子を揉み動作及び叩き動作させて、使用者の背中の中央部を施療子で広範囲にマッサージするようにしたものがある。この場合、使用者の背中の中央部をマッサージするには、比較的強く揉んだり叩いたりする必要から、施療子を激しく動かすことのできるモータ等を備えた機械式その他のマッサージ器を使用し、これを昇降自在にしている。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

本発明は、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、使用者の背中に対して叩き動作を行えるようにする。

【課題を解決するための手段】

【0004】

本発明は、座部と、前記座部の後部に設けられた背凭れ部と、マッサージ用モータの回転動力で叩き動作軸が回転することで、左右の施療子が交互に前後揺動する叩き動作を行う機械式のマッサージ器と、を備え、前記マッサージ器が前記背凭れ部内で昇降自在に設けられ、前記背凭れ部は、機械式の前記マッサージ器の左右両側に位置するとともに、前記背凭れ部にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、前記背凭れ部の左右両側部からそれぞれ前方突出し、両突起体の間に前記背凭れ部にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一対の突起体を備え、前記左右一対の突起体は、両突起体の間にはめ込まれた使用者の両腕の外側に対向する内側面をそれぞれ備え、前記左右一対の突起体の前記内側面には、それぞれ、使用者の両腕の左右外側に対向するとともに、空気の給排気によって膨張収縮する空気式マッサージ具が設けられ、前記空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作を行うことを特徴とするマッサージ機である。

【0005】

前記空気式マッサージ具が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から

左右に挟みつつ、それと同時に、機械式の前記マッサージ器を昇降させながら前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行うのが好ましい。

【0006】

前記座部は、空気の給排気によって使用者を押圧する空気式のマッサージ具を備え、前記左右一对の突起体の前記内側面に設けられた前記空気式マッサージ具は、前記左右の施療子による叩き動作と前記座部の空気式マッサージ具からの押圧とを受ける人体の腕の外側から左右に挟むものであるのが好ましい。

【発明の効果】

【0007】

本発明によれば、背凭れ部に設けられた左右一对の突起体の内側面に空気式マッサージ具を設けたので、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行うことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

以下では、まず参考的に開示する発明（以下、「参考発明」という）の実施形態を説明し、その後、本発明の実施形態を説明する。

図1及び図2は、参考発明に係る椅子型マッサージ機1の全体構成を示している。図1及び図2において、椅子型マッサージ機1は、脚体2により支持された座部3と、座部3の後部に設けられた背凭れ部4と、座部3の前部下方に設けられたフットレスト5と、座部3の左右両側に設けられたひじ掛け部6とを具備している。背凭れ部4は、リクライニング装置7により座部3後端部側を支点としてリクライニング可能に構成されている。

【0009】

背凭れ部4の左右中央部に機械式のマッサージ器8が昇降自在に内蔵されている。マッサージ器8は、図4にも示す如く複数の施療子（揉み玉、マッサージ用のローラ）9と、マッサージ用モータ10と、マッサージ用モータ10の回転動力を施療子9に伝達して該各施療子9に揉み動作や叩き動作をさせる伝動機構11と、支持枠14とを有し、マッサージ器8は、昇降手段13により背凭れ部4内を上下移動（昇降）可能に構成されている。昇降手段13は、マッサージ器8の支持枠14に螺合した送りねじ15を昇降モータ16で回転させることによって、マッサージ器8を昇降させる機構を採用してある。

【0010】

なお、この昇降手段13は、巻き掛け駆動機構やラックとピニオンとの噛合構造、又は流体圧シリンダ等を用いた昇降駆動構造等を用いたものに置換することも可能である。マッサージ器8の伝動機構11は、図4～図6に示すように左右両側へ揉み動作軸19及び叩き動作軸20を突出させた駆動ユニット21と、上記の動作軸19、20によって保持された左右一对の駆動アーム25と、各駆動アーム25の先端部に固定された支持アーム26とを有し、支持アーム26の上下両端部に上記施療子9が取り付けられている。

【0011】

上記した駆動ユニット21は、マッサージ用モータ10による回転動力から揉み動作軸19を介して駆動アーム25に左右動成分を取り出すことで揉み動作を行わせる状態と、マッサージ用モータ10による回転動力から叩き動作軸20を介して駆動アーム25に前後揺動成分を取り出すことで叩き動作を行わせる状態とを、所望に応じて切換可能になっている。前記動作軸19、20は左右方向に互いに平行に配置されていて、駆動ユニット21のケースに夫々軸受を介して回転自在に支持されている。これらの動作軸19、20は、マッサージ用モータ10により伝動機構11を介して一方が選択されて図6に示す矢印A又はBの方向に回転駆動を受けるようになっている。

【0012】

叩き動作軸20の両端部に互いに逆方向に偏心した偏心軸部20A、20Aが設けられ、揉み動作軸19の両端部に傾斜軸部19A、19Aが設けられている。叩き動作軸20の偏心軸部20Aと揉み動作軸19の傾斜軸部19Aはリンク機構28によって連結されている。リンク機構28は板状の駆動アーム25と、該駆動アーム25に連結されたボ-

ルジョイント 29 と、該ボールジョイント 29 の軸部にピン 30 で連結された連結アーム 31 とで成っている。上記駆動アーム 25 は傾斜軸部 19A に回転自在に支持され、連結アーム 31 は偏心軸部 20A に揺動自在に取り付けられている。

【0013】

かくして、叩き動作軸 20 が A 方向に回転すると、該叩き動作軸 20 の偏心軸部 20A は連結アーム 31、ボールジョイント 29、駆動アーム 25 及び支持アーム 26 を介して施療子 9 を A1 方向に往復動せしめる。これにより施療子 9 は叩き運動を行う。なお、一方の偏心軸部 20A は他方の偏心軸部 20A に対して互いに反対方向に偏心しているので、左右に対応する施療子 9 は交互に叩き動作をする。次に、揉み動作軸 19 が回転動力を受けると、傾斜軸部 19A は、円錐面を描くように回転するので、駆動アーム 25 はボールジョイント 29 を支点にして往復揺動運動を行い、その結果、左右に対応する施療子 9 は互いに接離するように B1 方向に往復揺動し、揉み動作をする。

10

【0014】

揉み動作軸 19 及び叩き動作軸 20 の一方を選択して回転させる機構は、例えば図 6 に示すように構成されている。図 6 において、叩き動作軸 20 にはねじ歯車 33 が取り付けられ、揉み動作軸 19 にはウォーム歯車 34 が取り付けられている。上記叩き動作軸 20 及び揉み動作軸 19 の後方又は前方には上下方向に延びる案内軸 35 が配設され、該案内軸 35 には、上記ねじ歯車 33 と噛合するねじ歯車 36 と、上記ウォーム歯車 34 と噛合するウォーム 37 とが、上記案内軸 35 に対して回転自在に設けられている。

【0015】

案内軸 35 上のねじ歯車 36 とウォーム 37 には互いに向かい合う端面に、クラッチとして機能する係合歯部 36A、37A がそれぞれ形成されている。上記案内軸 35 には、上記ねじ歯車 36 とウォーム 37 との間の部分に台形ネジ部 39 が形成されており、ここに可動はすば歯車 40 がその内径で螺合している。該可動はすば歯車 40 の両端面には、上記係止歯部 36A、37A と解除可能に係合する係合歯部 40A、40A が形成されている。上記案内軸 35 と平行に回転駆動軸 43 が設けられていて、回転駆動軸 43 は、前記マッサージ用モータ 10 によってプーリ及びベルト等を介して矢印 P、Q の方向に切り代えて回転駆動されるようになっている。

20

【0016】

回転駆動軸 43 にははすば歯車 44 が取り付けられており、上記可動はすば歯車 40 の外周面のはすばと噛合しており、回転駆動軸 43 を P 方向に回転すると、はすば歯車 44 と噛合している可動斜視歯車 40 は回転するとともに案内軸 35 の台形ネジ部 39 上を R 方向に移動し、該可動はすば歯車 40 の係合歯部 40A がねじ歯車 36 の係合歯部 36A と係合して該ねじ歯車 36 は回転駆動される。その結果、ねじ歯車 36 と噛合するねじ歯車 33 が取り付けられている叩き動作軸 20 が A 方向に回転することとなる。次に、回転駆動軸 43 を P 方向とは逆の Q 方向に回転させると、可動はすば歯車 40 は、上記の動作とは逆に、R 方向とは反対の S 方向に移動し、ウォーム 37 と係合して上記揉み動作軸 19 を B 方向に回転させる。

30

【0017】

かくして、回転駆動軸 43 を正逆回転させて可動はすば歯車 40 を R、S 方向に一方へ選択的に移動させることにより、叩き動作軸 20 又は揉み動作軸 19 の一方を回転せしめ、複数の施療子 9 で叩き動作あるいは揉み動作を行うことができる。なお、上記ねじ歯車 33、36 はほぼ同じ歯数になっているので、単位時間当たり比較的多い回数で叩き動作をするのに対し、ウォーム 37 からウォーム歯車 34 へは大きく減速されて回転力が伝達されるので揉み動作はゆっくりと行われる。

40

【0018】

図 1 及び図 3 に示すように、前記背凭れ部 4 の両側部に、人体の背中の両側部をマッサージするための空気式のマッサージ具 41 が左右一対設けられている。左右一対の各マッサージ具 41 は、袋体により構成した複数（図例では二個）のエアセル 42 を備え、エアセル 42 に空気を供排することによりエアセル 42 は空気圧によって膨張収縮し、空気を

50

供給して膨張させたときに使用者の背中の両側部を押圧するように構成されている（図7及び図8参照）。このマッサージ具は、前記マッサージ器8の両側方に位置して、長く配置されており、人体の背中の両側部を広範囲にマッサージできるようになっている。

【0019】

図1及び図2において、前記座部3には、後ろ寄りに2個の空気式のマッサージ具45が設けられ、前寄りに2個の空気式のマッサージ具46が設けられている。後ろ寄りの各マッサージ具45は、エアセル47と枕状の施療子48とを備え、エアセル47に空気を供給することによりエアセル47は空気圧によって伸縮動作し、施療子48を介して使用者の尻を押圧するように構成されている。前寄りの各マッサージ具46はエアセル49と施療子50とを備え、エアセル49に空気を供給することによりエアセル49は空気圧によって伸縮動作し、施療子50を介して使用者の太ももを押圧するようにになっている。

10

【0020】

前記フットレスト5には、左右の足を別々に挟持することができる溝形の足保持部51、51が設けられており、各足保持部51、51の座部5寄りの底壁52に、空気式のマッサージ具53がそれぞれ設けられ、各マッサージ具53はエアセル54と施療子55とを備えている。各足保持部51、51の先端側の対向側壁57に空気式のマッサージ具58がそれぞれ対向して2個ずつ、計4個設けられ、各マッサージ具58はエアセル59と施療子60とを夫々備えている。各マッサージ具53、58のエアセル54、59は膨張・伸縮により脚を押圧するためのものであり、特に、座部寄りのエアセル54は施療子55を介してふくらはぎ裏を押圧し、先端側のエアセル59は足首を挟持状に押圧する。

20

【0021】

前記エアセル42、47、49、54、59の膨張・収縮は、座部3の下方に配置したコンプレッサー61からの給排気により行われ、コンプレッサー61からの給気・排気の切り替えは図示省略の制御部により制御されるバルブによって夫々別個に行われるように構成されている。上記実施の形態によれば、マッサージ器8を昇降させながら、施療子9による叩き動作や揉み動作によって人体の背中の中央部を比較的強くマッサージできると同時に、マッサージ具41に空気を給排することにより、背中の両側部を指圧動作等によってソフトにマッサージすることができる。しかも、マッサージ具41によって、人体の背中の中央部以外の背中の両側部を広範囲にマッサージすることができる。

【0022】

なお、図7に示すように、前記左右一対のマッサージ具41の離間幅を狭く設定しておくことにより、人体Mに背中の両側部を後側から前方に押すようにマッサージできると共に、図8に示すように、左右一対のマッサージ具41の離間幅を比較的広く設定しておくことにより、人体Mの背中の両側部を左右に挟むように押圧することができ、この場合、左右一対のマッサージ具41によって人体が左右に動かないように固定することができ、これによって、マッサージ器8によるマッサージ効果を高めることができる。

30

【0023】

図9及び図10は参考発明の他の実施の形態を示し、背凭れ部4の前面に沿うように配置される背パッド67が、背凭れ部4に対して着脱自在に装着されている。また、前記実施の形態の場合と同様に、マッサージ器8が、マッサージ機の背凭れ部4の左右中央部に昇降自在に設けられ、前記空気式のマッサージ具41が、マッサージ器8の両側方に位置するように、背パッド67の両側部に設けられている。この空気式のマッサージ具41は、前記実施の形態の場合と同様に人体の背中の両側部を広範囲にマッサージできるように、上下に長く配置されている。

40

【0024】

前記座部3内部には、エア駆動式のマッサージ部70が設けられている。マッサージ部70は、座部3の前後に設けられた2つのエアセル71、72から構成されている。これらのエアセル71、72は袋体により構成され、空気の給排気により膨張・収縮するものであって、後側のエアセル71は使用者の尻を押圧し、前側のエアセル72は太股を押圧する。前記フットレスト5は、左右の脚を別々に挟持することができる溝形の脚保持部7

50

4, 74 が設けられており、各脚保持部 74, 74 にエア駆動式のマッサージ部 80 がそれぞれ設けられている。これらのマッサージ部 80 は、脚保持部 74, 74 の底壁に設けられたエアセル 81 と、脚保持部 74, 74 の両側壁に設けられたエアセル 82 とから構成されている。これらのエアセル 81, 82 も袋体により構成され、空気の給排気により膨張・収縮するものであり、底壁のエアセル 81 はふくらはぎ裏を押圧し、側壁のエアセル 82 は足首を挟持状に押圧する。

【0025】

なお、前記エアセル 42, 71, 72, 81, 82 の膨張・収縮は、座部 3 の下方に配置されたコンプレッサ（図示省略）によって行われ、コンプレッサからの給気・排気の切り替えは制御部（図示省略）によって制御される電磁弁（図示省略）によって行われる。その他の点は前記実施の形態の場合と同様の構成であり、前記実施の形態の場合と同様に、マッサージ器 8 を昇降させながら、施療子 9 による叩き動作や揉み動作によって人体の背中の中央部を比較的強くマッサージできると同時に、マッサージ具 41 に空気を給排することにより、背中の両側部を指圧動作等によってソフトにマッサージすることができる。しかも、マッサージ具 41 によって、人体の背中の中央部以外の背中の両側部を広範囲にマッサージすることができる。

【0026】

図 11 は本発明の実施の形態を示し、背凭れ部 4 の両側部に、前方突出した左右一対の突起体 91 を設け、この突起体 91 間に使用者の腕を含めた人体 M をはめ込めるようにしている。

すなわち、背凭れ部 4 は、機械式の前記マッサージ器 8 の左右両側に位置するとともに、背凭れ部 4 にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、背凭れ部 4 の左右両側部からそれぞれ前方突出し、両突起体 91, 91 の間に背凭れ部 4 にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一対の突起体 91, 91 を備えている。

また、前記参考発明の実施の形態の場合と同様に、マッサージ器 8 が、マッサージ機の背凭れ部 4 の左右中央部に昇降自在に設けられ、前記空気式のマッサージ具 41 が、マッサージ器 8 の両側方に位置するように、左右一対の突起体 91 の内側面側に対向するように設けられている。この空気式のマッサージ具 41 は、前記参考発明の実施の形態の場合と同様に人体の背中の両側部を広範囲にマッサージできるように、上下に長く配置されている。

【0027】

その他の点は前記図 1～図 6 の参考発明の実施の形態の場合と同様の構成であり、前記実施の形態の場合と同様に、マッサージ器 8 を昇降させながら、施療子 9 による叩き動作や揉み動作によって人体の背中の中央部を比較的強くマッサージできる。特に、マッサージ機 8 は、マッサージ用モータ 10 の回転動力で叩き動作軸 20 が回転することで、左右の施療子 9, 9 が交互に前後揺動する叩き動作を行うことができる。

また、マッサージ具 41 を左右方向内方に膨張させて、マッサージ具 41 によって、人体 M の背中の両側部（両脇乃至両腕）を左右に挟むように押圧しながらソフトにマッサージすることができる。

すなわち、空気式のマッサージ具 41 は、収縮状態から左右方向内方に膨張すると、人体の背中の中央部をマッサージする施療子 9 の前方かつ左右方向外側位置において腕の外側を押圧して、マッサージ器 8 からのマッサージと座部 3 の空気式マッサージ具 45, 46 からの押圧を受けることができる人体 M が、動かないように固定しつつ、人体 M を両腕の外側から左右に挟むように押圧してマッサージすることができる。

この場合、左右一対のマッサージ具 41 によって人体が左右に動かないように固定することができ、これによって、マッサージ器 8 によるマッサージ効果を高めることもできる。

つまり、前記空気式マッサージ具 41, 41 が、左右方向内方に膨張して、前記左右の施療子 9, 9 の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用

者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、それと同時に、前記左右の施療子 9、9 によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作行うことができる。

【0028】

図 12 は参考発明の他の実施の形態を示し、背凭れ部 4 の左右中央部に、前記マッサージ器 8 に代えて、空気式のマッサージ具 9 5 が、人体の背中の中央部に沿うように上下方向に複数個（図例では 4 個）ずつ二列に設けられ、各マッサージ具 9 5 は、前後に伸縮するように蛇腹に形成された円筒状のエアセル 9 7 と、椀状の施療子 9 8 とを備え、エアセル 9 7 に空気を給排することによりエアセル 9 7 は空気圧によって前方に伸縮動作し、施療子 9 8 を介して使用者の背中の中央部を強く押圧するように構成されている。

【0029】

そして、背凭れ部 4 の両側部に、人体の背中の両側部をマッサージするための空気式のマッサージ具 4 1 が左右一対設けられている。このマッサージ具 4 1 は、前記実施の形態の場合と同様に、袋体により構成した複数のエアセル 4 2 を備え、エアセル 4 2 に空気を供給することによりエアセル 4 2 は空気圧によって膨張収縮し、空気を供給して膨張させたときに使用者の背中の両側部を押圧するように構成されている。このマッサージ具 4 1 は、前記マッサージ器 8 の両側方に位置して、上下に長く配置されており、人体の背中の両側部を広範囲にマッサージできるようになっている。

【0030】

なお、この場合、座部 3 にマッサージ具は設けられていないが、前記実施形態の場合と同様に、マッサージ具を設けるようにしてもよい。ところで、本発明は、上記実施の形態に限定されるものではない。例えば、マッサージ器 8 は、叩き動作だけを行う構成としてもよいし、また揉み動作だけを行う構成としてもよい。

【0031】

また、前記実施の形態では、左右一対の各マッサージ具 4 1 は、複数のエアセル 4 2 を備えているが、これに代え、各マッサージ具 4 1 を細長い一個のエアセル 4 2 により構成するようにしてもよい。また、エアセル 4 2 により構成した短いマッサージ具 4 1 を複数個間隔をおいて長く配置し、これにより、マッサージ具 4 1 を構成して、人体の背中の両側部を広範囲にマッサージできるようにしてもよい。

【0032】

さらに、前記図 1～図 6 に示す実施の形態では、背凭れ部 4 の左右中央部にマッサージ器 8 を設け、該マッサージ器 8 の両側方に位置するように、空気式のマッサージ具 4 1 を背凭れ部 4 の左右両側部に設けているが、空気式のマッサージ具 4 1 は、背凭れ部 4 の両側部以外の場所、例えばマッサージ器 8 の上方又は下方に位置するように、背凭れ部 4 の上部又は下部その他の位置に設けるようにしてもよい。そして、マッサージ具 4 1 を背凭れ部 4 の上部に設けることにより、マッサージ具 4 1 で使用者の頭部をソフトにマッサージすることができ、マッサージ具 4 1 を背凭れ部 4 の下部に設けることにより、マッサージ具 4 1 で使用者の腰の下方をソフトにマッサージすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図 1】 参考発明の一実施の形態を示す正面図である。

【図 2】 同側面図である。

【図 3】 同背凭れ部の概略平面図である。

【図 4】 同マッサージ器の斜視図である。

【図 5】 同マッサージ器の一部を示す正面図である。

【図 6】 同マッサージ器の伝達機構部分の斜視図である。

【図 7】 同作用説明用の背凭れ部の概略平面図である。

【図 8】 同作用説明用の背凭れ部の概略平面図である。

【図 9】 参考発明の他の実施の形態を示す斜視図である。

【図 10】 同背凭れ部の概略平面図である。

【図 11】 本発明の実施の形態を示す背凭れ部の概略平面図である。

10

20

30

40

50

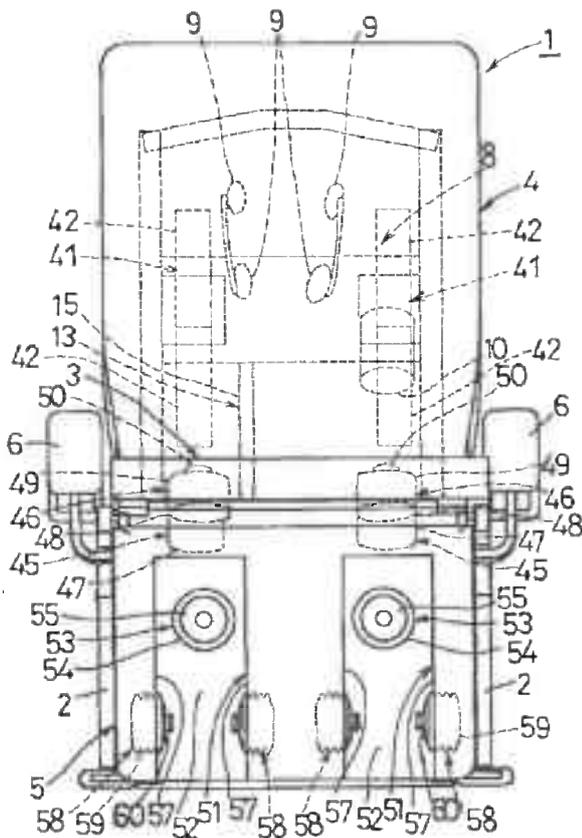
【図12】 参考発明の他の実施の形態を示す斜視図である。

【符号の説明】

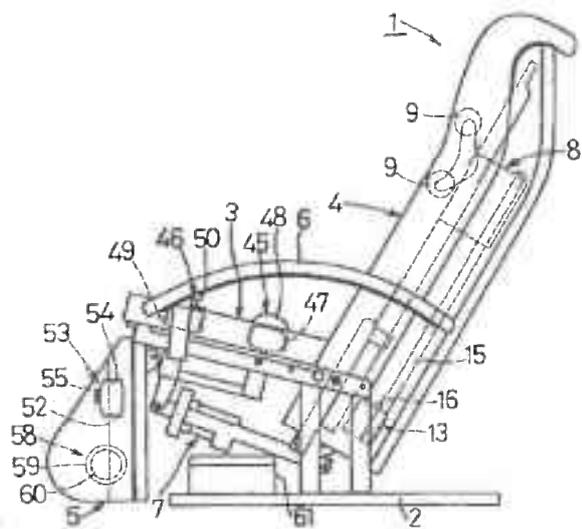
【0034】

- 1 椅子型マッサージ機
- 4 背凭れ部
- 8 機械式のマッサージ器
- 9 施療子
- 41 空気式のマッサージ具

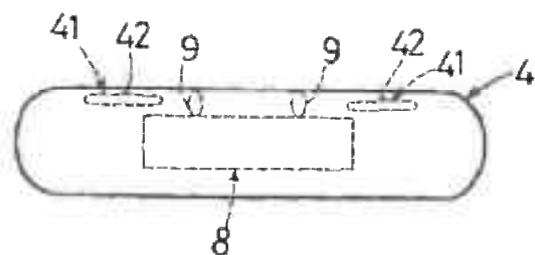
【図1】



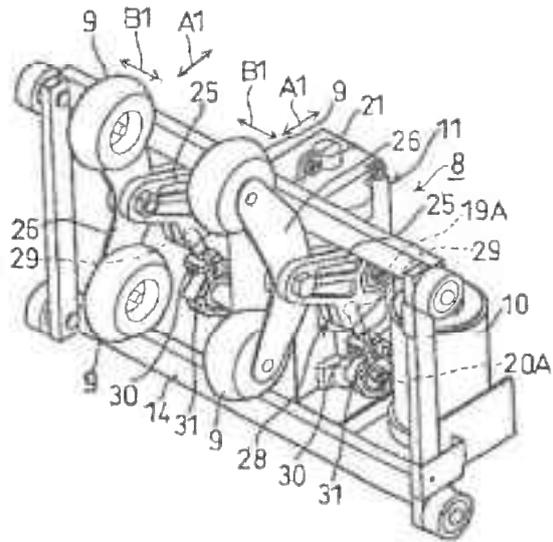
【図2】



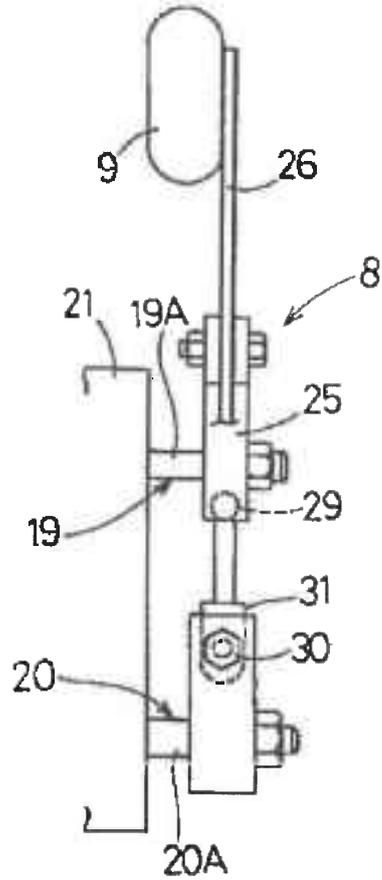
【図3】



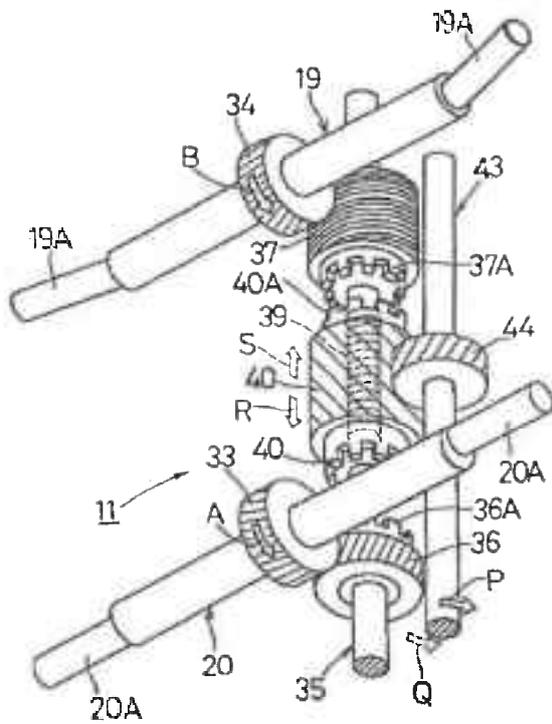
【図4】



【図5】



【図6】



【図7】



【図8】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平9-122193 (JP, A)
特公昭44-13638 (JP, B1)
特開平8-89540 (JP, A)
特開平11-76337 (JP, A)
特開平6-245968 (JP, A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A61H 7/00

(別紙)

被告製品Ⅱ－A説明書（原告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS－1000」（被告製品1）

1 図面の説明

図1 被告製品1の外観及び各部位の説明図

図2 被告製品1のエアバッグの位置及びもみ玉のマッサージ領域を表す斜視図

10 図3 被告製品1の側壁とエアバッグの位置を表す側面図

図4 被告製品1のもみ玉の位置を示す外観斜視図

図5 被告製品1のリモコン全体を表わす図

2 被告製品1の構成の説明

15 図1に示すようにマッサージチェアであり、「座部」と座部の後部に「背もたれ部」が設けられている。また、図2に示すように、「座部」には座部エアバッグ（「座部の空気式マッサージ具」に相当）を備えている。

「背もたれ部」の内部（背パッドの裏側）には、「機械式のマッサージ器」を備えている。「機械式のマッサージ器」は、マッサージ用モータの
20 回転動力によりもみ玉駆動軸（「叩き動作軸」に相当）が回転することで、左右のもみ玉（「施療子」に相当）が交互に前後に揺動する叩き動作を行う。このマッサージ器は、「背もたれ部」内で昇降自在に設けられている。

「背もたれ部」は、「機械式のマッサージ器」の左右両側に位置するとともに、「背もたれ部」にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置する
25 ように、「背もたれ部」の左右両側部からそれぞれ背もたれ部と連続した湾曲形状で前方へ突出し、両側壁（「突起体」に相当）の間に「背もたれ

部」にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一对の側壁を備えている。左右一对の側壁は、両側壁の間にはめ込まれた使用者の両腕の外側に対向する内側面をそれぞれ備えている。

5 図1、図2に示すように、左右一对の側壁の内側面には、それぞれ使用者の両腕の左右外側に対向するとともに、空気の給排気によって膨張収縮するエアバッグ（「空気式マッサージ具」に相当）が設けられている。該エアバッグは、全てが側壁の内側面に収まっているのではなく、エアバッグの下部は側壁の下端より下方に突出している（図3参照）。

10

3 被告製品1のリモコン操作

(1) 「自動コース」と「手動コース」

動作は予め仕様により決められた手順に沿ってマッサージを行う「自動コース」と、使用者がマッサージ箇所・マッサージ方法等を選択してマ
15 ャッサージを行う「手動コース」とに分かれる。

リモコンの電源をオンにし、リモコンの画面に表われた「自動コース」のコースメニュー選択画面から「30分専門」「全身」「ストレッチ」「首・肩」「腰」を選択して「自動コース」に進む。

「手動コース」を選択して進むには、コースメニューの中から「手動選
20 択」を選択する。

(2) 自動コース

「自動コース」中の「全身コース」には次の各コースが存在し、各コースでの動作態様は次のとおりである。

ア 「全身『極』疲労回復」コース

25 別紙「「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート」に示すように同コース中に「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作が同時発現するよ

うに組み込まれている。

また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

イ 「全身疲労回復」コース

5 別紙「「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート」に示すように同コース中に「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作が同時発現するように組み込まれている。

また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

10 ウ 「全身リフレッシュ」コース

別紙「「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート」に示すように同コース中に「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作が同時発現するように組み込まれている。

15 また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

エ 「全身ソフト」コース

別紙「「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート」に示すように同コース中に「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作が同時発現するように組み込まれている。

20 (3) 手動コース

別紙「「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート」のとおり、次の3種類のパターンを示した。

ア ①肩エア→②背メカ（たたき動作）

イ ①背メカ（たたき動作）→②肩エア

25 ウ ①肩エア→②背メカ（たたき動作）→③背メカ（昇降動作）

「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作は各動作の先後を問わず、同

時に発現している。また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

(4) 被告製品 1 は、手動コースと自動コースのいずれの場合も、次の(a)(b)(c)という動作を、その各動作の先後を問わず、同時に発現する構成を具備する。

5 (a) エアバッグが、左右方向内方に膨張して、左右のもみ玉の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟む。

(b) 機械式のマッサージ器が昇降する。

10 (c) 左右のもみ玉によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作を行う。

(5) 被告製品 II - A が備える、手動コース及び自動コース（全身）の分類は、別紙「特許 2 の被告製品の手動・自動コース（全身）分類」記載のとおりである。

15 ただし、被告製品 4 9 及び 5 0 は被告製品 1 と同じであり、被告製品 6 1 は被告製品 4 6 と同じである。

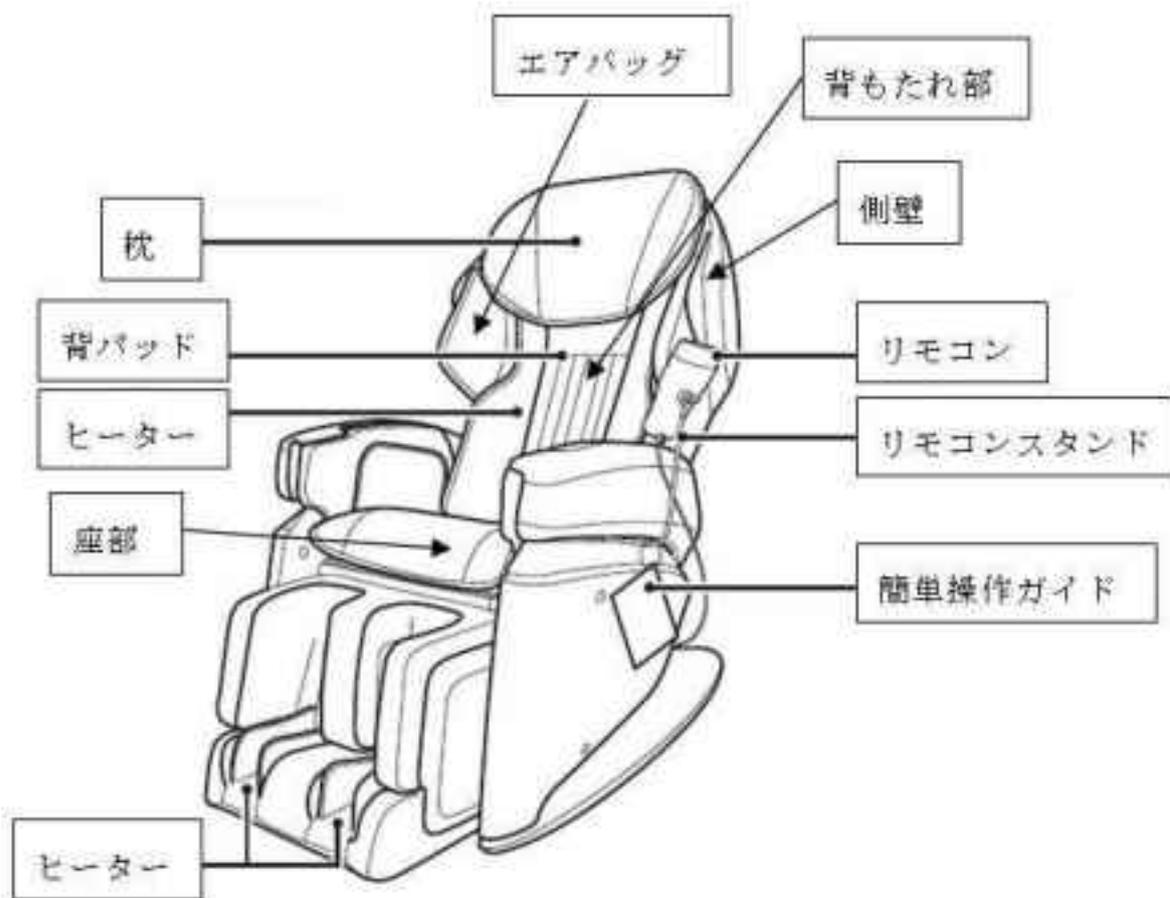


図 1

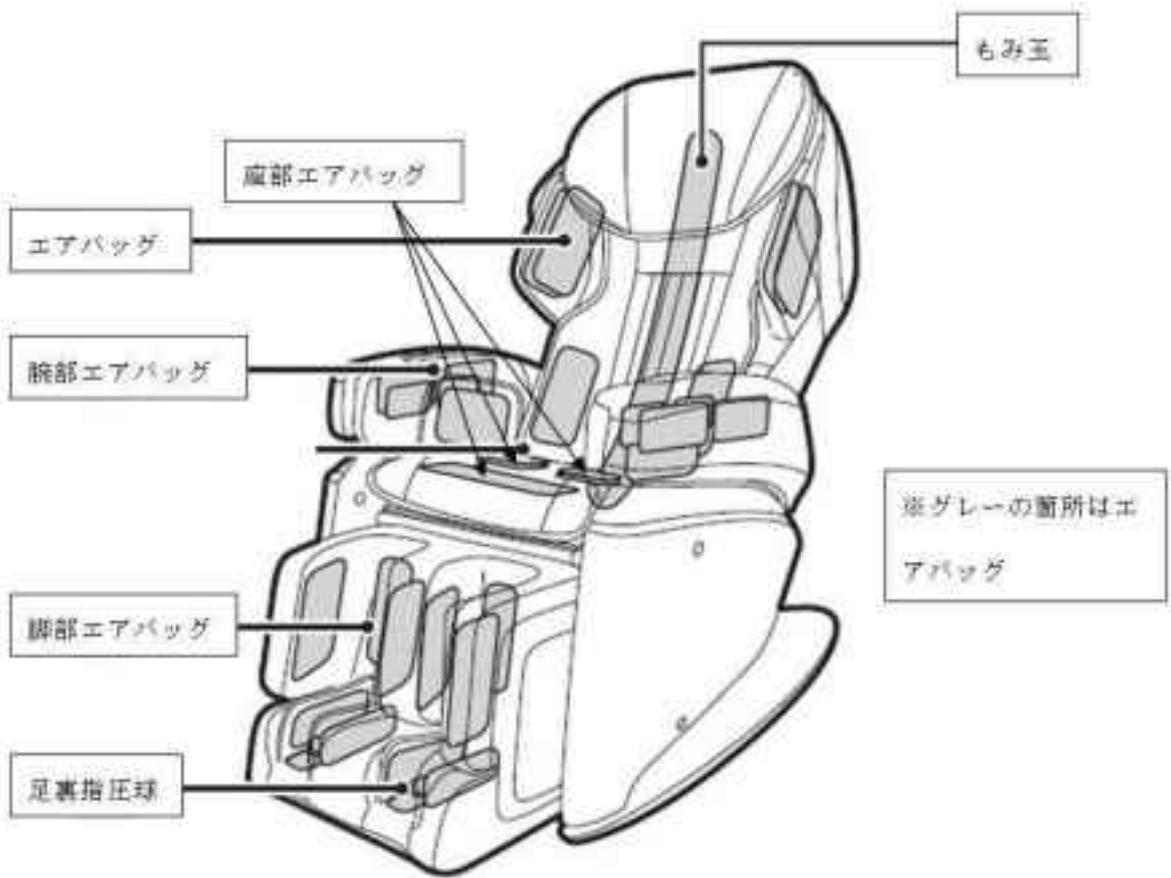


図 2



図 3

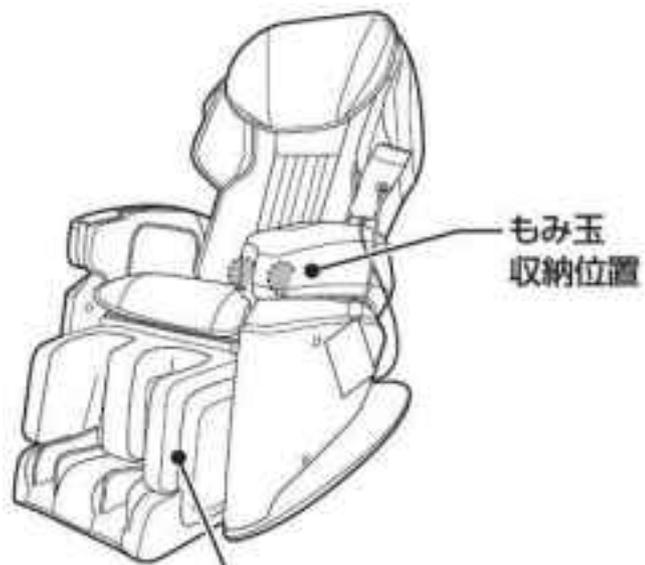


図 4



電源スイッチ

「自動コース」中の「全身」ボタン

手動選択ボタン

図 5

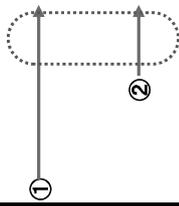
以上

「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート(1/3)

背もたれ部内の機械式のマッサージ器(背メカ)と使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟む動作(肩エア)との関係する動作タイムチャート(特許2に関連する動作)

※電源OFF状態から電源ONボタンを押し、背凭れ部とフットレスト部の動作が完了した状態から、下記①操作を手動コース開始とする。

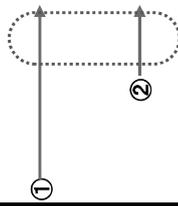
AS-1000
手動コース (①→②)の操作



- ①肩エア
①コースメニュー選択画面において、手動選択を押し
手動選択画面において、エアーマッサージを押し
エア一個別設定画面において、腕エア一・座腰エア一・脚エア一を「OFF」にする。
- ②背メカ(たたき動作)
②手動選択画面において、もみ技選択を押し
基本技1画面において、たたきを押し

※電源OFF状態から電源ONボタンを押し、背凭れ部とフットレスト部の動作が完了した状態から、下記①操作を手動コース開始とする。

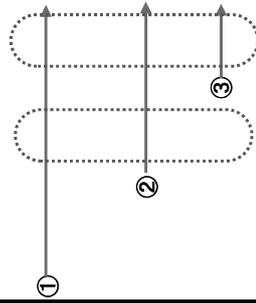
AS-1000
手動コース (①→②)の操作



- ①背メカ(たたき動作)
①コースメニュー選択画面において、手動選択を押し
手動選択画面において、もみ技選択を押し
基本技1画面において、たたきを押し
- ②肩エア
②手動選択画面において、エア一を押し
エア一個別設定画面において、腕エア一・座腰エア一・脚エア一を「OFF」にする。

※電源OFF状態から電源ONボタンを押し、背凭れ部とフットレスト部の動作が完了した状態から、下記①操作を手動コース開始とする。

AS-1000
手動コース (①→②→③)の操作



- ①肩エア
①コースメニュー選択画面において、手動選択を押し
手動選択画面において、エアーマッサージを押し
エア一個別設定画面において、腕エア一・座腰エア一・脚エア一を「OFF」にする。
- ②背メカ(たたき動作)
②手動選択画面において、もみ技選択を押し
基本技1画面において、たたきを押し
- ③背メカ(昇降動作)
③もみ玉位置ボタンの上下ボタン操作
(請求項2に関連する動作)

「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート(2/3)

背もたれ部内の機械式のマッサージ器(背メカ)と使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟む動作(肩エア)との関係する動作タイムチャート (特許2に関連する動作)

AS-1000 全身「極」疲労回復 エア一動作 手もみ	※電源OFF状態から電源ONボタンを押し、背凭れ部とフットレスト部の動作が完了した状態から、コースボタンを押下で動作開始とする。	1分	5分	8分
背メカ(たたき動作)	●(省略)●			
背メカ(昇降動作)				
肩エア●(省略)●	※動作開始時のエア一動作の初期設定は「パルス」であるために、動作開始直後に下記操作を行い、エア一動作を変更する。(取扱説明書P23参照)			
	①表示画面において、「オプション」を選択			
	②コースオプション画面において、「手もみ」を選択			
	③決定を押し、コース画面に戻る。			

AS-1000 全身 疲労回復 エア一動作 手もみ	※電源OFF状態から電源ONボタンを押し、背凭れ部とフットレスト部の動作が完了した状態から、コースボタンを押下で動作開始とする。	1分	5分	8分	10分
背メカ(たたき動作)	●(省略)●				
背メカ(昇降動作)					
肩エア●(省略)●	※動作開始時のエア一動作の初期設定は「パルス」であるために、動作開始直後に下記操作を行い、エア一動作を変更する。(取扱説明書P23参照)				
	①表示画面において、「オプション」を選択				
	②コースオプション画面において、「手もみ」を選択				
	③決定を押し、コース画面に戻る。				

AS-1000 全身 リフレッシュ エア一動作 手もみ	※電源OFF状態から電源ONボタンを押し、背凭れ部とフットレスト部の動作が完了した状態から、コースボタンを押下で動作開始とする。	1分	5分	8分
背メカ(たたき動作)	●(省略)●			
背メカ(昇降動作)				
肩エア●(省略)●	※動作開始時のエア一動作の初期設定は「パルス」であるために、動作開始直後に下記操作を行い、エア一動作を変更する。(取扱説明書P23参照)			
	①表示画面において、「オプション」を選択			
	②コースオプション画面において、「手もみ」を選択			
	③決定を押し、コース画面に戻る。			

「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート(3/3)

背もたれ部内の機械式のマッサージ器(背メカ)と使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟む動作(肩エア)との関係する動作タイムチャート (特許2に関連する動作)

AS-1000 全身ソフト エアー動作 手もみ	1分	5分	8分	11分	13分
背メカ(たたき動作)					
背メカ(昇降動作)					
肩エア●●(省略)●					

●(省略)●

※動作開始時のエアー動作の初期設定は「未設定」であるために、動作開始直後に下記操作を行い、エアー動作を変更する。(取扱説明書P23参照)

- ①表示画面において、「オプション」を選択
- ②コースオプション画面において、「手もみ」を選択
- ③決定を押し、コース画面に戻る。

(別紙)

被告製品Ⅱ－B説明書（原告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS－840」（被告製品8）

1 図面の説明

図1 被告製品8の外観及び部位の説明図

図2 被告製品8のエアバッグの位置及びもみ玉のマッサージ領域を表す斜視図

10 図3 被告製品8のリモコン全体を表す図

2 被告製品8の構成の説明

図1に示すようにマッサージチェアであり、「座部」と座部の後部に「背もたれ部」が設けられている。また、図2に示すように、「座部」には座部エアバッグ（「座部の空気式マッサージ具」に相当）を備えている。

「背もたれ部」の内部（背パッドの裏側）には、「機械式のマッサージ器」を備えている。「機械式マッサージ器」は、マッサージ用モータの回転動力によりもみ玉駆動軸（「叩き動作軸」に相当）が回転することで、左右のもみ玉（「施療子」に相当）が交互に前後に揺動する叩き動作を行う。このマッサージ器は、「背もたれ部」内で昇降自在に設けられている。

「背もたれ部」は、「機械式のマッサージ器」の左右両側に位置するとともに、「背もたれ部」にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、「背もたれ部」の左右両側部からそれぞれ前方へ突出し、両側壁（「突起体」に相当）の間に「背もたれ部」にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体をまとめてはめ込める左右間隔を有する左右一対の側壁を備えている。左右一対の側壁は、両側壁の間にはめ込まれた使用者の両

腕の外側に対向する内側面をそれぞれ備えている。

図 1 に示すように、左右一対の側壁の内側面には、それぞれ使用者の両腕の左右外側に対向するとともに、空気の給排気によって膨張収縮するエアバッグ（「空気式マッサージ具」に相当）が設けられている。該エア

5 バッグは、全てが側壁の内側面に収まっている。

3 被告製品 8 のリモコン操作

(1) 「自動コース」と「手動コース」

動作は予め仕様により決められた手順に沿ってマッサージを行う「自

10 動コース」と、使用者がマッサージ箇所・マッサージ方法等を選択してマ

ッサージを行う「手動コース」とに分かれる。

リモコンの電源をオンにし、「自動」ボタンを押すか、又はリモコンに表れた画面から「自動」を選択して、「決定」ボタンを押して、「首・肩」「全身」「腰」「ストレッチ」を選択して「自動コース」に進む。

15 「手動コース」を選択するには、リモコンの「メカ」ボタンを押すか、又はリモコンに表われた画面から「メカ」を選択して手動操作に進む。

(2) 自動コース

「自動コース」中の「全身コース」には次の各コースが存在し、各コースでの動作態様は、被告製品 II - A 同様、次のとおりである。

20 ア 「全身『極』疲労回復」コース

別紙「「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート」に示すように

● (省略) ●

また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

25 イ 「全身疲労回復」コース

別紙「「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート」に示すように

● (省略) ●

また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

ウ 「全身リフレッシュ」コース

5 別紙「「背メカ」と「肩エア」の各動作タイムチャート」に示すように

● (省略) ●

また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

(3) 手動コース

10 被告製品Ⅱ-A同様、次の3種類のパターンを示す。

ア ①肩エア→②背メカ(たたき動作)

イ ①背メカ(たたき動作)→②肩エア

ウ ①肩エア→②背メカ(たたき動作)→③背メカ(昇降動作)

「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作は各動作の先後を問わず、同
15 時に発現している。また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同
時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

(4) 被告製品8は、手動コースと自動コースのいずれの場合も、次の
(a)(b)(c)という動作を、その各動作の先後を問わず、同時に発現する構成を具備す
る。

20 (a) エアバッグが、左右方向内方に膨張して、左右のもみ玉の前方か
つ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の
胴体を両腕の外側から左右に挟む。

(b) 機械式のマッサージ器が昇降する。

(c) 左右のもみ玉によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動
25 作を行う。

(5) 被告製品Ⅱ-Bが備える、手動コース及び自動コース(全身)の

分類は、別紙「特許 2 の被告製品の手動・自動コース（全身）分類」記載のとおりである。

ただし、被告製品 5 9 は被告製品 9 と同一である。

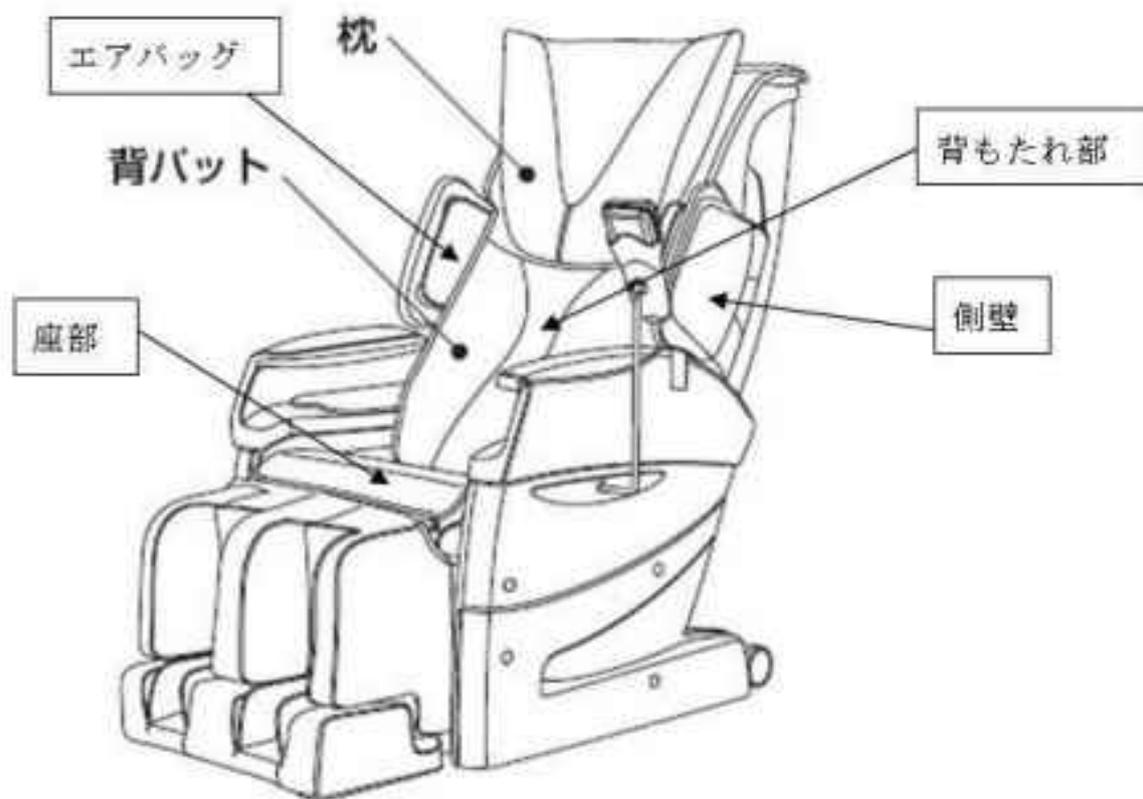


図 1

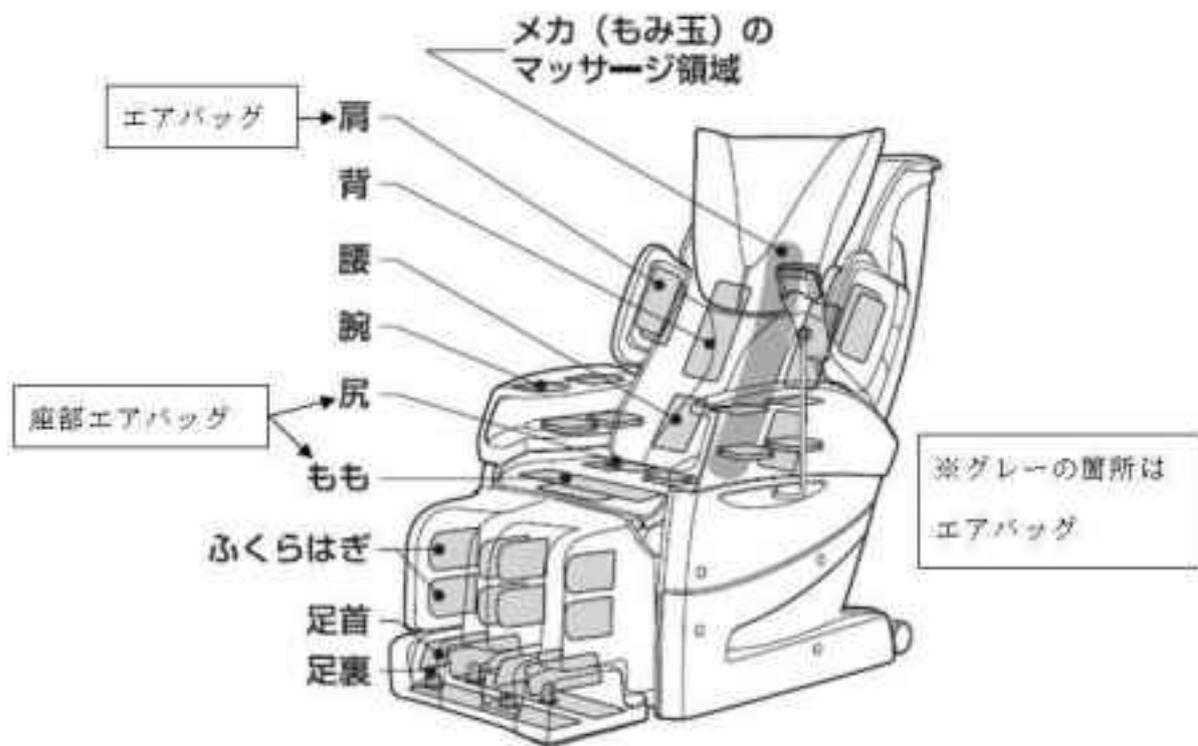


図 2

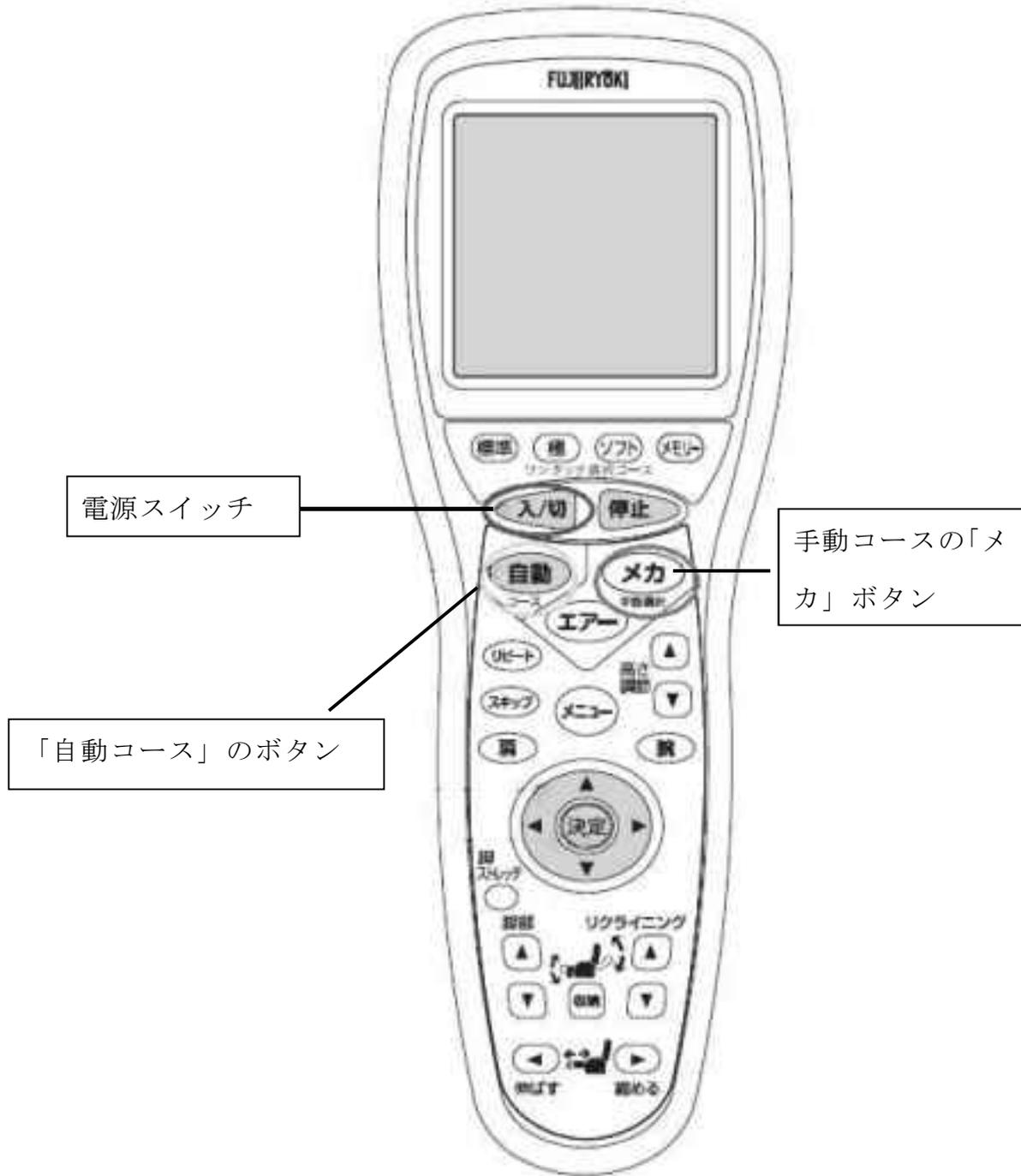


図 3

以上

(別紙)

被告製品Ⅱ－Ｃ説明書（原告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「SKS－70」（被告製品22）

1 図面の説明

図1 被告製品22の外観及び各部位の説明図

図2 被告製品22のエアバッグの位置及びもみ玉のマッサージ領域を表す斜視

10 図

図3 被告製品22のリモコン全体を表す図

2 被告製品22の構成の説明

15 図1(a)に示すように、被告製品22は、マッサージチェアであり、「座部」を備え、更に、座部の後部に「背もたれ部」（「背凭れ部」に相当）を備えている。図2に示すように、座部には座部エアバッグ（「座部の空気式マッサージ具」に相当）を備えている。

20 図1(b)に示すように、背もたれ部の内部（背パッドの裏側）には、「機械式マッサージ器」を備えている。この「機械式マッサージ器」は、マッサージ用モータの回転動力によりもみ玉駆動軸（「叩き動作軸」に相当）が回転することで、左右のもみ玉（「施療子」に相当）が交互に前後に揺動する叩き動作を行う。このマッサージ器は、背もたれ部内で昇降自在に設けられている。

25 背もたれ部は、機械式のマッサージ器の左右両側に位置するとともに、背もたれ部にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、背もたれ部の左右両側部からそれぞれ前方へ突出し、両側壁（「突起体」に

相当) の間に背もたれ部にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体を
まとめてはめ込める左右間隔を有する左右一対の側壁を備えている。左
右一対の側壁は、両側壁の間にはめ込まれた使用者の両腕の外側に対向
する内側面をそれぞれ備えている。

5 図 1 (a)に示すように、左右一対の側壁の内側面には、それぞれ、使用
者の両腕の左右外側に対向するとともに、空気の給排気によって膨張収
縮するエアバッグ(「空気式マッサージ具」に相当)が設けられている。
該エアバッグは、全てが側壁の内側面に収まっている。

10 3 被告製品 2 2 のリモコン操作

(1) 「自動コース」と「手動コース」

動作は予め仕様により決められた手順に沿ってマッサージを行う「自
動コース」と、使用者がマッサージ箇所・マッサージ方法等を選択してマ
ッサージを行う「手動コース」とに分かれる。

15 リモコンの「自動コース」ボタンの中から「全身コース」「肩コース」
「腰コース」「ストレッチ」を選択して「自動コース」に進む。

「手動コース」はリモコンの「手動選択」ボタンの中から好みに応じた
選択ボタンを選択する。

(2) 自動コース

20 ア 「自動コース」の中には、「全身コース」、「肩コース」、「腰コ
ース」、「ストレッチコース」の選択画面があり、このうち「全身コース」
をさらに細分化したコースは存在しない。

イ いずれの選択を行ってもエアバッグが、左右方向内方に膨張して、
左右のもみ玉の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側
25 を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、機械式のマ
ッサージ器を昇降させながら左右のもみ玉によって使用者の背中に対し

て左右交互に叩き動作を同時に行うことができる。

(3) 手動コース

被告製品Ⅱ－A同様、次の3種類のパターンを示す。

ア ①肩エア→②背メカ（たたき動作）

5 イ ①背メカ（たたき動作）→②肩エア

ウ ①肩エア→②背メカ（たたき動作）→③背メカ（昇降動作）

「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作は各動作の先後を問わず、同時に発現している。また、「背メカ」の叩き動作と「肩エア」の動作の同時発現と同時に「背メカ」は昇降する。

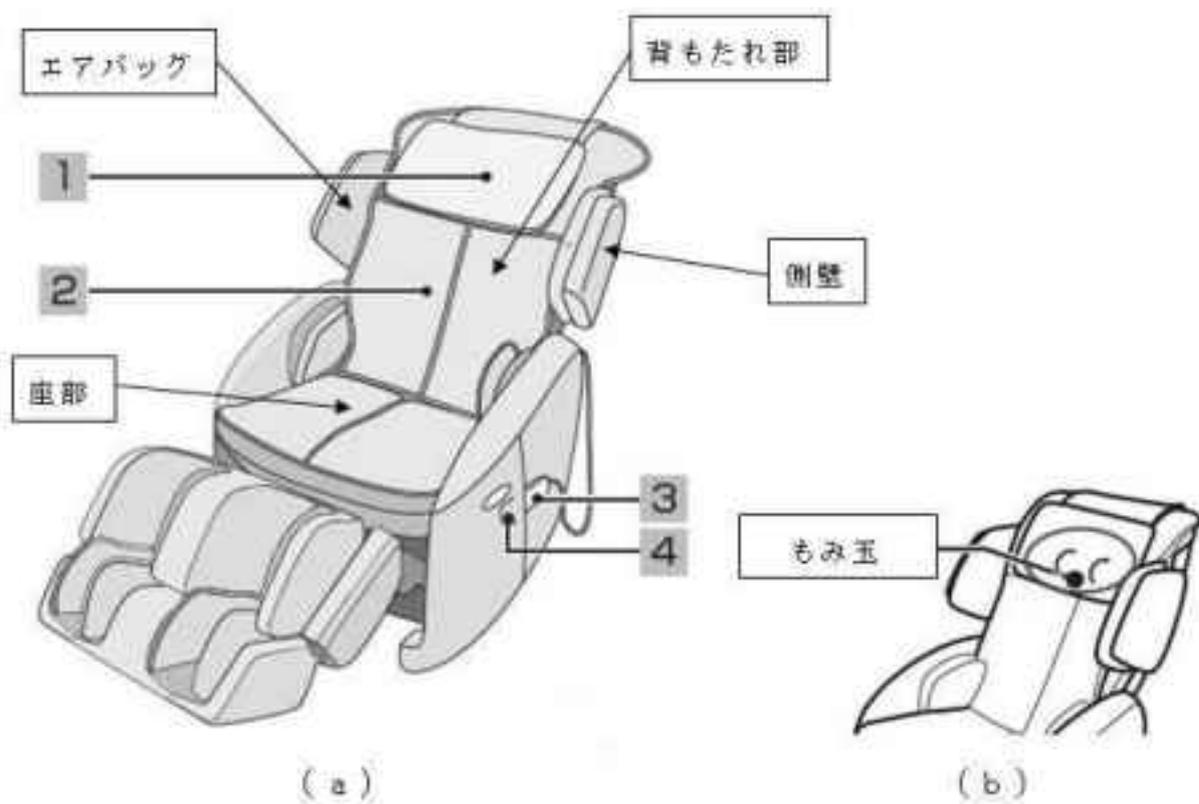
10 (4) 被告製品22は、手動コースと自動コースのいずれの場合も、次の(a)(b)(c)という動作を、その各動作の先後を問わず、同時に発現する構成を具備する。

(a) エアバッグが、左右方向内方に膨張して、左右のもみ玉の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の
15 胴体を両腕の外側から左右に挟む。

(b) 機械式のマッサージ器が昇降する。

(c) 左右のもみ玉によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動作を行う。

(5) 被告製品Ⅱ－Cが備える、手動コース及び自動コース（全身）の
20 分類は、別紙「特許2の被告製品の手動・自動コース（全身）分類」記載のとおりである。



1 枕	マッサージをするときは、後ろに回してください。
2 背パッド	この上にゆったりともたれてください。
3 リモコン	本体の操作を行います。
4 リモコンポケット	リモコンを収納してください。

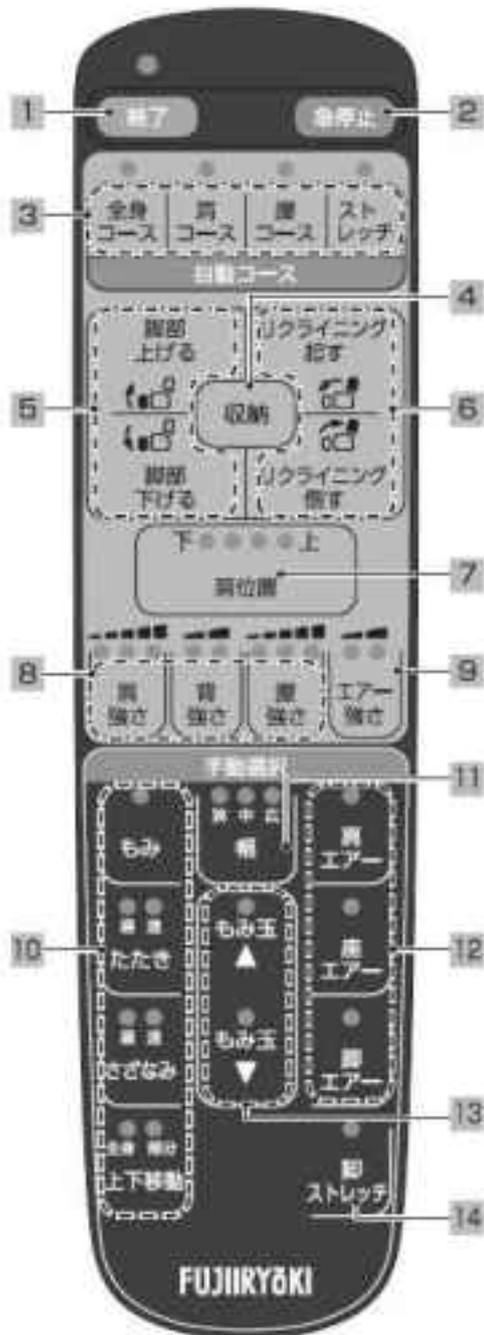
図 1



12	背もたれ部 背中全体のマッサージを行います。
13	肩部 肩部のエアーマッサージを行います。
14	腰部 腰まわり・もも横のエアーマッサージを行います。
15	座部 尻・もも裏のエアーマッサージを行います。
16	脚部(脚もみ時) 脚部のエアーマッサージを行います。

図 2

リモコン



名称	
1	終了ボタン マッサージを途中で終了します。 また、もみ玉を収納位置に移動できます。
2	急停止ボタン 全ての動作を停止します。 (すぐにマッサージを停止したいときに押してください。)
3	自動コース選択ボタン 「全身」「肩」「腰」「ストレッチ」を選択できます。
4	収納ボタン 脚部が下がり、リクライニングが起き上がります。
5	脚部角度調節ボタン 脚部の上げ下げができます。
6	リクライニング角度調節ボタン 背もたれ部のリクライニング角度を調節できます。
7	肩位置調節ボタン 肩位置の高さを調節できます。
8	もみ強さ調節ボタン 「肩」「背」「腰」それぞれのもみ強さを調節 できます。
9	エア強さ調節ボタン エア強さを調節できます。
10	もみ技選択ボタン 「もみ」「たたき」「さざなみ」「上下移動」を 選択できます。
11	もみ幅調節ボタン もみ玉の幅を選択できます。
12	手動エア動作選択ボタン 「肩」「腰」「脚」のエア動作を選択できます。
13	もみ玉上下ボタン もみ玉の位置を調節できます。
14	脚ストレッチボタン 脚ストレッチを入/切できます。

図 3

以上

(別紙)

被告製品Ⅱ-D説明書(原告)

製品名 「マッサージチェア」
5 型式番号 「OH-670」(被告製品24)

1 図面の説明

図1 被告製品24の外観及び各部位の説明図

図2 被告製品24のエアバッグの位置及びもみ玉のマッサージ領域を表す斜視

10 図

図3 被告製品24のリモコン全体を表す図

2 被告製品24の構成の説明

図1(a)に示すように、被告製品24は、マッサージチェアであり、「座
15 部」を備え、更に、座部の後部に背もたれ部(「背凭れ部」に相当)を備
えている。図2に示すように、「座部」には座部エアバッグ(「座部の空
気式マッサージ具」に相当)を備えている。

図1(b)に示すように、背もたれ部の内部(背パッドの裏側)には、「機
械式マッサージ器」を備えている。この「機械式マッサージ器」は、マッ
20 サージ用モータの回転動力によりもみ玉駆動軸(「叩き動作軸」に相当)
が回転することで、左右のもみ玉(「施療子」に相当)が交互に前後に揺
動する叩き動作を行う。このマッサージ器は、背もたれ部内で昇降自在に
設けられている。

背もたれ部は、機械式のマッサージ器の左右両側に位置するとともに、
25 背もたれ部にもたれた使用者よりも左右方向外側に位置するように、背
もたれ部の左右両側部からそれぞれ前方へ突出し、両側壁(「突起体」に

相当) の間に背もたれ部にもたれた使用者の両腕及び両腕の間の胴体を
まとめてはめ込める左右間隔を有する左右一対の側壁を備えている。左
右一対の側壁は、両側壁の間にはめ込まれた使用者の両腕の外側に対向
する内側面をそれぞれ備えている。

5 図 1 (a)、図 2 に示すように、左右一対の側壁の内側面には、それぞれ、
使用者の両腕の左右外側に対向するとともに、空気の給排気によって膨
張収縮するエアバッグ(「空気式マッサージ具」に相当) が設けられてい
る。該エアバッグは、全てが側壁の内側面に収まっている。

10 3 被告製品 2 4 のリモコン操作

(1) 予め仕様により決められた手順に沿ってマッサージを行う「自動
コース」を備えている。なお、使用者がマッサージ箇所・マッサージ方法
等を選択してマッサージを行うメカ(もみ玉)の「手動コース」はない。

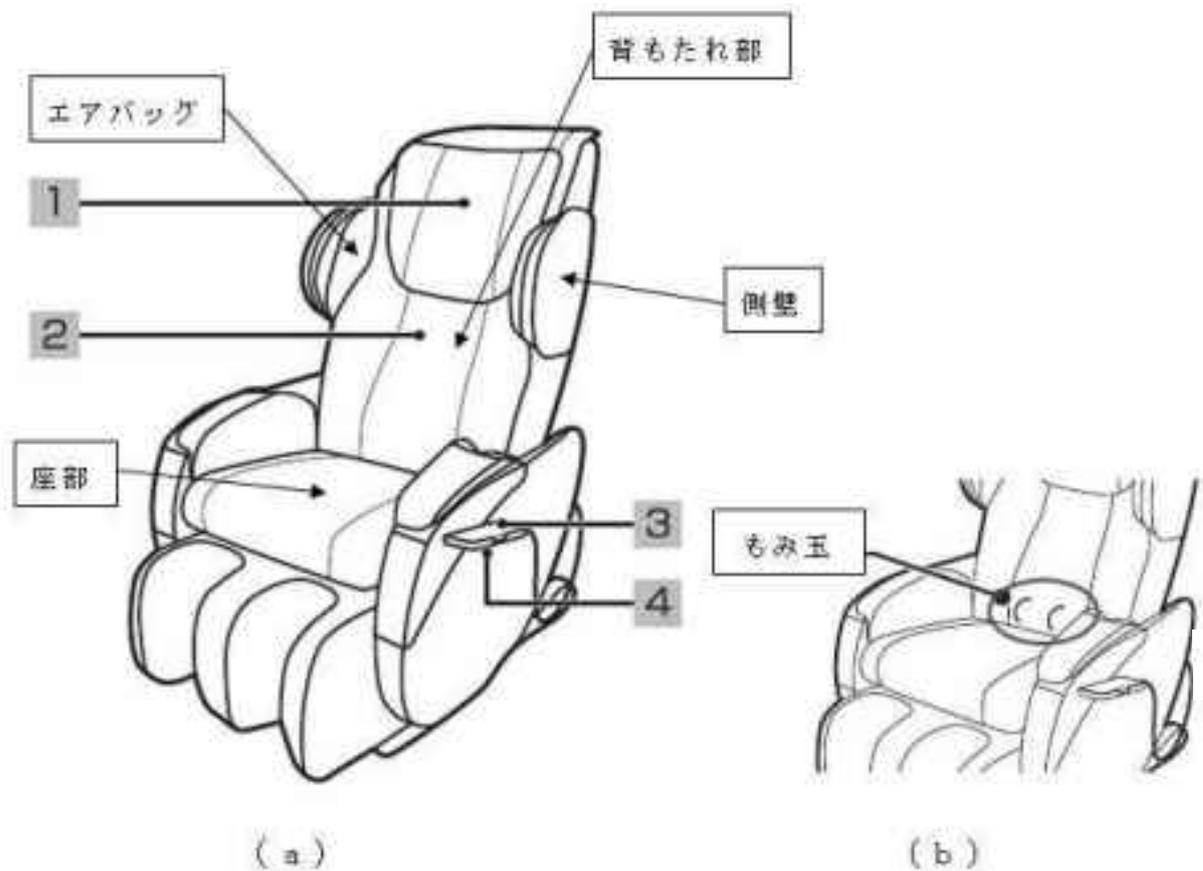
15 リモコンの電源を「入」にし、リモコンの「自動コース」の中から「全
身」、「肩」、「腰」を選択して自動コースに進む。このうち「全身コー
ス」をさらに細分化したコースは存在しない。

(2) いずれの選択を行っても、エアバッグが左右方向内方に膨張し
て、左右のもみ玉の前方かつ左右方向外側位置において使用者の両腕の
外側を押圧して、使用者の胴体を両腕の外側から左右に挟みつつ、機械式
20 のマッサージ器を昇降させながら左右のもみ玉によって使用者の背中に
対して左右交互に叩き動作を同時に行うことができる。

(3) 被告製品 2 4 は、次の(a)(b)(c)という動作を、その各動作の先後を問
わず、同時に発現する構成を具備する。

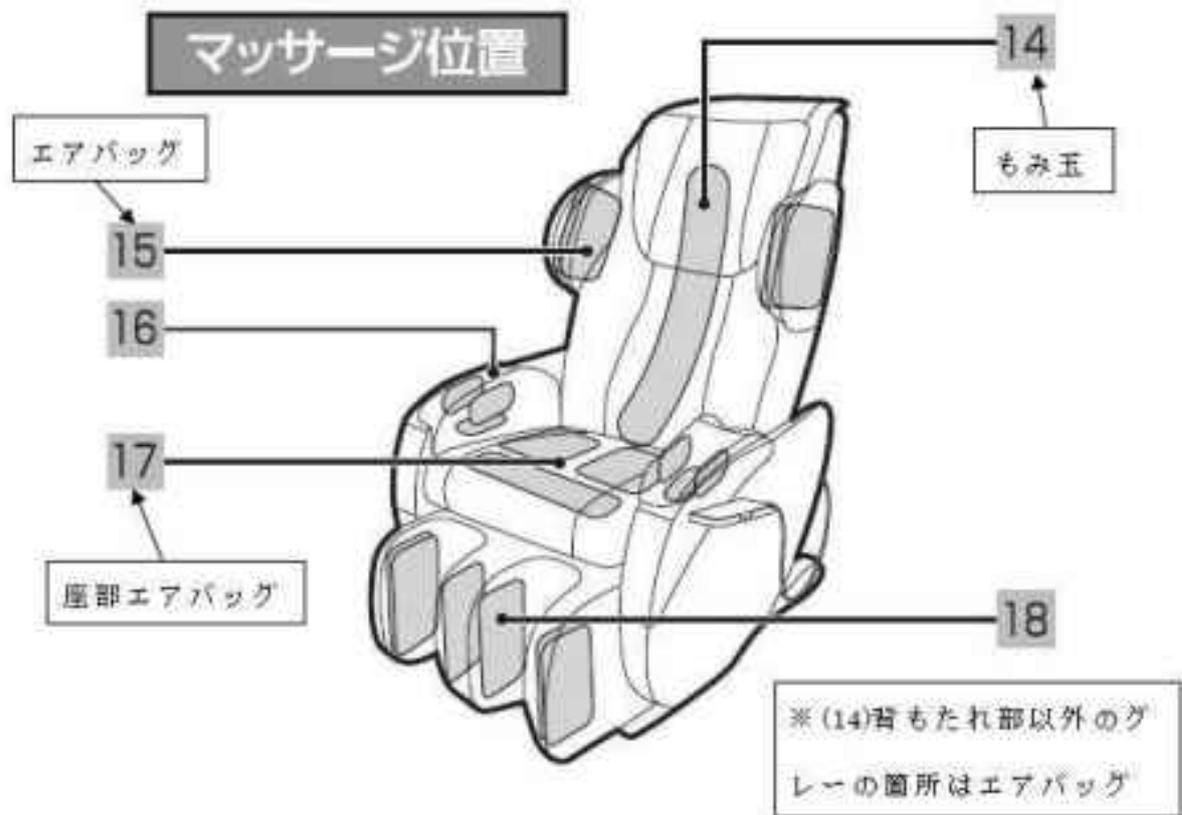
25 (a) エアバッグが、左右方向内方に膨張して、左右のもみ玉の前方か
つ左右方向外側位置において使用者の両腕の外側を押圧して、使用者の
胴体を両腕の外側から左右に挟む。

- (b) 機械式のマッサージ器が昇降する。
- (c) 左右のもみ玉によって使用者の背中に対して左右交互に叩き動
きを行う。



1 枕	マッサージをするときは、後ろに回してください。
2 背パッド	この上にゆったりともたれてください。
3 リモコン	本体の操作を行います。
4 リモコンホルダー	リモコンを収納してください。

図 1



14	背もたれ部 背中全体のマッサージを行います。
15	肩部 肩部のエアーマッサージを行います。
16	腕部 腕部のエアーマッサージを行います。
17	座部 尻もも裏のエアーマッサージを行います。
18	脚部 脚部のエアーマッサージを行います。

図 2

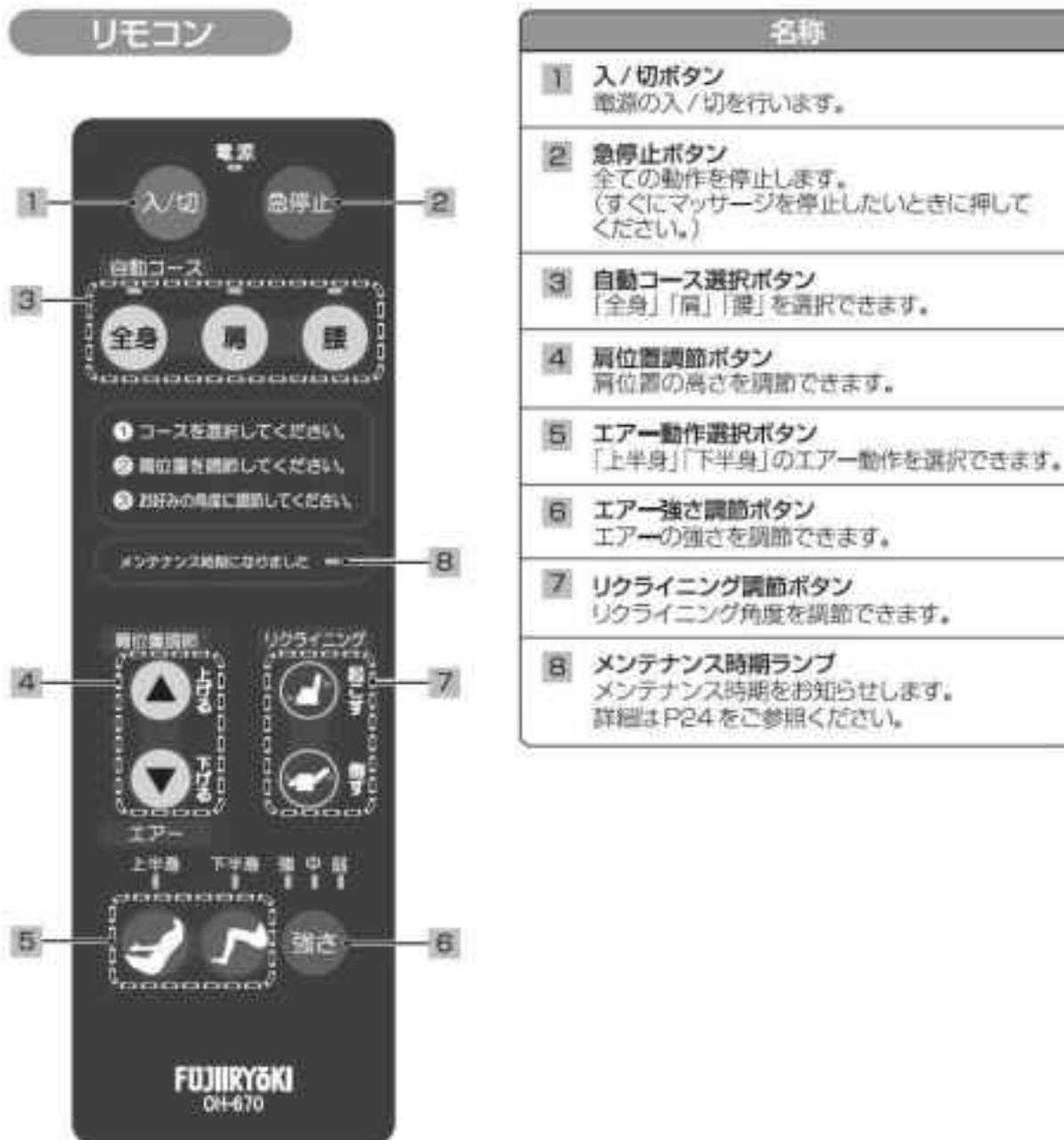


図 3

以上